

法科大学院認証評価

自己評価書

広島大学大学院法務研究科法務専攻

平成30年6月

広島大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	4
第2章	教育内容	17
第3章	教育方法	40
第4章	成績評価及び修了認定	51
第5章	教育内容等の改善措置	66
第6章	入学者選抜等	71
第7章	学生の支援体制	84
第8章	教員組織	93
第9章	管理運営等	113
第10章	施設、設備及び図書館等	119
第11章	自己点検及び評価等	128

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

広島大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

広島県広島市

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数 38 人

教員数 17 人（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

昭和 24 年 5 月に新制広島大学が設置された際に、地元県民の強い要望と、総合大学には社会科学系の学部が不可欠との認識のもとに政経学部を設置した。昭和 47 年 4 月に大学院法学研究科（修士課程）を、昭和 52 年 5 月に政経学部を分離改組して法学部と経済学部を、昭和 61 年 4 月に大学院社会科学研究科（博士課程）を設置した。

広島大学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、平成 7 年に、①平和を希求する精神、②新たなる知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念 5 原則を打ち立てた。平成 29 年 4 月には新たな長期 ビジョン SPLENDOR (Sustainable Peace Leader Enhancement by Nurturing Development of Research) PLAN 2017 を策定し、「『持続可能な発展を導く科学』を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」をミッションとして、そのための人財養成を目指している。

広島大学は、建学の精神及び理念 5 原則に則り、平成 16 年 4 月、高い倫理観に支えられ、高度の法的学識・能力を備えた真のリーガル・プロフェッショナルを育むことを目的として、既存の大学院社会科学研究科法律学専攻を母体に、独立研究科である大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）を設置した。

本研究科は、設立以来一貫してこの目的を達成するため、教育内容・方法として、基礎から応用へと段階的に進展する積み上げ方式のカリキュラムの構築、理解を深

める双方向授業を可能とする少人数教育の徹底、模擬裁判やリーガル・クリニック等の実務教育の充実を図るとともに、新入学予定者に対する入学前ガイダンスの実施、法学概論の入学当初の導入教育科目化、これと連携した基礎演習の展開等、新入生のスムーズな法学学習への取り組みを支える改善も実施している。

特に教員と学生との距離感を縮め、研究室を気軽に尋ねて授業等における質問や学修上の助言を求める学生に速やかに対応できる環境を構築している。学生 1 人に対して教員 2 ~ 3 人をチューターとして配置し、学習のみならず学生生活全般にわたる個別指導を行うとともに、研究科長等による、個々の学生の学修の到達状況を確認し学修プラン等を助言する面談を実施するなど、きめ細かい教育指導を実践している。

平成 17 年 4 月に設置した附属リーガル・サービス・センターは、市民への無料法律相談等を行うとともに、学生に法曹実務の一端を体験させることにより、本研究科の学生への実務教育のみならず、中四国の法律系学部学生に法曹への動機付けを与える教育を実践するに至っている。

これらの教育実践の結果、これまで 162 人が司法試験に合格し、その多くの者が、広島県及びその周辺において、法曹実務家として活躍しているほか、修得した法律知識を生かして官公庁や企業にも進出している。

他方、本研究科は、各年の司法試験合格率が全国平均に届かない状況が続いていることから、抜本的な教育改革を実行するために、平成 28 年 10 月に神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、その支援を受けて、エビデンス・ベースドの教育・組織改革、カリキュラム改編や教育手法の改善等に着手している。3 年間の教育連携において、カリキュラムの再編及び学生指導システムの充実を図り、次いでこのシステムを実効的に運用する教育技量の向上、さらにより幅広い学力層の学生に対する教育プログラムの完成へと段階的に進展させる。

本研究科は、今後も専門職大学院としての教育責任を果たし地域の期待に応えるべく、鋭意、改革改善の努力を重ねている。

《SPLENDOR PLAN 2017 (https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/SPLENDOR_PLAN_2017) 参照》

II 目的

本研究科は、「知的・精神的に強靭な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献する」ことを教育理念としている。

広島大学は、新たな長期ビジョンである SPLENDOR PLAN 2017において、「『持続可能な発展を導く科学』を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」をミッションとし、その下の3つのビジョンの一つである教育の視点では「国際通用性の高い教育を提供し、人類が直面する予測不能な種々の課題を解決することのできる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求する精神を心に刻みチャレンジするグローバル人財」の養成をビジョンとしている。この長期ビジョンを受けて、本研究科は、広島大学のミッションを実現する人財を継続的に輩出することを目指し、「紛争解決のプロたり得る、技量の高い法曹を養成すること」を責務として、同時にそのような法曹人財を継続的に輩出できる、持続可能な進展を遂げる教育機関たることも求められる。

1. 法曹養成教育の目的

本研究科は、上記の教育理念を「法曹養成プロセス教育のスタート部分を担う法科大学院の場」での教育実践を通じて実現するために、目指すべき法曹の理想像が備えるべき具体的な資質を明らかにしている。その資質の修得に向けた適切かつ的確な教育内容及び教育方法・手法を探求し、それを組み上げて鍛磨し、プロ養成教育ポリシーに貫かれた法曹養成教育プログラムを構築するよう努力している。

また、次の（1）～（4）のような資質を備え、学びの主体である学生一人一人の内面的な自覚を伴った法律専門家の養成を教育の目的としている。

- (1) 「学修の転移・活用 (transfer of learning)」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力
- (2) 法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探求し構築できる、創造性に富んだ法的思考力
- (3) 充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力
- (4) 専門職業人 (プロフェッショナル) としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を鍛磨し日々研鑽を継続する力

これらの資質は、広島大学の SPLENDOR PLAN 2017における教育ビジョンにある「国際通用性の高い教育を提供し、人類が直面する予測不能な種々の課題を解決できる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求する精神を心に刻みチャレンジする」ことを現に自らの行動で示していく上で不可欠であると考え、これらを修得し鍛錬する教育内容・方法を構築できるよう、教育システムやプログラムの改善に努めている。特に、カリキュラムの編成上は、未知の問題に対してそのプロセスを応用して解決策を創り出すことを可能とするため、「学修の転移・活用 (transfer of learning)」（1つの学修から得た方法を新たな勉学等の学びの場において類推し応用してその学びの質の向上を図ること）のプロセスを経験させる積み上げ教育が重視される（平成30年度から施行した新カリキュラムはこの点を十二分に意識して編成されている）。また、プロフェッショナル性を修得させるための教育として「知性の鍛磨」（個々の知識の修得において知識相互間の体系化を図る学修を得てその学修方法を新たな勉学等の学びの場において類推し応用できるように研ぎ澄ますこと）と「反省の技法」（日々の行動を他者の行動とともに詳細に振り返り、その行動の目的と行動との合理的関連性や他者の意識の変化を読み解くトレーニング）とを内面的に自覚させるための機会を設け、模擬法律相談や法務セミナーにおける的確な対応方法の検討を行う教育指導を重

点的に展開している。

2. 法曹養成機関としての目的

本研究科が広島大学のミッションを実現する人財を輩出する、「持続可能な発展を遂げる教育機関」であるために、そこで学び自らの夢を実現する学生にとって「範」となるべく、教育の質の向上と教育技量の洗練を日々怠らない教員組織・集団を形成する必要がある。

本研究科は、教育体制と組織を以下の3点を通じて学修サービス・マネジメント・システムへと転換することを目指している。

- ・学修サービスを整理し、見える化を果たすこと
- ・授業デザインやその実践の適切さ、教員のコンピテンシーを検証し、学修サービスの質の向上を継続的になす組織を作ること
- ・ステークホルダーの信頼を獲得し高めること

なお、学修サービス・マネジメント・システムを速やかに確立するため次の（1）～（3）のとおり具体適に取り組む。

- (1) 本研究科における授業等の学修サービスにつき、法科大学院協会策定の共通的到達目標に本研究科オリジナルな工夫を加えたものを教育基準とし、その確実な達成を図るために、学年進行を踏まえた各授業科目における教育内容及び方法を具体的に提示する。また、当該授業科目における学修達成度を明らかにし、積み上げのための後続の授業科目に申し送るためのシステムを作成する。これらにより、学修サービスを整理し、その「見える化」を果たす。
- (2) 学修サービスの質向上を図るために、授業担当の教員が授業デザインを的確に描き、それを教育の場で実践するための教育方法・手法を工夫するファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等の機会を充実するとともに、授業等における学修サービスのマンネリ化を防ぎ、受講生に応じた創意工夫のある教育を行うためのコンピテンシー（教員としての再現可能な行動特性）を高めるシステム（教員相互あるいは他の法科大学院教員による授業参観と授業の分析・検討、他の法科大学院での授業工夫等の学修、受講生との意見交換や授業評価等の機会を十分に設定し、そこでの意見等を素直に受容して活かしていく体制等）を構築し、実践的に適切な運用を図る。
- (3) ステークホルダー、すなわち修了生とその家族、修了生の就職先、本研究科の授業に関与される法曹・企業関係者等との、定期的なヒアリングや意見交換会を行うだけではなく、日常的に修了生・在学生に対する評価や意見を聞くチャンネルを設けて、隨時、教育改善につなげられるように体制を整える。

《SPLendor PLAN 2017 (https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/SPLendor_PLAN_2017) 参照》

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1－1 教育の理念及び目標

基準1－1－1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1－1－1に係る状況)

【解釈指針1－1－1－1】

1. 理念及び目標

本研究科は、教育の理念を適切に設定している（資料1－1－1－A）。

【資料1－1－1－A：教育理念】

教育理念

知的・精神的に強靭な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献する。



〔法律専門家の養成〕

社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスの提供
法の支配が貫徹した公正な日本社会の建設に貢献

出典：広島大学ウェブサイト

<<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/main/idea>>

また、本研究科は、教育の目標を適切に設定している（資料1－1－1－B）。

【資料1－1－1－B：教育目標】

教育目標

1：実力ある法律専門家の養成

- ・法律についての高度な専門的知識
- ・状況に即応できる柔軟な思考
- ・グローバルに活躍できる国際的な視野

2：人格高潔な見識ある法律専門家の養成

- ・幅広い教養と高い倫理性
- ・専門職業人（プロフェッショナル）としての任務に対する深い自覚

3：「社会生活上の医師」たる法律専門家の養成

- ・リーガル・サービスを必要とする社会各層の要請に対応
- ・人間と社会に対する深い関心・理解力・洞察力

4：対話力に優れた法律専門家の養成

- ・人の絆を大切にする対話力
- ・人の心の痛みが分かる共感力
- ・人をリスペクトする包容力

出典：広島大学ウェブサイト

<<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/main/idea>>

以上のとおり本研究科が設定している教育の理念及び目標は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合している。

【解釈指針1－1－1－2】

2. 理念及び目標の周知と公表

本研究科では、以上の理念及び目標について、ウェブサイトで公表しているほか、パンフレット、学生募集要項においても明記している。それに加え、入学ガイダンス等において新入生や在学生に繰り返し直接語りかけるなどして、周知を図っている（資料1－1－2－C）。

【資料1－1－1－C：研究科長からのご挨拶 抜粋
(リーガル・プロフェッショナル養成)】

研究科長からのご挨拶

卓越したプロフェッショナリズムが求められる時代に

現代社会は、グローバリゼーション、国家主権及び民主主義の相互矛盾が現出し、積み上げられてきた全世界的な合意が薄ろにされかねない状況にあります。私たちの日々の生活のなかにもそれと気づかずに見過ごしている重大な課題が存在しています。

「平生」を客観的かつ冷静に観察し、そこに潜在する課題を読み取り、それが顕在化した時に生じうる事態（の推移）を予測すること、その課題が悲惨な事態をもたらすのを予防する適切な対処をなせることが現代社会を生き抜くうえで必須です。そのためには、鋭い観察眼と深い洞察力に基づき柔軟な解決策を創造し実行できる人財、すなわちプロフェッショナルの育成が欠かせません。

法科大学院は、リーガル・プロフェッショナルである法曹を養成する教育機関として、その門を一歩くぐった瞬間から法曹となるためのあらゆる資質と能力を鍛えるための空間となっていかなければなりません。広島大学法科大学院は、知性の鍛錬法と反省の技法によるプロフェッショナリズムの育成を重視する教育システムを練り上げて、皆さんにプロフェッショナリズムをしっかりと修得させる学修サービスを提供します。

教職員も、日々、自らが学びと研鑽の機会を求めこれを活かして自己改革を心掛けるとともに、皆さんお一人お一人が法曹への道を着実に歩んでいかれるよう、全力を挙げてサポートしてまいります。

広島大学法科大学院は、世界に平和を訴えることのできるヒロシマの地で、共存共栄の精神に基づき、法と正義により現代社会を照らす、よき隣人たる法律家を養成する使命を果たすべく努力しております。

皆さん、広島大学法科大学院で大志をもって学び、その夢を実現されることを心より期待いたしております。

出典：広島大学ウェブサイト

<<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/main/akinomessage>>

《研究科パンフレット (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/pamphlet>)

研究科ウェブサイト (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool>)

別添資料1－1 平成30年度学生募集要項（一般入試）及び平成31年度学生募集要項

別添資料1－2 平成30年度学生募集要項（AO入試） 参照》

基準1－1－2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1－1－2に係る状況)

【解釈指針1－1－2－1】

以下のとおり、本研究科の教育を通じて、教育の理念及び目標を達成している。

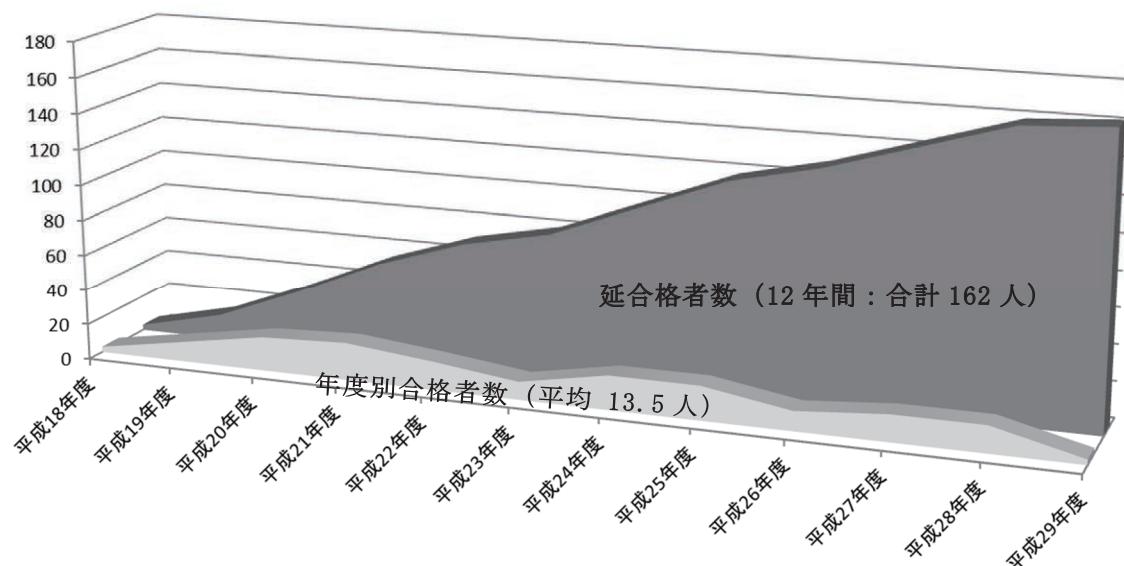
1. 司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況

本研究科の司法試験の合格状況は資料1－1－2－Aのとおりである。

修了者の約41.8%が司法試験に合格し法曹としての道を歩んでいる。本研究科は、司法試験合格率の全国平均には及ばないものの、平成29年度までの延合格者数は合計162人（年度別合格者数：平均13.5人）に達している。

また、本研究科修了生の法曹としての活動状況は資料1－2－1－Bのとおりである。現在、本研究科修了の弁護士は広島弁護士会には79人が、中四国地方の弁護士会では101人が登録している（平成30年3月末時点）。多くの修了生の実務経験が10年近くとなって、各弁護士会の諸委員会活動等において権利保護や法意識の啓蒙等の中核的な役割を担い、教育理念である「地域社会における社会生活上の医師」としての役割を果たしている。

なお、昨今は、全国規模で展開する法律事務所に入所する修了生及び首都圏、関西や九州・沖縄で弁護士登録する修了生も数人あって、弁護士活動の場が拡大する傾向にある。

【資料1－1－2－A：司法試験合格者数の推移】

出典：広島大学大学院法務研究科集計

【資料1－1－2－B：法曹としての活動状況】

広島弁護士会登録の弁護士	79人
中国・四国地方の弁護士会登録の弁護士	101人
首都圏・関西圏・九州圏の弁護士会登録の弁護士	5人

※一般企業に就職した弁護士7人及び地方自治体に就職した弁護士2人を含む

出典：広島大学大学院法務研究科集計

2. その他修了者の進路及び活動状況

本研究科のその他修了者の進路及び活動状況は資料1－1－2－Cのとおりである。

弁護士資格をもって地方公共団体や企業等に就業する者も徐々に増えるとともに、司法試験合格を断念した学生も司法書士等の法律専門職、県庁・市役所、裁判所や地元企業等の法務・総務部門等に就職する者もかなりある。有資格者では、企業内弁護士が7人、自治体に2人、資格を持たない者でも、裁判所事務官9人、地方自治体11人等、活躍の場を拡げている（平成30年3月末時点）。

【資料1－1－2－C：その他の就職先】

裁判所事務官	9人
地方自治体	11人
弁護士事務所事務職員	1人

出典：広島大学大学院法務研究科集計

3. 学生の学業成績及び在籍状況

本研究科の標準年限修了率は資料1－1－2－Dのとおりである。

本研究科の学生の学業成績は、厳格な成績評価を行っているものの、多数が合格水準に達している。

経済的な事情による退学者や、体調不良による休学者が多数出ているものの、標準年限修了率も平成29年3月修了者が43.5%，平成30年3月修了者が41.6%となっている。

【資料 1－1－2－D：標準年限修了率】

平成 26 年度入学法学未修者、平成 27 年度入学法学既習者の標準年限修了率
 (平成 29 年3月修了者)

区分	入学者数(人)	標準修業年限修了者数(人)	修了率(%)
平成 26 年度入学未修者	15	6	40.0
平成 27 年度入学既習者	8	4	50.0
合計	23	10	43.5

平成 27 年度入学法学未修者、平成 28 年度入学法学既習者の標準年限修了率
 (平成 30 年3月修了者)

区分	入学者数(人)	標準修業年限修了者数(人)	修了率(%)
平成 27 年度入学未修者	5	3	60.0
平成 28 年度入学既習者	7	2	28.6
合計	12	5	41.6

出典：広島大学大学院法務研究科集計

なお、広島大学大学院法務研究科細則第 6 条 3 項（資料 1－1－2－E）に基づき、必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合は、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めていない。

【資料 1－1－2－E：広島大学大学院法務研究科細則 拠粹】

(略)

第 6 条

(略)

3 必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合は、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めない。ただし、未修得単位が 6 単位以内のときは、この限りでない。

(略)

出典：広島大学大学院法務研究科細則

【解釈指針 1－1－2－2】

(1) 5 年の評価期間中に実施され各年度の司法試験において、本研究科の修了を受験資格として受験した者に対する合格した者の割合は、平成 29 年度を除き、全国平均の 2 分の 1 以上を維持している（様式 2－2：司法試験の合格状況参照）。

平成 29 年度の司法試験結果については、短答式の通過率は例年なく 72% の高水準に達していたにもかかわらず、論述式との総合評価では最低合格率 6% に留まった。

その原因は、すでに神戸大学との教育連携による教育上の問題点の洗い出しから、知識のインプットは一定レベルにあるが、アウトプットの機会が乏しく、論述には何でも書いてしまうことでその質を下げているという点にあると分析した。

論述の質の向上に努めるため、事案解決に即した争点の軽重判断を加え、メリハリの効いた論述を鍛えることを目指し、カリキュラム再編を行い、平成30年4月より施行している。これまでの知識の活用法の修得を重視する統合型教育プログラムを、インプット系講義科目とアウトプット系演習科目の交互開講による反覆学修を通じてより徹底し、教育内容及び方法も知識の活用まで必ず取り込み、その学修プロセスで得た知的経験を応用できることに自ら気づくよう導くとともに、自学自習においてそのトレーニングができるように教育実践している。現状では、知識の整理が点から線へと変化しつつあり、さらに面としてつながりを持たせ、活用できる状態を積み上げ方式教育で構築する。

これらの教育改革にも続く教育成果は、神戸大学との教育連携においては、神戸大学法科大学院の定期試験を利用した学修到達度評価によってダブルチェック・システムで検証される予定であり、現在、その実施時期の検討を行っている。

- (2) 5年の評価期間中に実施された司法試験において、平成29年度末までの5年間に本研究科を修了した者93名のうち、本研究科修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者が28名であり、合格率は0.3010である（様式2-2：司法試験の合格状況参照）。

上記合格率は全国平均の2分の1を上回っているが、本学のSPLENDOR PLAN 2017及び本研究科の教育理念に照らせば、少なくとも司法試験単年度合格率が全国平均を超える、累積合格率においても全国平均を上回る実績を上げるべく、教育改革・組織改革の必要がある。この目的の達成に向けて、これまでの教育改善・工夫に、神戸大学法科大学院の教育実践からの支援を受け、より質の高い法曹養成プロセス教育を実現し、その教育成果を上げるべく実践している。詳細は本章「2 特長及び課題等」における「改善の要する点」を参照のこと。

【解釈指針1-1-2-3】

5年の評価期間中に当該法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合は（様式2-2）のとおりである。

なお、平成17年度から平成28年度の本研究科の修了生数は388人、平成18年度司法試験～平成29年度司法試験の合格者数は162人であり、本研究科を修了した総数（388人）に対する本研究科の修了を受験資格として司法試験に合格した者の総数（162人）の割合は約41.8%である。

《研究科パンフレット (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/pamphlet>)

研究科ウェブサイト (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool>)

学生数の状況（様式2-1）

司法試験の合格状況（様式2-2） 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

1. 地域の法律専門家としての修了生の活躍

本研究科修了生は、相当数が司法試験合格及び司法修習を経て、多くは弁護士資格を得て、地元である中国地方を中心に法律事務所、企業等で活躍している。

広島弁護士会での登録弁護士 583 人（平成 30 年 4 月 1 日時点）のうち、本学修了者は 79 人であり、全体の 13.6% を占めており、地域に根差した法曹を養成している。最近 5 年間では弁護士になった人はその 4 分の 1 （本研究科修了生の割合）である。

2. 多様な場で高度な法的専門知識を活かす機会を掴む修了生の活躍

法曹資格を取得しなかった修了生も、裁判所職員、地方公務員あるいは民間企業の法務部門を支える人材として、各方面で提供される法的サービスの充実に貢献している。そのような修了生の増加が地域社会の法化社会化に貢献し、本研究科の教育理念を達成することにつながる。

地域の主要な企業及び自治体等との定期的な懇談の場を設け、企業及び地方公共団体等に法科大学院での教育内容を説明することによって、修了生（司法試験の合格の有無を問わない）の進路の開拓に努めている。

また、多様な活躍の場があることを意識づけるため、在学生及び修了生を対象とするセミナーを開催している。本学修了生が在学中に修得した法的知識及び能力をどのように活かして法律専門家として実社会で活躍しているかを知ることにより、修了後の進路についての学生の視野を広げることに努めている。

改善を要する点

司法試験、学内成績や学外の実力確認試験等の結果を見るかぎり、統合教育プログラムが十分に機能していないと評価せざるをえないことから、抜本的な教育改革の必要性が意識されるなか、司法試験において優れた実績を有する神戸大学法科大学院との教育連携の機会が得られた。

本研究科は、司法試験の合格状況においては、平成 29 年度司法試験結果において本研究科修了生の合格率が全国平均の 2 分の 1 に満たず最低の結果に終わったことを含め、これまで単年度の司法試験合格率が全国平均の割合を超えたことが 1 度（平成 20 年度）のみであって全国平均の割合を下回っている状況が続いていること、また法学未修者コース（3 年コース）修了生の司法試験合格率が近年全国平均の割合を割り込むことが多くなっていること、さらに入学者の減少に伴い入学定員の見直しを適宜行いその削減を実施しているにもかかわらず、入学定員の充足率は漸減し続けていることに対して、有効な改善策を講じ、実効的な教育改革・組織改革を実行することが喫緊の課題である。

個々の学生に学修指導を行うなかで、司法試験合格者との比較を含めてその学修力の到達レベルを分析したところ、多くの学生に共通する弱点—知識を丸暗記てしまい、法的論理思考をトレーニングする術を持たないこと—を解消する教育上の改善工夫が必要であるとの結論を得た。そこで、教育内容・方法の改善として、知識の授受においてその

知識を使うプロセスを取り込み使える状態での知識を理解することを目指す統合型教育プログラムを、年次を問わず各授業で取り入れることとしたが、従前の教育システムやカリキュラムを維持したなかでの教育内容・方法の改善工夫はなお有効な方策とは言い難く、合格率及び入学定員充足率いずれも状況の改善には至っていない。

この対策の不十分さは、本研究科が、司法試験結果を踏まえた教育システム、プロセス及びプログラムの全体の現状を直視し、そこに顕在化している諸課題に対してその原因を分析した上でその解決策を十分に練り上げて実行に移し、実効性のある教育改革・組織改革へと展開することができる「自律的な教育機関」として、高度専門職大学院の教育及びそれを支える組織の充実を図る努力に欠ける点があつたことによる。

これまで広島県を中心とした中四国地方の地域社会に大いに貢献し得る、力量のある法曹を輩出し、地域の法化社会化への歩みを支え続けてきている実績に甘んじて、広島大学の教育理念及び長期的ミッション、ヒロシマの地にあって紛争解決のプロである法曹を養成する法科大学院としての責務をより十全に果たすという目標の実現への意識付けが希薄化している。そのため、教育システムや教育プログラムが抜本的に刷新されてしかるべきところ、実際の改善工夫はマイナーチェンジにとどまり、個々の授業実践もそのポリシーやデザインにおいて新たな視点から見直されることなく漫然と繰り返されている。

広島大学は、平成29年4月に策定した新たな長期ビジョン SPLENDOR PLAN 2017において、「持続可能な発展を導く科学を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現」をミッションとし、「人類が直面する予測不能な種々の課題を解決することができる教養と専門的知識及び能力を有し、平和を希求する精神を心に刻みチャレンジするグローバル人財」の養成をビジョンとしている。

本研究科は、この5年間に本研究科の教育理念を実現する本学のミッションを達成する人財を継続的に輩出するため、紛争解決のプロとして技量の高い法曹を育成することを可能とする、持続可能な教育上の進展を遂げる教育機関に生まれ変わらなければならない。そのためには、高度専門職大学院という教育組織として、教育の質の向上と教員の技量の洗練を常に目指すための学修サービス・マネジメント・システムの確立が必須である。

学修サービス・マネジメント・システムは、「学修サービスを整理し見える化を果たすこと」、「授業デザイン・実践の適切さや担当教員のコンピテンシーを問い合わせ、学修サービスの質の向上を継続的になすこと」、「ステークホルダーの信頼を得、高めること」の3つを一体化させることで成り立つ。

本研究科が学修サービス・マネジメント・システムを構築するに当たり、まず法曹養成教育において司法試験合格率の向上と結びつくような教育策を迅速かつ有効に打てるシステムを設けることが必要である。そのため、平成28年10月に神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、その支援を受けて、抜本的な教育改革を進めることとした。神戸大学法科大学院は、司法試験合格率においてもトップ7の実績を上げ続けており、すでに多くの教育改革を行い、改善の工夫を積み重ねている。本研究科は、神戸大学法科大学院より教育改革等の実践智である様々なノウハウの提供を受け、現行の教育システムをより実効性ある質の高い教育システムへと改革・改善することを平成32年度までに成し遂げ

ることを目標としている。この教育改革は、エビデンス・ベースで行い、分析結果において明らかとなった教育成果阻害要因に対して、その解消方法を速やかに実践し、その進捗状況や教育的成果を検証するプロセスを、神戸大学法科大学院の支援のもとに本研究科との共同で客観的に検討することをルール化している。この教育改革の実践により、本研究科が自立的に、教育成果を高める、学修の質及び教育技量を向上させる改革・改善システムの確立が目指される。

平成29年度は、本研究科の停滞状況を生み出す原因を明らかにするために、従前より行っている、受講生による授業評価アンケートや教員相互での授業参観メモ、修了時学生アンケート等に加えて、神戸大学法科大学院の助言と協力を得て、平成23～25年の修了生に対するアンケート（以下、「修了生アンケート」という）及び神戸大学法科大学院教員による本研究科学生からの意見聴取をそれぞれ実施した上で、全ての調査結果を共同で分析検討している。その結果、以下の問題点が明らかとなった。これまで本研究科が独自に把握していた点も含めて列記する。

1. カリキュラム編成上の問題点

- (1) 同一法領域における科目連携が不足し、教育内容の重複や間隙が見られるとともに、各講義科目における共通的到達目標の達成度が積み上げ科目に引き継がれていないこと。
- (2) インプット系講義科目とアウトプット系演習科目とがカリキュラム編成上の配置においてアンバランスな状態になっていること。
- (3) 新入生に対する、あるいは学年進行に伴う、学力育成または学修法の懸け橋となる科目が存在していないこと。
- (4) 受講生の学修力レベルを細かに確認しそのレベルアップを迅速かつ効率的になし得る科目配置が適切になされていないこと。

2. 教育方法上の問題点

- (1) クラスの少人数化への対応が不十分で、受講生の受け身的姿勢が蔓延するとともに、双方向・多方向の教育の実効性が低下していること。
- (2) クラスの少人数化による受講生の授業負担の増加に対する的確な教育手法の改善・工夫が十分になされていないこと。
- (3) 原級留置率が比較的高いことが学生に時間的・経済的負担を課するゆえに受験者数の減少の一因になっている中、個別的な改善努力がなされているものの、組織的には教育効果を向上させる教育手法等の改善工夫がいまだ十分ではないこと。

3. 教育技量における問題点

- (1) 学生の学修力の把握及び司法試験の相場観において、実際とのずれが存在し、それが教育効果を低減させる結果となっていること。
- (2) 教員による授業内容及び教育方法の恒常的なレベルアップが必ずしも的確になされておらず、教員のコンピテンシーが適宜適切に評価されていないこと。

これらの問題点は個々独立している場合もあるが、それぞれが相互に有機的に連関して問題をより深刻化させることもしばしばある。そこで、神戸大学法科大学院のこれまでの教育改革実践で得られた経験智に基づく助言を得て、教員に教育改革を、また、学生により緻密な学修を意識付けるために、カリキュラムの抜本的改革に最初に着手することとした。新カリキュラムで採用する科目編成方法の教育的効果を確認するために、刑法において試験的に新カリキュラムを平成29年度に先行実施したうえで、平成30年度から新カリキュラムがスタートした。

カリキュラムの再編においては、以下の4点の改善を図り、アウトプット重視による法的論理思考の強化を目指す構成に変更している。

- (1) クオーター制（4学期制）を採用することで、より細やかに受講生の学修状況が把握でき、また柔軟な科目編成が可能となること。
- (2) 対話型を含むインプット系講義科目とアウトプット系演習科目とをワンセットとして学修の反覆を可能とし、演習系科目の充実・強化を図り、事案解決のための法的論理思考の枠を修得させること。
- (3) 新入学時あるいは学年進行時の段階で、法科大学院におけるあるいは積み上げ方式における段階的な学修の質の転換・向上を確固とするつなぎ科目を新設するなどの学修レベル対応型教育を徹底させること。
- (4) 論理的思考の完成度を高める学修法の鍛成強化を図ること。

これらにより、3年次第2ターム終了時には個々の受講生の学修力が司法試験合格可能レベルによりスムーズで確実に達することを目指している。

新カリキュラムを適切に運用する上では、法律基本科目を中心に設定されている共通的到達目標の達成度を各講義科目及び個々の授業において確認し、当該科目を基盤に積み上げられる講義科目の担当教員に、達成度の現状と課題を申し送ることが必要である。

これによって、積み上げ方式では学年進行に伴い授業における多角的な分析がなされ、より多様性のある段階で、不十分な達成レベルにあった事項につき補充することを可能とし、共通的到達目標の実現を確保する。また、この達成度の申し送りシステムは、個々の授業等における学修サービスの見える化を促進し、組織的に教育内容や方法のより一層の充実・改善を常に志向し実践できる体制を生み出すことにつながるメリットもある。

カリキュラムの改編により本研究科の教育方針及びそれに基づく具体的な教育内容・方法が明らかになることで、実際の教育の場において必要とされる教員の教育技量の向上が次段階での改革テーマとなる。

教育技量の観点では、クラスの少人数化に対応した教育技法の修得、及び適切かつ的確な成績評価方法の確立が最重要課題である。

前者に関しては、これまでのFDにおいて議論してきた教育技法—受講生に気付きを生み出す教育的対話法や法的フレーム思考に馴染ませそこから気付きに至らせる手法等一の導入を試みつつ、また、その実績が高く評価されている神戸大学法科大学院の未修者スタートアップ・プログラムをモデル化し、また実際の授業参観や意見交換を通じて、当該プログラムのノウハウも踏まえ、本研究科にオリジナルな少人数教育法

を開発・実践することを目標とする。

後者について、適切な成績評価を厳格に行うことはこの教育改革に関わらず遵守すべき点である。その上で、より的確に個々の受講生の学修力を司法試験等で求められる力量に照らし標準レベルを設定することが、神戸大学法科大学院との教育連携の中で指摘されている。そこで、成績評価を、定期試験問題の作成・配点基準の設定・答案の採点までのプロセスとして捉え、その全体が第三者の目でチェックされるなど、客観的な検証を受けるシステムを設ける。のために、神戸大学法科大学院における定期試験問題を本研究科学生に提供し、その答案を神戸大学法科大学院の採点基準により採点し、その結果と本研究科の採点結果とを比較検討の上、成績評価の技量を向上させていく（学修度ダブルチェック・システムによる教育技量の改善）。

この点は特に現状においても急ぎ改善すべきことであるので、平成29年度より刑法領域においてその基礎段階の完成時期に、神戸大学法科大学院の定期試験問題と採点基準とを用いて、神戸大学法科大学院学生と本研究科学生との合同授業を実施した。直接の対話型授業を通じて、本研究科学生の学修力の到達レベルを確認した神戸大学法科大学院の教員から、①法知識の提供に引き続いて、簡単な事例を使った演習で、「行為」と「事情」の選り分け～法的な枠組（構成要件の構造）の中での位置づけ方を考えさせること、②「行為」の捉え方（切り取り方）とその評価に係わる問題を区別させてみるべきこと等、不十分と見られる点の指摘を受けた。今後は、これらに加えて、本研究科における答案採点及びその評価につき意見交換を行う。

今回の教育改革が教育上の実効性をもって進められているか否かを同時並行的かつ客観的に分析するため、上記学修度ダブルチェック・システムを利用し、神戸大学法科大学院の支援を受けて、教育効果の観点から共同検証を行う。また、これとは別に、本研究科では、平成29年10月から平成30年3月に前高等裁判所長官を顧問教授に迎え、この改革のスーパーバイザーとして有益な提案・助言を受けた。

これらにより、司法試験合格率を向上させ、また就業実績も積み上げる。特に、自由・平和を希求する精神を紛争解決の場に反映できる法曹を、地域社会のみならず、東アジアを含む国際社会へ輩出する教育プログラムを開発し実践できるよう研究・工夫を重ねる。さらに、確立された学修サービス・マネジメント・システムで洗練された、法曹志向プログラムを中四国地方の法律系学部に展開して、法曹志望者層を拡大拡充し、入学定員充足を図る。そのために、特にいわゆる純粹未修者であっても思考法と法哲学的価値判断法とを修得することによって短期間でも司法試験に合格できることを実証できる教育プログラムを実践し展開することを目指している。

なお、本研究科オリジナルな教育上の改善工夫は、学修サービスのマネジメントを通じて、志のある多様な学生に高度な専門的法知識と素養を修得させる教育に、プロフェッショナル性を養成する知性の鍛錬と反省の技法とを取り込み、その実践を日常的に行わせるプロセスを加えることで、より一層充実させることが最も肝要である。同時に、大学学部において事案解決への関心を高め、解決に伴う達成感と自己効力感を体験させて、法曹への強い志をもつ学生を育てることから、修了後に自らも満足できる就業の機会を得、さらに技量を磨き続けるプロ意識を持たせることまで、「プロ養成」の観点で貫かれた教育プロセスを確立することも不可欠である。

平成 29 年度は、神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、本研究科の教育上の問題点を炙り出し、その解決に向けて、カリキュラム再編に取り組み、平成 30 年 4 月から新カリキュラムの運用を開始した。平成 30 年度は、司法試験合格率の向上という目的を達成するための新カリキュラムにおける教育上の強みを最大限に引き出すために、その運営主体である教員の教育技量を向上させることが重要なポイントである。教員は一人一人が、神戸大学法科大学院との教育連携の一環として位置付けられる上述のさまざまな検証に基づく改善を行うことによって、その教育技量を向上させていくとともに、統合型教育プログラムを新カリキュラムの教育内容・方法として定着させるための改善工夫も求められる。平成 31 年度は、教員のさらなる教育技量の向上と、受講生の学修意欲の強化及び学修方法の洗練とを連結させ、教育の実効性を高める教育改善を行うとともに、教育システムの完成を目指し、平成 32 年度において司法試験合格率及び入学定員充足の 2 大目標を達成しなければならない。そのために、本研究科はまさに教育改革のための検証を真摯に行い、その結果に基づく検討・議論を重ね、諸学問分野におけるさまざまな知見をも取り入れつつ、法科大学院における法曹養成プロセス教育のより良い手法を生み出す努力を惜しまず継続している。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

【解釈指針2-1-1-1】

1. ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性について

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとは一貫性に十分に留意して作成している。特にこれから時代に求められる、未知の問題に創造性のある思考力で対処できる法曹を養成するため、カリキュラム編成と教育内容とをしっかりと連動させて、「学修の転移・活用」を実践する機会をより多く提供できるようプロセス教育を再構築している。

本研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及びこれを基礎とするカリキュラム・ポリシーは、別添資料2-5及び2-6に示したとおりであり、本研究科は、法科大学院の教育が専門的職業人である法曹実務家の育成プロセスであることを十分意識し、法曹として求められる専門的な知識とプロフェッショナル性の基本的な資質を修得させ、法曹としての責任感と倫理観を涵養させる教育課程を編成している。特に、本学の SPLENDOR PLAN 2017 に基づき、未知の問題に対処できる法曹を養成するための創造的思考力の醸成とその柔軟な維持とを可能にするカリキュラムを再編している。平成30年度から運用している新カリキュラムでは、インプット系講義科目とアウトプット系演習科目とを交互に開講することで、インプット系講義科目で修得した論理的解決のモデルから「学修の転移・活用」を意識させ、アウトプット系演習科目では基礎・基本からの展開に新規性を持たせる学修機会を増やし、創造性のある法的思考力を生み出し強化させることも再編の狙いの一つである。

1年次において法律基本科目の履修によって法理論的思考の基礎・基盤を身に付ける。その際、必要な知識として単に覚え込ませるのではなく、法律は問題解決の道具であってそれをいかに適切に用いることができるかということについては、基礎・基本の理解が影響することを認識させている。

2年次において、1年次に身に付けた基礎的な知識を、具体的な設例の法的処理や重要判例の射程等を検討する中で実体法と手続法との融合の視点を意識づけつつ、より深い理解へと導き、法的論理を緻密に構築する能力を修得する。また、法曹倫理で

は、現実に起こりうる利益対立状況を素材に、法理論的分析力の修得経験を活かし、その学修を転用して、創造的で率直な議論をさせることによって、法曹としての責任感及び倫理観を身に付ける。

3年次において、発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を修得することができるよう、法曹のあるべき姿をイメージさせ、理論と実務を架橋する視点から法の全体像や仕組みをトータルに理解し一般市民にわかりやすく説明できるところを目指して鍛える。

きめ細かな段階的積み上げ方式によって、上記のカリキュラムを編成している。

この新カリキュラムのベースとなる教育課程は、汎用性の高い理論について基礎・基本から徹底して理解を促す教育を先行し、法理論の理解を背景に実務における法の実践を学びその意味を理解する教育を行うものである。再び、基礎から実務への理論を一体的に修得することにより、理論的教育と実務的教育とを融合させている。また、理論的教育であっても、実務的教育であっても、学修の転移・活用の実践を学生が自ら実践することにより、高い倫理観と創造的な法的思考力を醸成している。

本研究科の教育課程は、研究者教員と実務家教員とのカリキュラム、授業科目の教育デザイン、自己の授業における教育内容と手法等の継続的な協議と改善工夫の積み重ねにより、司法試験及び司法修習への有機的な連携を踏まえ、法曹養成教育プロセスの中核である法科大学院教育が段階的かつ完結的であるよう編成されている。

【解釈指針2－1－1－2】

本研究科では、飛び入学制度はない。

【解釈指針2－1－1－3】

本研究科では、他の法科大学院からの転入学制度はあるが、実績はない。

【解釈指針2－1－1－4】

本研究科では、学生が段階的に履修できるよう、適切にカリキュラムを編成している。

1. 1年次配当科目について

1年次に配当している法律基本科目 19 科目は、全て必修科目である。各科目では、法律の構成に拘泥することなく、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成している。

特に、1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、平成 21 年度に授業内容の再編を行った「法学概論」では、その後も、「法律」「訴訟」「判例」等、全ての法律基本科目に共通する概念や制度の基本を学ばせ、授業内容を充実させていく。

さらに「基礎演習」で実定法の体系的な理解と、法的思考の基本及び法的文章力の基本を修得させている。

平成 29 年度には、法学未修者が学修のレベルを段階的に高めることを促し、かつインプット系講義科目とアウトプット系演習科目とを繰り返すことを図って、クオーターリー制（4 学期制）を採用し、講義と演習とを交互に組み、反覆学修の機会を付与する新カリキュラムに再編した。

なお、法学未修者の新入生が法律学習をスムーズに始めることができるように、入学前ガイダンスを実施しているほか、プレ・チュートリアルや入学前事前課題の提示を行っている。

2. 2年次配当科目について

2年次配当の法律基本科目では、1年次に身に付けた基礎的な法的思考力を前提に、各科目において、より高度の法的思考を発展させ、自己の見解を適切に表現するための能力を養うことを目標としている。

平成30年度には、2年次科目についても学生の段階的な理解を促し、特に前期前半（第1ターム）において既修新入生が法科大学院における学習に相応しい学修スキルを会得し得るよう、民事法、刑事法を中心にクオーター制（4学期制）を大幅に取り入れた講義の再編を行った。

実務基礎科目のうち法曹倫理については、2年次前期配当の必修科目「法曹倫理1」に加え、後期に選択科目として「法曹倫理2」を開講し、実務家法曹としての倫理上の問題について、より発展的な事例を検討させている。また、3年次前期に開講される模擬裁判や、春季休業中に実施されるエクステーンシップに対応できるよう、2年次前期第2タームから後期第3タームにかけて民事訴訟実務基礎を開講し、要件事実の考え方や主張整理、事実認定の方法を学ばせている。

2年次には、法学の素養がある学生の思考をより豊かにさせるために、法社会学、アジア法（中国・韓国を中心とするアジアの法制度を学び、これらの地域で活動する企業の抱える法律問題について学ぶ）等の一連の基礎法学・隣接科目を開講し、また、法律基本科目の学習によって得た専門的な法知識を発展させつつ、問題解決型思考の応用能力を展開させるために、展開・先端科目として消費者法、労働法1、国際私法・取引法等を配置している。

なお、個々の学生の単位修得計画に柔軟に対応できるように、2年次配当の基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を3年次に選択することも認めている。

3. 3年次配当科目について

3年次は、2年次までに得た法令・判例に関する体系的知識と論理的思考力を前提に、実務で必要とされる事例の解析と問題解決のための思考を修得する一連の法律基本科目と実務基礎科目が配されている。3年次配当の必修法律基本科目は、全て高度の演習科目であり、研究者教員と法律実務家が共同して、実務的な課題解決のための法的思考力を養うこと目的としている。

前期に配当されている実務基礎科目の模擬裁判、ローヤリング、刑事訴訟実務基礎、法文書作成はいずれも実務経験豊富な専任教員及びみなし専任教員によって担当され、訴訟実務の基礎を学生に提供している。

さらに、倒産処理法1・2、税法、労働法2、不動産登記法、知的財産法1・2等、ビジネス法を中心とした展開・先端科目のほかに、より実践的な実務基礎科目として、広島県内の企業や地方自治体が現に遭遇している法律問題を紹介し、学生と教員も交えて討議する臨床法務を開講している。

《研究科パンフレット (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/pamphlet>)
広島大学法学部パンフレット (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/law/brochure>)
別添資料（様式1）開設授業科目一覧
別添資料2-1 平成30年度授業科目シラバス
別添資料2-2 入学前ガイダンスの配付資料
別添資料2-3 プレ・チュートリアルの配付資料
別添資料2-4 平成30年度授業時間割
別添資料2-6 ディプロマ・ポリシー
別添資料2-7 カリキュラム・ポリシー 参照》

基準2－1－2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準2－1－2に係る状況)

【解釈指針】2－1－2－1

本研究科では、個々の授業科目毎に、そこで養成される法曹に求められる知識と能力について、研究科全体及び各法領域における積み上げ教育プランに従い、具体的な目標を設定し、広島大学大学院法務研究科シラバス（以下、「シラバス」という）の「授業の目標」に明記している（資料2－1－2－A）。

各授業科目の「授業の目標」は、すべて教授会で確認している。その際に、本研究科の教育理念等に基づき修得すべき知識と能力を前提に、各法領域の積み上げ教育における当該科目の位置づけに照らして、いかなる知識及び能力をどのような教育項目を用いてどの程度のレベルに到達させるのかという、トータルな教育デザインも協議している。

当該授業科目における「授業の目標」を達成するために、いかなる教育項目を用いるかは共通的な到達目標モデルがある科目においては適切な到達目標を選択のうえ、共通的な到達目標モデルのない科目ではオリジナルな学修ポイントを設定し、法科大学院教育研究支援システムの授業詳細（レジュメ）欄に事前に記載することとしている。授業詳細（レジュメ）欄記載時又は授業時において、到達目標のどれが授業時に確認され、どれが自学自習に委ねられるのか、さらに自学自習に委ねられる到達目標が十分にマスターされているかをどのように確認するかについて指示がなされている。

積み上げ方式による教育の成果を確保するために、各授業科目における授業実践において特に積み残した点がある場合には、積み上げ方式の教育プロセス上、次の段階に位置づけられる授業科目に引き継ぎ、何らかのフォローができるようメモを申し送っている。

《別添資料2－1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

【資料2-1-2-A：シラバス抜粋】

配当年次	1年	開設期	前期 <第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1 単位				
授業科目名	刑法A演習										
担当教員名	秋野 成人		研究室	B 2 1 3	内線	7 0 5 2					
【科目の概要】											
刑法A（条文解釈編）で習得した条文解釈ルールに従って、財産犯領域の各犯罪類型につき、条文からその構成要件を導き出し、個々の構成要件要素において生じる問題点を検討する。その際、テキストや判決文を十分に読み込めることを重視する。											
【授業の目標】											
1) 条文から各犯罪類型の構成要件を解釈により導き出せる。 2) 各犯罪類型の特質と相互の違いを正確に把握できる。 3) テキストや判決文を緻密な論理的思考により正確に読解し、それを範として論述を組み立てられる。											
【授業の進め方】											
1) 予習として指示されたテキストの範囲をじっくりと読んでくる。 2) 授業で提示された文献資料をその場で読んで、質疑応答や議論を通じて、その内容を正確に把握する。その際に、テキストの主張内容との異同を明らかにする。 3) 復習課題を提示するので、自学自習する。											
【主たる教材】											
教科書： 井田良 『講義刑法学・各論』有斐閣 2016年 井田良ほか『よくわかる刑法 第2版』ミネルヴァ書房 2013年											
【成績評価の基準】											
中間試験（30%）及び期末試験（70%）を単純合算して成績評価を行う。なお、いずれの試験も論述試験とする。											
【授業計画】											
1. 財産犯の保護法益と行為態様 刑法第235条・第242条・第252条 2. 1項犯罪と2項犯罪 刑法第235条・第252条／第236条・第246条／第247条 3. 窃盗罪① 刑法第235条 4. 窃盗罪② 刑法第235条／第261条 5. 強盗罪 刑法第236条 6. 詐欺罪・恐喝罪 刑法第246条・249条 7. 横領罪・背任罪 刑法第252条・第247条 7.5. 盗品等に関する罪 刑法第256条											

【その他】

今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。

出典：広島大学大学院法務研究科作成

基準2－1－3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2－1－3に係る状況)

【解釈指針2－1－3－1】

本研究科では、4つの科目区分に該当しない授業科目は開設していない。

【解釈指針2－1－3－2】

本研究科の法律基本科目は、積み上げ方式による教育課程であるので、授業レベルが基礎・基本から発展・展開レベルまでに分かれるが、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象としているものすべて含んでいる。

【解釈指針2－1－3－3】

本研究科の法律実務基礎科目は、法律実務に携わることへの導入となるもので、実務経験を有する教員が関与して、法律基本科目などの学修状況を考慮しつつ、実務への理解を深め、法理論の実務とのつながりを意識付ける教育内容である。

【解釈指針2－1－3－4】

本研究科の基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、また、社会科学のベースとなる学問分野における視座の設定や対象の分析手法を学び、柔軟な分析的思考力を修得することで、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する教育内容を備えている。

【解釈指針2－1－3－5】

本研究科の展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行っている。

【解釈指針 2－1－3－6】

本研究科の基準 2－1－3（1）から（4）に該当する授業科目は、他の科目区分の授業科目として開設していない。

【解釈指針 2－1－3－7】

本研究科の展開・先端科目には、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野を教育の内容とするものはない。

以上のとおり、本研究科の全ての授業科目は、適切な科目区分の元に開設している。

【解釈指針 2－1－3－8】

【解釈指針 2－1－3－9】

法律基本科目と法律実務基礎科目とは、教育内容が法律基本科目の基本分野に当たるか、当たるとしても基本分野への言及があくまでそれに基づく法律実務の理解を深める前提として注意喚起的に触れるにすぎず、授業科目の到達目標が法律実務に関する基礎的な内容の理解を主眼とするものとなっているかを基準として各授業科目を区分けしている。

1つの授業科目の中で、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目又は法律実務基礎科目に該当する部分とが混在している場合には、その授業科目の基本的な到達目標やそれぞれの割合などを考慮して、科目区分を厳格に行っている。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2－1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準2－1－4：重点基準

基準2－1－3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2－1－4に係る状況)

1. 法律基本科目

(1) 総論

法律基本科目は必修59単位、選択必修が2単位である。公法系科目は12単位、民事系科目が32単位、刑事系科目が12単位（1単位の選択必修を含む）、このほか1年次の法律基礎の導入科目が4単位、3年次の重点演習が選択必修1単位である。

平成30年度からの新カリキュラムでは、法律基本科目の配置を大きく改編した。具体的には、以下のとおりである。

第1に、法学未修者の学修レベルを細かにチェックできるよう、前期を第1・第2ターム、後期を第3・第4タームに区分し、ターム単位の講義を多数配置した。これにより、学生も段階的に学修レベルを上げながら、継続的に学修を行うことを可能とした。

第2に、2年次生についても、既修新入生の比率が高まり、法科大学院における学修スタイルとスキルに対応できない状況も見受けられたため、前期第1タームに既修新入生に法科大学院における学修のスタイル及び必要なスキルをモデル的に見せて、学修の継続性を維持させるとともに、未修1年生と既修の新入生の学修状況を揃えることを意識した講義科目を複数配置した。

第3に、学生の学修到達レベルをきめ細やかに確認できるシステムとなったため、3年生前期第2タームの段階での学修到達度が法科大学院修了のミニマムレベルにあるかを把握し、後期には各学生がその到達度に応じて選択することのできる複数の演習科目を配置し、全学生が法科大学院の修了にふさわしい知識及び能力を確実に修得できるよう、指導する体制を整えた。

(2) 1年次

1年次の必修科目は27単位、全て法律基本科目である。導入科目として、法律学の基本的な要素を学ぶ法学概論（1単位）を第1タームに履修し、第2タームから順次第4タームまで、法的思考及び法律文章の作成について学ぶ基礎演習（各1単位計3科目）を履修し、法律学習を進めるに対応してより高度の思考法と文章作成の方法を学んでいく。

民法は5科目10単位であるが、そのうち3科目は前期に集中配置し、最初に民法の基本を集中的に学んだ上で、段階的に理解を深めることを目指している。会社法（3科目各1単位）については法学未修者に配慮して第2タームから開始し、会社法の条文と基本判例の理解を徹底させている。民事訴訟法（2単位）については後期に開講している。

刑法については各タームに1単位科目を配置し、条文の基本原則の修得からより応用的な原理へと段階的な学習を図るとともに、インプット系講義科目とアウトプ

ット系講義科目とを交互に配置したうえで、学修スパイラルの深化を体験させる教育上の工夫も取り入れている。刑事訴訟法については、平成30年度から2年次に集中配置している。

憲法については、前期・後期に2科目（各2単位）を配置している。

（3）2年次

2年次の法律基本科目は、必修科目が28単位、選択必修が1単位である。2年次は、法律基本科目について基本的な理解を修得していることを前提に、それらの知識を具体的な事案に当てはめ、問題解決を導き出すことを目標とする一連の基礎的な演習科目を配置する。

平成30年度には、クオーター制（4学期制）の科目を大幅に取り入れて、既修新入生の段階的な学修に資するようにしている。第1タームには、既修新入生が法科大学院における学修にスムーズに対応する上で必要な能力を早期に修得することを主たる教育目的とする、一連の1単位の演習科目を配置している。具体的には、憲法演習1、民法演習1A・2A、刑法演習1（第4タームに実施される刑法演習2との選択必修）である。

2年次生の刑事法に関する能力到達度に大きな差があることに対応して、従来選択科目として開講していた刑事演習（2単位）について、刑法演習1と刑法演習2の2科目（いずれも1単位）を配置し、前者を基本・基礎のより深い理解、後者を3年次の応用実務科目につながる講義と位置づけ、各学生がその到達度に応じて履修すべく、いずれか1科目を必修とした。

平成29年度までは1年次に2単位、2年次に2単位配置されていた刑事訴訟法について、平成30年度からは2年次に4単位を配置した（各1単位4科目）。2年次に既修・未修生に一貫かつ充実した刑事訴訟法の学修機会を提供するためである。

（4）3年次

平成30年度より、3年次の必修法律基本科目である総合演習科目を大きく改編した。従来、公法・刑事法・民事法の総合演習を後期にそれぞれ2単位の必修科目として開講し、法科大学院の修了において求められる能力に到達していることを確認していた。しかし、期末試験等の結果、充分に到達すべき能力に達していないと判断される学生については留年を余儀なくさせていた。

平成30年度からは、前期の第2タームに、必修科目である総合演習3科目（各1単位）を配置し、これらの科目で公法・刑事法・民事法の各分野に関する理解が十分な程度に達しており、それらを用いて事案解決を独力でなし得る程度に学修力が到達しているか否かを確認する。後期には各学生が第2タームの総合演習科目の履修により明らかになった到達度に応じて、一連の重点演習科目（選択科目）を履修する。3年次の各学生の学修到達度に応じて、きめ細やかな指導を実施し、3年次生修了時に法科大学院において求められている能力を確実に修得できるように配慮した。

2. 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、法曹倫理1、法文書作成、民事訴訟実務基礎1及び2、刑事訴訟実務基礎、模擬裁判の6科目9単位が必修、エクスター・シップとリーガル・クリニックが選択必修（1単位）であり、さらに選択科目として法曹倫理2、ローヤリング、臨床法務及び公法実務基礎を開設している。

2年次には法律家としての倫理観・倫理意識を修得するための法曹倫理1・2を配置した。平成30年度からは、後期に配置されていた民事法実務基礎を第2ターム及び第3タームに配置し、学生が要件事実論等の民事実務についてこれまでよりも早期に学修できるようにした。

平成27年度から、広島の企業や地方自治体の担当者が直面する法律問題を講義する臨床法務を開講しており、さらに平成29年度には、公法訴訟の実務について実務家が解説する公法実務基礎を開講した（いずれも3年次配当）。

エクスターンシップとリーガル・クリニックは選択必修（1単位）であり、前者は2年次末の春季に、後者は3年次夏季に集中実施している。エクスターンシップについては、広島弁護士会の全面的な協力を得て学生を中堅弁護士の事務所に派遣しており、またリーガル・クリニックについては教員の立会いの下、学生が実際に市民からの法律相談を受けて回答している。

3. 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は4単位が選択必修であり、法的思考の基礎を学ぶ法的思考法、アジアの法制度及びアジア進出の日本企業にとっての法的課題を学ぶアジア法1・2、平成29年度からは政治学（行政学）及び法社会学の6科目を2年次に配当、法理学1科目を3年次に配当している。2年次配当の6科目は3年次において履修することもできる。

4. 展開・先端科目

展開・先端科目は、17科目32単位が毎年開設されており、学生は全体で24単位以上の選択科目の中で、必ず12単位以上を修得することとしている。展開・選択科目は、主として3年次に配当されているが、段階的な履修が必要な科目については、2年次に一部を配当している。

【解釈指針2-1-4-1】

本研究科のカリキュラムは、法律基本科目の基本分野に関する授業科目は全て必修としている。

本研究科では、基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目を開設している。

本研究科では、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類を適切に行い、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当している。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2-1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準2－1－5：重点基準

基準2－1－3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができます。

（1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2－1－5に係る状況）

開設している法律基本科目の必修科目は、59単位ある。具体的には以下のとおりである。

1. 公法系科目（必修12単位）

憲法1・2（各2単位）、憲法演習1（1単位）・憲法演習2（2単位），
行政法1・2（各2単位）、公法総合演習（1単位）

2. 民事系科目（必修32単位）

民法1A・1B、民法2・3・4（各2単位）、会社法1・2・3（各1単位），
民法演習1A・1B、2A・2B・3A・3B（各1単位），民法演習4（2単位），
商事法演習1A・1B、2A・2B（各1単位），民事訴訟法（2単位），
民事手続法1・2（各2単位）、民事法総合演習（1単位）

3. 刑事系科目（必修11単位）

刑法A・刑法A演習、刑法B・刑法B演習、刑法C・刑法C演習（各1単位），
刑事訴訟法1・刑事訴訟法1演習、刑事訴訟法2・刑事訴訟法2演習（各1単位），
刑事法総合演習（1単位）

4. その他（必修4単位）

法学概論（1単位）、基礎演習1・2・3〔各1単位（合計3単位）〕

開設している法律基本科目の選択必修科目は、12単位ある（その内、2単位が選択必修）。具体的には以下のとおりである。

1. 刑法演習

法律基本科目の選択必修科目〔その1：刑法演習1、刑法演習2の中から選択〕は、
刑法演習1及び刑法演習2で各1単位である。

2. 重点演習

法律基本科目の選択必修科目〔その2：重点演習（公法1・2），重点演習（民事法1・2・3・4），重点演習（刑事法1・2・3・4）の中から選択〕は，重点演習（公法1・2），重点演習（民事法1・2・3・4），重点演習（刑事法1・2・3・4）で，各1単位である。

【解釈指針2-1-5-1】

本研究科では，4年を超える標準年限を定めていない。

【解釈指針2-1-5-2】

1. 公法系，民事系，刑事系に区分できない科目について

各法律基本分野に関する導入教育と，法的思考の初歩の学習のため，1年次に法学概論〔1単位（平成29年度までは2単位）〕及び基礎演習1・2・3〔各1単位（合計3単位）〕を開講している。

《研究科パンフレット（<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/pamphlet>）

別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2-1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準2－1－6：重点基準

- (1) 基準2－1－3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（(1)に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
 - （民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）
 - イ ローヤリング
 - （依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）
 - ウ クリニック
 - （弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に則して学ばせる教育内容）
 - エ エクスターンシップ
 - （法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
 - （行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的问题、技術的问题が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
 - （法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

1. 基準2-1-6については、以下のとおりであり、基準を満たしている。

(1) 基準2-1-6(1)については、以下のとおり開設している。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
本研究科では、法曹倫理1（必修2単位）を開設している。

なお、法曹倫理については、発展的な事例を扱う法曹倫理2〔選択科目（2単位）〕も開設している。

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

本研究科では、民事訴訟実務基礎1〔必修（1単位）〕及び民事訴訟実務起訴2〔必修（1単位）〕を開設している。

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

本研究科では、刑事訴訟実務基礎〔必修（2単位）〕を開設している。

(2) 基準2-1-6(2)については、以下のとおり開設している。

ア 模擬裁判〔必修（1単位）〕

イ ローヤリング〔選択（1単位）〕

ウ リーガル・クリニック〔選択必修（1単位）〕

エ エクスターンシップ〔選択必修（1単位）〕

オ 公法実務基礎〔選択（1単位）〕、臨床法務〔選択（2単位）〕

(3) 基準2-1-6(3)については、以下のとおり開設している。

(1) アについては、「法曹倫理」の授業科目名で独立の授業科目として開設している。また、他の授業科目においても、法曹倫理に留意した教育を行っている。

(4) 基準2-1-6(4)については、以下のとおり指導している。

ア 法情報調査として、法学概論の中で2時間、法曹倫理1の中で1時間、判例・法令・学説等の調査方法について、具体的に指導している。

なお、法学既修者コース（2年コース）に入学した新入生にも、法学概論で提供している法情報調査に関する授業を聴講できるようにして、全員が受講できるよう工夫している。

イ 法文書作成〔必修（2単位）〕

【解釈指針2-1-6-1】

本研究科では、法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するにあたり、授

業内容決定のために協議をし、あるいは共同授業の実施をするなど、実務家教員と研究者教員が協力している。

【解釈指針2-1-6-2】

基準2-1-6（1）アについては、法曹三者（弁護士、裁判官、検察官）の法曹倫理すべてを考慮した内容を含んでいる（資料2-1-6-A）。

【資料2-1-6-A：シラバス抜粋】

配当年次	2年	開設期	前期	区分	必修【b 実務基礎目】	単位数	2単位
授業科目名	法曹倫理1						
担当教員名	藤川 和俊 田上 剛		研究室	B116 B117	内線	6984 6983	
(略)							

【授業計画】 民事担当（1～8）：藤川、刑事担当（9～15）：田上

- 1：弁護士の使命、弁護士自治、懲戒（民事）
 - 2：真実義務と誠実義務及び受任時の規律（民事）
 - 3：法情報調査（民事、片木担当）
 - 4：受任中の事件処理、守秘義務（民事）
 - 5：利益相反（民事）
 - 6：裁判官倫理
 - 7：相手方及び他の弁護士との関係、広告（民事）
 - 8：組織内弁護士（民事）
 - 9：弁護人の真実義務（刑事）
 - 10：弁護人の守秘義務（刑事）
 - 11：接見交通権（刑事）
 - 12：被疑者・被告人の自己決定権（刑事）
 - 13：刑事事件における利害相反（刑事）
 - 14：国選弁護人の対価受領等（刑事）
 - 15：検察官倫理（刑事）
- ※ なお、多少の変更はありうる。

【その他】

出典：広島大学大学院法務研究科作成

【解釈指針2-1-6-3】

基準2-1-6（4）ア及びイに掲げる教育内容については、すべての学生に対して指導を行っている（資料2-1-6-B）。

【資料2-1-6-B：基準2-1-6（4）ア及びイの指導状況】

	1年次必修	2年次必修	3年次必修
	法学概論	法曹倫理1	法文書作成
既修者コース (2年コース)	聴講	○	○
未修者コース (3年コース)	○	○	○

出典：広島大学大学院法務研究科作成

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2-1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準2－1－7

基準2－1－3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2－1－7に係る状況）

本研究科の基準2－1－3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目を開設している（資料2－1－7－A）。なお、創造的で柔軟な思考力を生み出す基盤・土壌を作るという学修成果を得させるうえで、より広範な領域にわたる隣接科目の開設を目指している。

【資料2－1－7－A:平成30年度授業科目シラバス】

区分	授業科目名	教員名	開設期	配当年次	単位数
選 択 必 修 科 目	法的思考法	平野	前期	2	2
	レトリック理論	—	—	1	2
	法理学	平野	後期	3	2
	外国法（アジア法）	—	—	2	2
	政治学	川崎	後期	2	2
	法社会学	畠	前期	2	2

特講

区分	授業科目名	教員名	開設期	配当年次	単位数
選 択 必 修 科 目	アジア法1	田村ほ か	前期 ＜第2ターム＞	2	1
	アジア法2	田村ほ か	後期 ＜第3ターム＞	2	1

出典：広島大学大学院法務研究科作成

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2－1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準2－1－8

基準2－1－3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2－1－8に係る状況）

【解釈指針2－1－8－1】

1．展開・先端科目は、全体で24単位以上の選択科目の中で、12単位以上を選択必修としている。

司法試験の選択科目に対応する科目として、国際私法・取引法、知的財産法1・2、倒産処理法1・2、労働法1・2及び労働法演習、税法を開講する。

そのほか、企業金融法、金融商品取引法、金融取引法、不動産登記法、債権回収法、民事執行保全法、そのほか、学生がその関心に応じて各種の分野について基礎的な理解を得られるよう、消費者法、社会保障法を開講している。

2．本研究科の養成しようとする法曹像との関係

本研究科では、国民の社会生活上の医者として、プロフェッショナル性を自ら鍛成して、より質の高い問題解決を探求し、潜在する問題により効果的な事前予防措置を講ずることができる法曹の養成を目指している。

そのような法曹にとって、展開・先端科目は、いずれかの法領域に高度な専門知識を有することで、自らの専門分野とする道を拓くことにつながり重要である。同時に、専門性の高い法的判断を支える基礎的・基本的な法思考を自ら探究する、あるいは高度に複雑化した法構造を耳学問することによる視野の広がりが「学修の転移・活用」を実践し、柔軟でチャレンジする思考力を強化・維持することを促す点でも必要不可欠である。

学生の社会的関心等を受けて専門性の開拓とプロフェッショナル性の醸成の契機とするために、展開・先端科目における開設科目の一層の多様性を図っていく。客員教員（非常勤講師）による授業提供も厳しい状況であるから、ICTを利用した授業の相互受信等を設備等の充実の含め本格的に検討する。早稲田大学法科大学院との協議において、早稲田大学法科大学院の多彩多様な先端・展開科目の授業受信を検討している。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2－1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準2－1－9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2－1－9に係る状況)

本研究科の各授業科目における授業時間等は、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定している。

1. 本研究科の授業科目における単位数は、広島大学大学院法務研究科細則で定め、大学設置基準第21条の規定に照らして適切に設定している（資料2－1－9－A）。

【資料2－1－9－A：広島大学大学院法務研究科細則抜粋】

(略)

(単位数の計算の基準)

第5条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習は、30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(略)

出典：広島大学大学院法務研究科細則（抜粋）

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000364.htm>)

2. 本研究科の1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週以上にわたり、大学設置基準第22条の規定に照らして適切に設定している。

また、本研究科の各授業科目の授業期間は、大学設置基準第23条の規定に照らして適切に設定している（資料2-1-9-B）。

【2-1-9-B：1年間の授業期間】

春季休業期間：4月1日～4月5日

前期：4月6日～8月3日

（中間試験5月31日～6月7日、期末試験8月6日～8月10日）

夏季休業期間：8月11日～9月24日

後期：9月25日～2月1日

冬季休業期間：12月26日～1月6日

（中間試験11月16日～11月22日、期末試験2月4日～2月8日）

学年末休業期間：2月9日～3月31日

出典：広島大学大学院法務研究科作成

なお、原則として休講はしないが、やむを得ない事情により休講する場合には、補講を実施している

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2-1 平成30年度授業科目シラバス》

2 特長及び課題等

優れた点

カリキュラムを含む教育課程は、本研究科の教育理念に基づき、全学の SPLENDOR PLAN 2017 を受けて、未知の問題に対処できるプロフェッショナル性豊かな法曹の養成に向けて教育内容・方法の改善工夫を行っている。

司法修習も合わせたプロセス教育において、法曹に求められる専門的な知識、能力及び技量を修得できる器とする統合型教育プログラムへ移行させるなかで、司法試験合格率の改善と入学定員充足を目的とする神戸大学法科大学院との教育連携にもとづき、低迷の原因分析に基づいた教育システムの抜本的な見直しを行う機会を得た。さらに、この機会を利用して本学が養成する人財に必要な思考の創造性と柔軟性を醸成する教育上の工夫を取り込み、教育機関としての持続可能性を考慮し、学修サービス・マネジメント・システムを構築する取り組みを始めた。法科大学院としてのるべき姿を描き、これに照らして現状を分析して、継続的な改革を行い、同時並行的にその改革の教育効果を検証し、さらなる改善工夫を実践できる体制となっている。

教育課程の改善として、教育内容と新カリキュラムとの有機的連携を通じて、創造的な法的思考力を醸成するために、「学修の転移・活用」を重視し、その機会をできるだけ多く提供し、その思考プロセス・モデルを示す教育の実践を重視している。また、組織的な就業支援の一助とともに、視野を広げ幅広い教養を身につけることも期待して、地域社会とのつながりから地元企業等による授業科目「臨床法務」を開講している。「臨床法務」は現場で起こった問題を素材としたハイレベルなプロブレムメソッドであり、教員も含めた多方向型教育の場ともなっている。

改善を要する点

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、未知の問題に対処できる分析力、判断力及び構想力を支える基盤となる教養と創造的な思考力を修得させるため、できるだけ多種多様な授業科目を用意し、学生がその学問的関心に応じた学修をなし深められるように充実させる必要がある。

学生のニーズである司法試験の選択科目の確保にも配慮しつつ、ICT の活用による、オンデマンド方式での受信等を含めた方策を教育成果の観点で選択しながら、神戸大学法科大学院及び早稲田大学法科大学院からの授業提供等を実現することを含め、特に展開・先端科目における授業科目の再編を検討する。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

【解釈指針3-1-1-1】

本研究科の全ての授業科目は、適切な人数により実施している。

1年次から3年次まで、双方向又は多方向の授業運営がなされている。特に双方向での質疑応答については、授業評価アンケートでも意見がしばしば出され、アトランダムに指名するか何らかの順番に従って指名するかなど形式面から、一定の結論に到達するまで授業時間を特定の被質問者に使うことの是非や、前提の授業進行にとらわれて質疑が不十分なっていないかなど実質面に踏み込んだ意見も見られる。質疑応答が理解を深める、あるいは受講生の回答をさらに論理的に追って行き詰まりが示されることで論理プロセスを意識したなどの意見は、クラス規模が適切であったことを意味する（資料3-1-1-A）。

学生数は適切な規模で維持されていると評価している。

【資料3-1-1-A：平成29年度授業評価アンケート（抜粋）（双方向関係）】

授業科目名 (開講時期・ 履修者数)	回答内容
刑法A演習 (前期・5人)	学生と教師との間で会話することにより、理解を深めることができた。
民事法1 (前期・13人)	双方向性への配慮は両先生ともバランスがとれていてよかったです。
刑事手続法 (前期・17人)	学生の応答をもとに、理解が深まっていけた点は良かった。
刑事実体法 (前期・18人)	学生との質問により授業の双方向性を持たせ理解がはかどるようにしていた点は良かったと思われる。ポスターを用いて、小グループ内での意見交流の機会を講義中に設けることで理解が一層深まったように感じられた。
行政法1 (前期・15人)	学生との対話により、授業の理解度を深めるようになされたいた。

授業科目名	回答内容
憲法演習 (前期・12人)	<ul style="list-style-type: none"> 問答法的なやりとりによって講義が進行していく中で、最初に当たられた人が基本的なところでつまる（私も含めて）と、講義が最後の結論やあてはめたいところまで至らない点は、講義後の答案作成等で少し困ることがある。 講義中の緊張感も尋常ではなく100分ずっと頭を回転させていないとすぐ付いていけなくなるため、集中力が高まるという意味でも大いに良かった。
刑法B (後期・6人)	<ul style="list-style-type: none"> 質疑応答について、学生の発言内容及びここから考えられる知識定着レベルに対応した説明がなされていた点。 学生に質疑形式で投げかけ、先生がそれに応答・解説していくだけるので理解しやすかった。

出典：広島大学大学院法務研究科作成

【解釈指針3－1－1－2】

上記の学生数は、授業科目を再履修している者を含んでいる。

なお、他専攻の学生、他研究科の学生及び科目等履修生はない。

【解釈指針3－1－1－3】

他専攻等の学生の受講によって、教育効果が高まると担当教員が判断した場合には、大学院法務研究科細則第6条5項（資料3－1－1－B）に基づき、他専攻等の学生の受講を認めている。

なお、授業科目の性質等に照らして、適切な場合に限っている。

【資料3－1－1－B：広島大学大学院法務研究科細則 抜粋】

（略）

（履修方法及び履修単位の上限）

第6条

（略）

5 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

（略）

出典：広島大学大学院法務研究科細則（抜粋）

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000364.htm>)

《広島大学科目等履修生規則

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000050.htm>)

別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料3－1 授業科目別受講者数一覧表 参照》

基準3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3－1－2に係る状況)

【解釈指針3－1－2－1】

本研究科の全ての法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、基準を満たしている。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料3－1 授業科目別受講者数一覧 参照》

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受けければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1. 基準3-2-1については、以下のとおり基準を満たしている。

【解釈指針3-2-1-1～3-2-1-6】

(1) 授業科目の性質に応じた講義方法

どの年次におけるいかなる授業でも、専門的な法知識（「法曹として日常的に解決を求める紛争を処理するのに必要な法知識であり、特別法等が問題となる紛争でも解決の方針を立てることができる法的論理思考の基盤を形成する法知識」をいう）を確実に修得させるため、共通的到達目標で示された法概念及び法理論の定義・要件や判例等を提示する際に、あるいは各法領域における代表的な基本書をテキストとして学ばせる場合であっても、それを導出する法解釈あるいは事例解決への利用等における論理的思考を明らかにする双方向型の授業方法を取り入れている。

各授業科目は、積み上げ方式の教育プロセスにおいて、法曹として要求される基本的な資質・能力である、批判的検討能力、創造的思考力、事案解決に必要な法的分析能力及び法的議論の能力等を養成し鍛磨するという観点でその位置づけを行っている。

この観点での教育目標は各授業科目のシラバスに記載されている。その教育目標を達成するために、法的知識の理解と法的思考力の基盤形成とのバランスを図ることができる授業方法を選択している。

インプット系講義科目では、2年次はもちろん、1年次において講述により正確な法概念との理解を促すとともに、上述のように知識の活用を学ばせ、論理的思考力を鍛えるため、双方向型のソクラテス・メソッドも取り入れている。

アウトプット系演習科目では、1年次では法知識を使うことに慣れさせるための

双方向型の質疑応答形式を中心とし、2・3年次では事例解決論理的思考プロセスを確認するための双方向型のソクラテス・メソッドを多用するとともに、解決方法の適切性・妥当性については、批判的検討能力、創造的な思考力及び法的議論の能力を高めるため、多方向での質疑応答形式や議論形式を用いるなど、授業方法を工夫している。

演習系科目のようにアウトプット重視あるいはその指導を行う授業では、高レベルな事例問題の例として司法試験の過去問を素材に用いることもある。そこでは、問題事例のベースとなる判例との比較に基づく類推と区別を実践させ、未知の問題に対する創造的な法的思考による事案解決力を醸成することが教育目的とされること、及び、試験での解答の作成方法に傾斜してはならない、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせてはならないことは、至極当然のこととの共通認識が教員間で形成されている。

リーガル・クリニック及びエクスターンシップにおいては、事前のガイダンスで受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させ、エクスターンシップ協力弁護士や受入機関責任者との緊密な連携の下で指導監督を徹底している。受講後には受講生に総括レポートを提出させるとともに、エクスターンシップ受入責任者及びリーガル・クリニック立会教員が個々の学生について成績評価書を提出することにより、授業の成果を検証するなど、授業全体の適切な管理運営を確保している。成績評価については、上記成績評価書のほか、学生が提出したレポート及び終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し、本研究科の責任において成績を判定することとしている。なお、入学生全員について、新入生ガイダンスの際に、個人情報等の秘密保持に関する誓約書を提出させている。また、エクスターンシップに参加した学生が研修先から報酬を受け取ることは厳に禁じており、協力弁護士への説明会及び学生への説明会においてその旨を徹底している。

【解釈指針3－2－1－7】

(2) 到達目標の達成

本研究科の全ての講義科目について、上記(1)で示した目的をシラバス（「授業の目標」の欄に記載している）に記載している。共通的到達目標に基づく授業における教育目標は、法科大学院教育研究支援システム（法律家・法科大学院向けシステムで、授業支援ツール及びロー・ライブラリーで構成される）を通じて、授業回ごとに事前に示している。これらの目的の達成度は、受講生が少人数となっていることから、各授業において受講生一人一人の学修状況を確認しながら、小テスト等を資料に法知識の理解度や法知識からの法的論理展開等を評価し、その結果等を含めた学生情報を集約する能力成長記録・面談シートを作成して、適切かつ有効な個別学修指導を行う体制を整えている。

また、積み上げ方式の教育成果を確実に達成するため、共通的到達目標における学修項目につき、各授業科目において実現できた理解レベル、授業で取り上げた判例や事例等の教育情報を授業科目間において申し送り、理解レベルの再確認と不足部分の補充とを効果的に行っている。

各授業の教育目標レベルに受講生を到達させるために、授業の進行については、レジュメ等の授業資料においてあるいは法科大学院教育研究支援システム上で提示されている。

予習指示として、事前学習が必要なテキスト、資料及び判例・裁判例等について小問形式での誘導的問い合わせを発するなどして事前学習の効率化を促し、また、復習では、授業で取り上げたテーマと関連する事項につき紹介し検討する、復習課題として事例問題等を出題するなどして、授業での理解をさらに深めさせ、事例解決の場でどのように法知識を利用するかを考えさせることで、法知識の定着化を図る自学自習を訓練している。

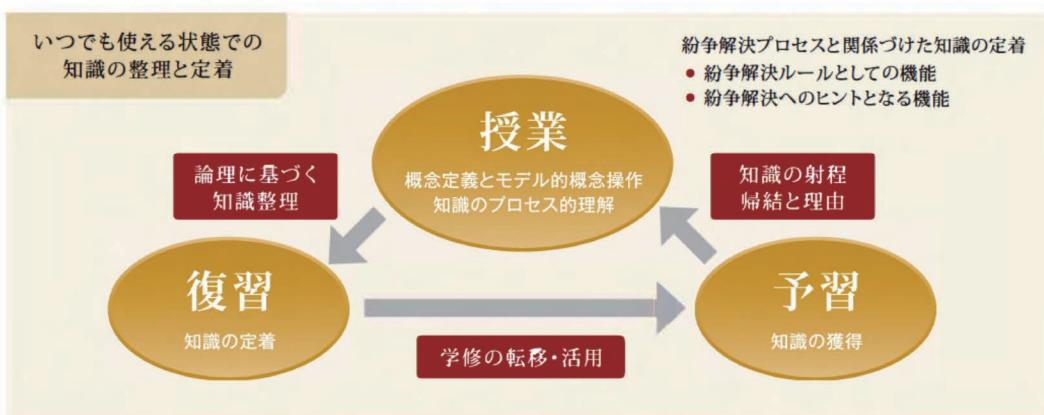
授業と予習・復習とを適切にリンクさせ学修効果を高めるため、授業と予習・復習との学習サイクルについては、概念図（資料3-2-1-A）のとおりであり、パンフレットにも掲載するとともに、面談等において学習サイクルの機能を高める学修法の指導を行っている。新カリキュラムにおける授業科目の編成方針が従来と異なるために、授業科目相互の学修上の関係性等に関する留意点がシラバスに記載されている例もある（資料3-2-1-B）。

授業時間割において、各学年とも、必修科目については1日2科目までとし、予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。また、学生自習室は学生全員が利用できるスペースを確保しており、さらに法科大学院教育研究支援システムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手できるようになっている。また、図書館には学習に必要な図書、雑誌、判例集等を整備している。

【資料3-2-1-A：概念図】

1 統合型教育プログラム

知識の理解、定着と活用の一体化を目指す教育内容・方法を取り込んでデザインされた授業を実践します。



出典：広島大学大学院法務研究科作成

【資料3-2-1-B: シラバス】

配当年次	2年	開設期 後期 〈第3ターム〉	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1 単位
授業科目名	刑法C演習 <旧: 刑事実体法>					
担当教員名	日山 恵美	研究室	B102	内線	6965	

【科目の概要】

これまでに習得した刑法の知識を事案解決のために使うことを意識し、具体的事案の解析から解決に至るまでのプロセスを、裁判例を素材として学ぶ。

【授業の目標】

裁判例を素材として具体的な事例を解析し、問題解決における価値較量の視点・手法を学び、事例処理の判断基準・メルクマールを導き出すことができる。

【授業の進め方】

- 1) 裁判例を素材として、質疑応答により、2) および3) を行う
- 2) 裁判例における争点の把握、争点に対する解決としての規範定立の論理、あてはめにおける具体的な事実の抽出とその意味づけを判決文から正確に読み取る
- 3) 各裁判例の位置づけ・射程を理解・考察する
- 4) 事案処理のプロセスを論述できるよう、授業時あるいは復習において課題を提示する

【主たる教材】 受講生各自の基本書等、配布資料 (TKCに掲載するものを含む)

【成績評価の基準】 授業時に適宜実施する小テスト (合計30%) 及び期末試験 (70%)

【授業計画】

- | | |
|-----|------------------|
| 第1回 | 因果関係 |
| 第2回 | 正当防衛 |
| 第3回 | 過失犯 |
| 第4回 | 共謀 |
| 第5回 | 財産犯における財産損害 |
| 第6回 | 財産犯における主観的要素 |
| 第7回 | 財産犯における主観的要素 |
| 第8回 | 複数犯罪類型に関する概念の解釈論 |

【その他】

今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。

出典：広島大学大学院法務研究科作成

【解釈指針3－2－1－7】

(3) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法等の周知

年間授業計画については、年度当初のガイダンスにおいて周知しているほか、修正・変更があれば、その都度、法科大学院教育研究支援システムを通じて周知している。

各授業の授業内容、授業の進め方、成績評価の基準、授業計画については、年度当初に学生全員に年度のシラバスを配付して周知しているほか、それぞれの授業において、法科大学院教育研究支援システムを通じて詳細に告知している。

【解釈指針3－2－1－8】

(4) 授業時間外における学習を充実させる措置

学習サイクルを実効的に機能させるためのさまざまな指示が担当教員より適宜出されるとともに、特に未修者を中心に学修スタイルが確立されていない、あるいは苦手な科目・領域を有する学生に学修方法を丁寧に指導するため、学生が自主的に若手弁護士による学修指導ゼミへ参加できる機会を提供している。当該自主ゼミにおいても、未知の法律問題に対処できるための創造的な法的思考の基礎を学習させる方法を指導することを求めており、受験技術優先に偏した指導を行わないよう注意を喚起している。

また、集中講義は、平成29年度及び平成30年度において、夏期休業または春期休業中に5科目を実施している。資料の事前配付を行うとともに集中講義の終了後一定の期間が経過してから期末試験を実施するなどにより、予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。

《別添資料（様式1）開設授業科目一覧

別添資料2－1 平成30年度授業科目シラバス

別添資料2－4 平成30年度授業時間割

別添資料2－5 学生便覧（東千田キャンパス構内配置図）

別添資料3－2 リーガル・クリニックガイダンス資料

別添資料3－3 エクスター・シップガイダンス資料

別添資料3－4 平成29年度及び平成30年度の集中講義について

別添資料3－5 平成30年度オフィスアワー一覧

別添資料3－6 広島大学大学院法務研究科施設の設備及び図書の状況 参照》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

【解釈指針3-3-1-1】

学生が1年間に履修科目として登録することができる上限につき、1年次は36単位、2年次は37単位、3年次は44単位と定めている（単位数には、集中講義等の授業科目に係る単位数も含む）。

【解釈指針3-3-1-2】

平成30年度に2年次に実習科目であるエクスターンシップを春期集中科目として実施することを前提に、2年次の登録上限を37単位としている。

【解釈指針3-3-1-3】

【解釈指針3-3-1-4】

必修科目の単位を所定の学年で修得できない場合には、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めないが、未修得単位が6単位以内の場合には、仮進級を認めている。2年に仮進級した者が履修する科目の単位については、4単位を限度として履修登録単位数に算入しないこととしている。

【解釈指針3-3-1-5】

なお、3年を超える履修年限は定めていない。

《別添資料2－5 学生便覧（広島大学大学院法務研究科細則）
別添資料2－5 学生便覧（広島大学大学院規則） 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

新カリキュラムでは、本研究科の教育理念に基づき、未知の課題に対処できる法曹たるための資質と能力を授業科目の教育目標として挙げ、その修得レベルを確認する指標として共通的到達目標における学修項目の達成度を用い、積み上げ方式のプロセス教育を徹底している。

カリキュラムの再編に伴い、スムーズに学修力を向上させる紡ぐ教育、教育方法の見直し及び学修指導の改善を同時進行させ、授業では段階的な双方向型教育方法等を駆使して実効的な少人数教育を行い、きめ細かに個々の受講生の学修到達レベルを確認し、これに基づく学生情報の集約・共有により適切な学修指導を行うことで、確実に教育目標を実現する学修レベルに導くシステムを構築し、それを支える効果的な教育方法を実践している。

各講義科目における到達目標の作成から、同一分野に属する法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法）において、また1年次法律基本科目と2年次法律基本科目との間において、有機的な関連性を持たせるようにしているが、実際の講義の進行においても、各学年における到達目標の履修状況を担当者間で共有することで、学生の理解を深める取組みを充実させている。

既修新入生が学生全体に占める割合が増加しており、これらの学生が2年生の講義にスムーズに入り込める体制を整えるため、2年次生の新カリキュラムでは、学部から法科大学院へ学修法のつなぎを目指す教育を充実させるとともに、クオーター制（4学期制）により積み上げを細かな段階に区切り、学修到達度を丁寧にチェックできる教育方法を用いて、各学生の学修状況に寄り添った指導を行っている。

改善を要する点

未修新入生については、入学者の減少や休学等の事情により、授業において学生同士が積極的に議論し多様な考え方に対する機会が減少していることが課題である。教員との双方向型の対話による多角的な視点を持たせるようその質を向上させるとともに、他研究科の学生等が本研究科の授業を受講することを積極的に受け入れる等の対策を講じる必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せず成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1. 基準4-1-1については、以下のとおり、基準を満たしている。

【解釈指針4-1-1-1】

(1) 客観的かつ厳正な成績評価

本研究科の各授業科目における達成度は、法曹として資質・能力に照らして積み上げ方式のプロセスにおいて位置付けられた授業目標と共に到達目標で示された個別領域における学修達レベルを法科大学院教育研究支援システムにおいて各授業ごとに設定しているものがあり、成績評価は前者の達成度を後者のレベル評価を通じて適正に評価している。

1年次においては体系的な法律知識と基礎的な法的思考力、2年次においてはより応用的な法の適用能力と法的論述能力、3年次においては総合的な事例の解析能力と問題解決のための法的論述能力を重視し、成績評価に反映している。

成績確定のプロセスとしては、授業担当教員が期末テスト及び平常点等を採点し、採点済みの答案及び平常点等の結果を同じ法領域の教員と共有してチェックを受け、その上で成績提出し、その後、教授会において教員全員で成績分布等を議論の上、確定している。

とりわけ、総合演習科目（民事法総合演習、刑事法総合演習、公法総合演習）は、

法科大学院修了の学修到達レベルにあるかを、慎重に判断している。

【解釈指針 4－1－1－2】

(2) 成績評価基準の設定と周知

授業科目の成績評価は、法務研究科細則第8条2項に基づき、各授業科目において設定されている目標に照らした到達度をもとに行い、秀（きわめて優秀）、優（優秀）、良（望ましい水準に達している）、可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するためには一層の努力を要する）及び不可（一応の水準に達していない）の評語をもってし、前4者を合格、不可を不合格としており、学生便覧に記載し周知している。

なお、5段階評価の基準は、「学業に関する評価の取扱いについて」に基づき、「100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）」としており、学生便覧に記載し周知している（資料4－1－1－A）。

合否及び合格の成績ランクについては絶対評価方式を探っている。

【資料4－1－1－A：学業に関する評価の取扱いについて 抜粋】

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い、その評価は、次のいずれかによるものとする。

- 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

- ただし、特別な理由により、5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

出典：学業に関する評価の取扱いについて（抜粋）

また、各科目の成績評価の考慮要素については法務研究科細則第8条1項に基づき、試験の成績、レポート、平常点等を総合して行う旨を定めているほか、より具体的な考慮要素を各科目のシラバスで明示している（例えば、期末筆記試験70%、レポート30%の割合で考慮にいれる等）。

【解釈指針4-1-2】

【解釈指針4-1-3】

(3) 成績評価の基準に従って評価していることを確保する措置

本研究科では、各学期（ターム）末試験終了後の教授会で成績判定を行っている。

会議において、成績評価の厳格性を教員相互にチェックするため、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正することとしている。このように各授業間の成績に関するデータを教員間で共有している。

また、絶対評価方式を取る合否の判定尺度について、教員間でその認識を共有している。

成績評価についての学生への説明としては、成績評価要素である中間・期末試験について、採点基準及び配点等を試験終了後、速やかに法科大学院教育研究支援システムまたは紙媒体を用いて公表している。その上で、個別の成績評価について説明を求める学生に対しては、担当教員がその成績評価についての個別の説明機会を設けている。

さらに、各科目の単位認定について、学生に不服がある場合には、異議申立制度がある（資料4-1-1-B）。

本制度においては、学生が理由を付して異議を申し立て、これに対して、当該教員を除く複数教員からなる検証チームを設けて慎重な検証を行い、異議を正当と認める場合には教授会の議を経て改めて単位を認定する。

【資料4-1-1-B：異議申立て制度】

平成26年3月24日

法務研究科

法務研究科では、厳正な成績評価に努めていますが、皆さんへの説明責任を果たすことを通じて、皆さんの十分な納得を得るとともに、成績評価の厳正さをさらに高めるため、異議申立て制度を設けています。

しかし、成績評価に疑問のある場合には、評価が示された時点で皆さんが各教員に問い合わせ、教員から説明を受けることを奨励しており、むしろこのプロセスで疑問が解消することが望ましいと考えています。

異議申立て制度は、教員の説明によっても成績に関する疑義が解消できない場合に、単位認定に限って、担当教員以外の教員で構成される検証チームによる調査を経たうえで教授会の判断を改めて求めるものです。

異議申立て制度

(1) 申立て事項

申立て学生本人に関する単位認定を対象とする（成績評価は対象としない）。

(2) 申立て手続

- ①所定の様式（支援室にて配付）に所要事項を記入のうえ、支援室に提出すること。
- ②提出期限は、別途掲示で確認すること。（※提出期限は、最終日の17時までとする。）

(3) 回答

異議申立ての対象となった講義を担当する教員以外の教員からなる検証チームが調査を行い、異議申立て書が支援室に提出された日から概ね2週間以内を目途に、研究科長名の書面により、支援室を通じて回答する。ただし申立ての内容から、検証調査を実施する必要がないことが明らかな場合には、調査および教授会の判断を経ることなく研究科長より回答する。

出典：広島大学大学院法務研究科学生便覧

【解釈指針4-1-1-4】

(4) 成績評価の結果等の告知

本研究科では、学期（ターム）末に行われる学生とチューターとの個人面談で各科目の成績評価のほか、平均評価点（GPA）、科目毎の成績分布に関するデータ等を告知し、併せて今後の成績向上に向けた指導を行っている。

(5) 期末試験の実施方法等

本研究科の期末試験の問題は、原則として、当該科目に関連する複数教員が事前に協議・検討した上で作成している。

期末試験の実施の際は、教科書、参考書、ノート等の持込みを禁止して、六法全書のみを用いて、学生自身の能力・資質だけを頼りに問題を解答させる形式をとっている。

また、期末試験の解答用紙には、学籍番号のみを記すこととして、匿名性に配慮している。

【解釈指針4-1-1-5】

【解釈指針4-1-1-6】

(6) 再試験及び追試験の実施

本研究科では、平成27年度まで実施していた再試験制度を平成28年度から廃止した。

追試験は、追試験に関する申合せに従い、病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、当該科目の期末試験終了後所定の期限内に申出があり、相当であると認められる場合に限って実施している（資料4-1-1-C）。

追試験の実施に関して、期末試験の内容との重複等、特定の学生に不当な利益・不利益が生じないように、試験内容等に十分配慮するよう申し合わせている。

【資料4-1-1-C：追試験に関する申合せ】

平成24年12月14日 法務研究科教授会 承認

追 試 験 に 関 す る 申 合 せ

法務研究科における追試験については、下記のとおりとし、1.～5.を学生に周知するほか、6.、7.は、教員が留意することとする。

記

1. 次の各号の理由により学期末の試験を受けられなかった者は、所定の追試験受験願にその理由を証明する書面を添えて法務研究科長に願い出ることができる。

- ①3親等以内の親族の死亡による忌引
- ②負傷又は疾病（入院及びそれに準じる場合に限る。）
- ③天災その他の非常災害
- ④交通機関の突発事故
- ⑤その他やむを得ない事情

2. 追試験受験願は、当該科目の定期試験の終了後3日以内に東千田地区学生支援室へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には提出期限の延長を認めることがある。

3. 法務研究科長は、追試験受験願及びその理由を証明する書面を審査のうえ、受験の資格があると認めた場合に限り、受験を許可する。

4. 追試験受験願提出者の、受験許可及び追試験実施の期日・時間等については掲示を

もって告知する。

5. 中間試験および最終試験については、期末試験に準じた扱いとする。ただし、最終試験については、受験願いは、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、最終試験の終了までに提出しなければならない。
6. 追試験は、原則として、当該定期試験と同様の方式で、かつ、異なる問題で行うものとする。
7. 再試験が行われる科目については、再試験の実施時に再試験と同一の問題を使用して追試験を行うことができるものとする。

この場合において、追試験を受けた者が「不可」の成績を得た時には、更に再試験の機会を与える（既定の再試験ルールによる）。

以 上

出典：広島大学大学院法務研究科作成

【解釈指針 4－1－1－7】

（7）期末試験において筆記試験を実施しない科目について

期末試験において筆記試験を実施しない科目は、リーガル・クリニックやエクステーンシップのように、実習を中心とするもののほか、多様なテーマを取り扱っており、また講義中に複数のレポートの提出が求められ、改めて期末の筆記試験を実施する必要がないと認められる科目に限定している。

《別添資料 2－1 平成 30 年度授業科目シラバス

別添資料 4－1 平成 29 年度成績分布データ 参照》

基準4－1－2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4－1－2に係る状況）

1. 基準4－1－2については以下のとおりであり、基準を満たしている。

【解釈指針4－1－2－1】

本研究科においては、必修科目的単位を所定の学年において修得した学生は進級する（1年次 27 単位、2年次 31 単位）。修得できない学生については、原則として、進級を認めず次学年の配当科目の履修を認めない制度を採用している（資料4－1－2－A）。ただし、未修得単位が 6 単位以内の場合には、例外として次学年の配当科目の履修を認める仮進級制度を設けている。原級留置となった者については、未修得単位科目のみの再履修を求めるとして、再履修科目的成績評価においては、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。以上の制度は、学生便覧に記載して学生に周知するとともに、チューター面談等において対象学生に確認している。

【資料4－1－2－A：広島大学大学院法務研究科細則 拠粹】

平成16年4月1日
研究科長決裁

第6条（略）

2 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年次は36単位、2年次は37単位、3年次は44単位とする。ただし、次項但書きにより2年次への進級が認められた者が再履修する科目的単位については、4単位を限度として、履修登録可能単位数に算入しない。

3 必修科目的単位を所定の学年に修得できない場合は、次学年への進級及び次学年配当の授業科目的履修を認めない。ただし、未修得単位が6単位以内のときは、この限りでない。

（略）

出典：広島大学大学院法務研究科細則（拠粹）

【解釈指針4－1－2－2】

本研究科では、進級要件を定めるに当たって、GPA制度を導入していない。

【解釈指針4－1－2－3】

本研究科では、進級制を採用している。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アトイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目的単位を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目的単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

1. 修了認定の要件

本研究科を修了するためには、法学未修者コース（3年コース）については、3年以上在学し、合計99単位以上を修得することを要件としている。

また、法学既修者コース（2年コース）については、2年以上在学し、72単位以上を修得することを要件としている。

なお、大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち、本研究科が適当と認める科目については、4単位まで修了要件単位に含めることができる。

平成29年度と比較して、法学未修者コース（3年コース）では、修了に要する単位数が101単位から2単位減少し、逆に法学既修者コース（2年コース）では、平成29年度の70単位から2単位増加している。

法学未修者コース（3年コース）では法律初心者の段階的な学習に配慮して1年次の会社法の講義内容を整理したこと、及び刑事訴訟法の講義を全て2年生の科目としたことによる。

他方で、2年次では、刑事訴訟法の講義を2年次配当に集中したことにより、講義数が増加した。

2. 最終試験の廃止

平成25年度までは、修了判定に当たり、公法系、民事系及び刑事系の3科目について、口述試験による最終試験を課していた。

しかし、研究科において、その課程を修了するまでに求められる「法曹に必要な素養・能力」の内容について検討を重ね、共通の理解を得てきていると判断されること、3年次には、必修科目である総合演習科目の厳正な評価によって修了生に相応しい能力の修得を確認していること、また、各授業科目においてソクラテス・メソッドが定着し、各講義の中で日常的に口頭による論述能力の実践がなされていることから、改めて最終試験により「法曹に必要な素養・能力」を判定する必要性は薄れていると判

断し、平成26年度新入生(法学既修者コース(2年コース)の学生については平成27年度入学生)から、修了要件としての最終試験を廃止した。

3. 修了認定に必要な科目群別の単位数

(1) 法学未修者コース(3年コース)

公法系科目	12 単位
民事系科目	32 単位
刑事系科目	12 単位
その他法律基本科目	5 単位 (重点演習科目1単位を含む)
法律実務基礎科目	10 単位
基礎法学・隣接科目	4 単位
選択科目	24 単位以上
合計	99 単位以上

選択科目は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群(必修科目又は選択必修科目として修得したものと除く。)から選択することができるが、展開・選択科目を12単位以上、かつ、法律基本科目以外の科目を17単位以上修得することを要する。

(2) 法学既修者コース(2年コース)

【解釈指針4-2-1-1】

1年次開講の法律基本科目27単位を修得したものとみなす。

公法系科目	8 単位
民事系科目	17 単位
刑事系科目	8 単位
重点演習科目	1 単位

としているほか、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、選択科目については3年標準型と同様である。

4. 実務経験を有する者の展開・先端科目的認定

入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、展開・選択科目に属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・選択科目の単位数に算入することができる(算入することができる単位数は4単位を上限とする。)。

5. 法律基本科目以外の科目的履修

必修または選択必修となる実務基礎科目及び基礎法学・隣接科目群は合計14単位である。選択科目の履修に当たり、展開・選択科目を12単位以上、かつ、法律基本科目以外の科目を17単位以上修得することを求められており、法律基本科目以外の科目

を31単位以上修得している。

《別添資料2-5 学生便覧（広島大学大学院法務研究科細則）
別添資料2-5 学生便覧（広島大学大学院規則）
別添資料2-5 学生便覧（広島大学既修得単位等の認定に関する細則）
別添資料2-5 学生便覧（学業に関する評価の取扱いについて） 参照》

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4－2－2に係る状況)

上記のように、修了の認定に必要な修得単位は、法学未修者コース（3年コース）で99単位であり、上限の102単位を下回っている。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本研究科においては、以下のとおり、いわゆる法学既修者を認定するに当たり、適切に法律科目試験を実施するとともに、その他の教育上適切な方法を講じている。

【解釈指針4-3-1-1】

法学既修者コース（2年コース）の法律科目試験として、憲法、民事法（民法、商法及び民事訴訟法）及び刑事法（刑法及び刑事訴訟法）について論文式の試験を課すことにより、法律学の基礎的な学識を判定している。本研究科における入学者選抜試験が、「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合したものであることは、後述する6-1に記載したとおりである。

【解釈指針4-3-1-2】

法学既修者を認定するに当たり、法律科目試験について、厳正かつ公正な採点を踏まえ、上述した5つの科目全てに最低基準点を設定して、それを目安に慎重な協議を重ねて合格者を判定している。

【解釈指針4-3-1-3】

法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、内容・水準とともに、上述した5つの試験科目のそれに限られており、法学既修者コース（2年コース）の入学者が、法律科目試験の課されていない分野を履修免除されることはない。

【解釈指針4-3-1-4】

法学既修者コース（2年コース）の法律科目試験に合格し法学既修者の認定を受けた者について、法学未修者が1年次に履修すべきこととされている必修の法律基本科目（法学概論、基礎演習1・2・3、憲法1・2、民法1A・1B、民法2・3・4、会社法1・2・3、民事訴訟法、刑法A・B、刑法A・B演習）27単位分を一括して免除している。

【解釈指針4-3-1-5】

法律科目試験の出題に際して、本学法学部の定期試験で出題された問題と重複ないし類似した問題が出題されることのないよう、担当者が確認を行っている。また、採点に際しても、受験者の匿名性が確保され公平性が保たれていることはいうまでもない。本学法学部出身の受験者が、出題及び採点において有利になることはない。

【解釈指針 4－3－1－6】

上述した5つの法律科目による法学既修者コース（2年コース）の法律科目試験を独自に実施している。本研究科以外の機関が実施する法律科目試験については、法学検定試験等について一定限度の加算点の対象として考慮することはあるが、当該試験等の結果をもって本研究科の法律科目試験に代えることはない。

【解釈指針 4－3－1－7】

法学既修者の認定を受けた者は、法科大学院に1年間在学したものとみなされ、法学未修者が1年次に履修すべきこととされている法律基本科目31単位を修得したものとみなされて、2年次に編入される。法学既修者に対して認められる1年間という在学期間の短縮は、修得したとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものといえる。

《研究科ウェブサイト (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool>)

別添資料1－1 平成30及び31年度学生募集要項（一般入試）

別添資料1－2 平成30年度学生募集要項（AO入試）

別添資料2－5 学生便覧（広島大学大学院法務研究科細則）

別添資料4－2 平成30年度入学試験問題（法律科目試験） 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

成績評価は、各授業科目のシラバスに記載された教育目標の達成度を、共通的な到達目標モデルに挙げられた項目に対する理解レベルに基づき、絶対評価方式で判断している。この点は、各授業科目の教育目標に照らし、適切な知識や能力の修得レベルの評価をなしうる共通的な到達目標モデルの項目を取捨選択のうえ、自学自習対象の項目を追加して、期末試験等の問題を作成することも含めて、教員間の共通認識としている。

改善を要する点

成績評価及び修了認定は厳格に行われているが、原級留置者数や終了直後の司法試験合格率等から、成績評価基準や方法について客観的に検証する必要がある。

神戸大学法科大学院との教育連携において、新カリキュラムによる教育成果を確認し改革の実効性を判断するため、神戸大学法科大学院の定期試験を本研究科の学生に受験させ、その採点基準に基づいた成績評価を行って、本研究科の学生が、神戸大学法科大学院の成績分布上の位置づけとその推移を追うこととしている。同時に、神戸大学法科大学院における定期試験や採点基準を利用することに伴ってその成績評価基準や方法を分析し、本研究科における成績評価基準や方法との比較検証を行い、その改善・工夫の必要性を検討するとともに、教員の成績評価の技量を向上させる機会としていく。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本研究科において、教育内容・方法等の改善を図り、研修及び研究を組織的かつ継続的に行うために、毎月1回（今年度からは2回）教員が原則全員参加する広島大学大学院法務研究科FD、客員教員も含めて年2回（前・後期末）実施する拡大広島大学大学院法務研究科FD及び研究科長・副研究科長・教務委員会委員長が参加する年2回の客員教員との懇談会を実施している。

本研究科では、広島大学大学院法務研究科教務委員会内規に基づき、教務委員会を置いている。教育の内容・方法等の改善のための基本案は、教務委員会が作成し、教授会の議を経て、速やかに具体的な改善措置を実施している。

【解釈指針5-1-1-1】

1. 本研究科の教育の内容・方法等の改善の対象としては、次のとおりである（資料5-1-1-A）。

- (1) 教育内容に関わるものとしては、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容、法曹養成のプロセス教育における重点の置き方がある。
- (2) 教育方法に関わるものとしては、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示がある。
- (3) 成績評価に関わるものとしては、成績評価基準の内容、成績評価の厳格な実施、成績評価に関する不服申し立ての取扱いがある。
- (4) 教員の教育技量の向上に関わるものとしては、学生に対する教育指導・内容・方法がある。

【資料5－1－1－A：平成29年度FD記録（検討事項）抜粋】

平成29年度 第1回 法務研究科教育方法等改善研修会（FD）記録

日 時：平成29年4月10日（月）15時40分～17時45分

1. 学習コーチング・システムについて ······ 資料1

秋野研究科長から、資料1のとおり説明があった。

平成29年度 第6回 法務研究科教育方法等改善研修会（FD）記録

日 時：平成29年9月11日（月）16時00分～18時30分

2. 平成30年度の履修について ······ 資料2

片木教務委員長から、平成30年度の授業時間割（案）について、カリキュラム再編に伴う問題点の説明があった。

平成29年度 第8回 法務研究科教育方法等改善研修会（FD）記録

日 時：平成29年11月13日（月）15時40分～17時10分

1. 平成30年度時間割案について ······ 資料1

片木教務委員長から資料1に基づき、現時点での検討案について主に確認しておきたい点について説明があった。

・エクスター・シップは3月初旬に、模擬裁判は3月後半から4月にかけて2年次科目として実施することを考えている。

・2年生については、必修科目だけで33～34科目となってしまうこともあり、エクスター・シップなどの科目も含め2年生科目の登録上限を36単位から37単位までに上げることを考えている。

検討した結果、修正や確認が必要な点について意見が出され、これらの意見を基に修正することとした。

平成29年度第12回 法務研究科教育方法等改善研修会（FD）記録

日 時：平成30年3月5日（月）15：50～18：40

2. 平成30年度カリキュラムについて ······ 資料2

片木教務委員長から資料2に基づき、今回変更した点について説明があった。一部の科目については、時間割を変更することとした。

3 総合演習科目および重点演習科目の成績評価の要素について

片木教務委員長から、総合演習・重点演習の成績評価の要素についてあらかじめ決めておいた方が良いのではないかとの提案があり、検討した。

出典：広島大学大学院法務研究科作成

【解釈指針5－1－1－2】

1. 本研究科の研修及び研究としては、次のとおりである。
 - (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了者を含む），同僚教員，外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議の場としてのFD。
 - (2) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。
2. 神戸大学法科大学院との教育連携に基づき、共同研修を行っている。
 - (1) 本研究科におけるカリキュラムを含む教育システム、教育内容及び方法、成績評価基準及びその厳格な実施に対する客観的検証、学生・修了生アンケート等の分析を対象とする。
 - (2) 上記（1）に関する討議及び情報交換の場として、拡大広島大学大学院法務研究科FD及び客員教員との懇談会、相互授業参観と意見交換会、授業課題や定期試験問題の協議・意見交換会、教育システムや教育内容等に関する具体的方針を検討する連携協議会を開催している。

【解釈指針5－1－1－3】

1. 本研究科では研修及び研究を行うにあたって、次のとおり配慮している。
 - (1) 研究者教員はその実務上の知見をより一層高めるために、年2回、広島高等裁判所、同地方裁判所及び同家庭裁判所の裁判官との合同研究会（昨年度より本研究会は、民事法と刑事法とに分け、それぞれ判例の分析・検討を行っている）へ参加し、附属リーガル・サービス・センターで毎週行っている法律相談に陪席することも可能である。

また、実務家教員については、その教育上の経験不足を補うために、大学全体のFDへの参加を促している。いろいろなタイプの研究者教員の授業を参観する機会を設ける、FDにおいて教育学等における教育方法に関する様々な知見を報告し、実際に授業に取り入れられるヒントを提供するなどしている。

研究者教員及び実務家教員の双方に対しては、特に司法研修所・日本弁護士連合会・法科大学院協会等が主催する、法科大学院教育に関するシンポジウムや研修プログラムにできるかぎり参加させている。

- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、教授会・FD・科目担当者間協議会において、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保している。

【解釈指針5－1－1－4】

1. 組織的かつ継続的な教育内容等改善プロセス

本研究科では、通常の教育改善措置等を講ずるルーティンなプロセスとしては、教育内容等の改善に関しては教務委員会が所掌し、教務委員会が収集管理する授業評価アンケート、意見箱及び授業参観メモの情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する基本案を作成し、教授会の議を経て継続的に改善に結びつけている。

授業評価アンケート及び教員相互の授業参観の結果のフィードバックから、授業評

価アンケートにおける指摘に対してはアンケート結果に対するコメントにおいて改善の必要がある場合には改善を約束し次年度より実行している。それにより授業評価の結果が向上することもあるが、授業時における議論を導くためにグループ討議を試みたところ、斬新で刺激的であり、理解を深める一助になったとの受講生の意見を得たり、質疑において回答が滞った際に、原則から起こす思考プロセスと結論に至るのに必要な条件を逆算させるプロセスとを使い分けることで、論理的思考や理解の深まりから高評価を得るなど、具体的な改善の取り組みにつながっている。

2. 大学間連携に基づく教育内容等改革プロセス

神戸大学法科大学院との教育連携に基づく改善措置等は、カリキュラム等の抜本的改編を含む教育システムの全面的な改革を伴うため、本研究科の研究科長室会議にて基本方針案を作成し、両法科大学院による連携協議会で討議・検討の上、両教授会での了承を得て、具体的な改革案の策定に入る。研究科長室会議と連携協議会を通じた議論を重ねたうえで、具体的な改革案を実行する。

神戸大学法科大学院との教育連携では、本研究科における司法試験合格率の向上と入学定員充足との2つの目標を3年間で達成することを目指し、これまでの本研究科における教育内容等の改善・工夫の成果（統合型教育プログラム等）を前提に、エビデンスに基づき神戸大学法科大学院の教育改革で得られた経験智による原因分析から、抜本的な改革策を提示している。

平成29年度には、受講生による授業評価アンケートに加えて、修了生アンケートや在学生ヒアリングを実施した。その結果を分析したところ、カリキュラムにおいてアウトプット系演習科目の不足及び学修継続をスムーズにする授業科目の不在が問題であることが明らかとなつたため、これを解消する新カリキュラムを策定し、平成30年度から全学年一斉に実施している。

新カリキュラムの実効的な運用を確保するため、教員の教育技量の向上を図ろうと、法律基本科目を中心に、神戸大学法科大学院の授業参観と担当教員との意見交換を実施し、また、本研究科における演習科目での授業課題の適切さを討議する科目担当者相互の意見交換会も行っている。

今後は、成績評価の技量の向上と、新カリキュラムによる教育成果の検証のため、神戸大学法科大学院の定期試験問題及び採点基準等を用いて、本研究科の学生の学修到達度を確認し、神戸大学法科大学院の成績分布と照らし合わせて客観的に検証を行い、教育成果検証の具体的な取り組みを実施していく。

- 《別添資料5－1 授業参観実施について
- 別添資料5－2 授業評価アンケート（平成29年度後期）
- 別添資料5－3 平成29年度大学・裁判所合同研究会参加者一覧
- 別添資料5－4 学外研究会等への参加状況
- 別添資料5－5 研究科長室会議の開催状況（平成29年度）
- 別添資料5－6 学生との懇談会資料
- 別添資料5－7 広島大学大学院法務研究科教務委員会内規 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

広島大学の SPLENDOR PLAN 2017 に照らし、教育機関としての持続可能性を求め、また、専門職大学院としての「あるべき姿」を設定することで、教育内容・方法の改善のために隣接専門領域の知見を踏まえて、本研究科の学生の学修レベルに応じた教育プログラムを工夫している。当該教育プログラムが十分な教育成果を上げるうえで、既存の教育システムの見直しにも着手し、的確でかつ有効な改革となるために、神戸大学法科大学院と教育連携を図り、エビデンスに基づく客観的な教育改革のプロセスを学ぶなど、より質の高い教育を目指し、柔軟な思考の下に組織的な改革をなしてきている。

教員の教育技量との関係では、裁判所との合同研究会は実務を踏まえた判例の検討・分析を通じて知見を広める場であり、実際、教育のみならず研究の質を高めている点で特筆に値する。

改善を要する点

神戸大学法科大学院との教育連携の機会を捉えて、本研究科があるべき姿として学修サービス・マネジメント・システムを導入することを目指している。

学修サービス・マネジメント・システムは、①学修サービスの見える化、②教員のコンピテンシーを含め、教育サービスの質向上を継続的に目指し、適宜に的確な改善措置を講じられる組織の構築、③ステークホルダーの信頼確保をその特徴とする以上、このいずれについてもいまだ不充分である。

より組織的な教育改善として、積み上げ方式に基づく授業担当者間での密な授業デザイン等の意見交換を行い、第三者等による授業参観を受け入れ多くの意見を取り込むなどして、学修サービスの見える化を果たすことが当面の課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科では、高い倫理観と高度な専門知識・能力をあわせ持つリーガル・プロフェッショナルを育成することを目的とし、公平性、開放性及び多様性の確保にも留意しつつ、平成29年度にそれまでのアドミッション・ポリシーを改訂した。なお、その内容は、ウェブサイト上で公開している（資料6-1-1-A）。

【資料6-1-1-A：法務研究科入学者受入れの方針】

1. 求める学生像

広島大学が掲げる「平和を希求する精神」「新たなる知の創造」「豊かな人間性を培う教育」「地域社会・国際社会との共存」「絶えざる自己変革」の理念5原則のもと、法務研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、高い倫理観と高度な専門知識・能力をあわせ持つリーガル・プロフェッショナルを育成するため、次の（1）から（5）までの学修姿勢を心掛けている人を多方面から求めます。

- （1）物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる人
- （2）何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人
- （3）自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人
- （4）他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人
- （5）自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人

上記（1）から（5）までの学修姿勢を「心掛けている」とは、これまでの活動において成果を向上・改善する工夫や努力を重ねた試行錯誤の体験、あるいは自らが設定したプランを成功させた経験を糧にして、自らが学習に臨むにあたり「意識的に実践している学修姿勢」を意味します。法学の基礎的学識を修得している人のみならず、法学以外の専門知識を十分に習得している人、社会において多様な知識を得て経験を積んだ人なども歓迎します。

本研究科では、これらの学修姿勢をより一層深化させながら、それぞれの社会的関心に従って、学修経験と知的研鑽を重ねることにより、広島大学が掲げる理念5原則を実践し、社会の法的ニーズに応じて適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成します。

入学前に学習しておくことが期待される内容は、以下の通りです。

- (1) 現代社会における重要な課題やテーマにつき、多様な意見を主張内容と根拠に基づき分析・整理するとともに、現代社会をどう見るのであるか、あるいは現代を歴史のなかでどう位置づけるのかという観点をもって自らの思索を重ねること
- (2) 特に2年コース（法学既修者）では、憲法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法につき、当該法律の構造を鳥瞰図的に理解するため、または基本的な考え方を学ぶため、基本書あるいは概説書をじっくりと繰り返し読むこと

入学後には、各授業科目において達成しようとする教育目的を認識したうえで主体的・積極的に授業参加し、授業進行プロセスを緻密に辿り、授業後にそれを振り返って当該授業を意味づけながら再現することが期待されます。これらを通して、法曹に必要とされる基本的資質である、高度の専門的知識の転用・応用及びその鍛磨をなし、より円滑で的確なコミュニケーションを図る能力を修得することを求めていきます。

2. 入学者選抜の基本方針

本研究科のカリキュラム・ポリシーに適応可能な能力を判定するために、3年コース（法学未修者）では、資質確認、志望理由書及び小論文試験を課し、2年コース（法学既修者）では資質確認、志望理由書及び法律科目試験を課し、読解力、分析力、論理展開力、表現力及び学修姿勢の確立のレベル、2年コースでは基本的な法律知識の正確な理解を加えた指標に照らし、総合点により評価します。

なお、これまで自らが設定したプランを実行し目標を達成した経験に対する積極的評価を特別加算点として加えます。

出典：広島大学ウェブサイト

<<https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/policy/ap/96>>

アドミッション・ポリシーは、パンフレット、募集要項等に記載しており、また、入試説明会等においては口頭でも周知している。（資料6-1-1-B）。

【資料 6-1-1-B：法科大学院説明会一覧】

- ・法科大学院進学・入試説明会（5月25日，香川大学）
- ・法科大学院進学・入試説明会（5月30日，広島修道大学）
- ・法科大学院進学・入試説明会（6月21日，広島大学東広島キャンパス）
- ・法科大学院進学・入試説明会（6月23日，広島大学東千田キャンパス）
- ・朝日新聞社主催・法科大学院進学ガイダンス&講演会（6月24日，大阪）
- ・辰巳法律研究所主催・ロースクール進学合同説明会（6月24日，東京）
- ・読売新聞社主催・法曹を目指す方のための進学相談会&講演会（6月25日，大阪）
- ・法科大学院 進学・入試説明会（7月4日，熊本大学）
- ・法科大学院進学・入試説明会（7月13日，香川大学）
- ・法科大学院説明会（7月15日，京都）
- ・法科大学院進学・入試説明会（7月19日，島根大学）
- ・法科大学院進学・入試説明会（7月19日，愛媛大学）
- ・入試説明会・司法試験合格者報告会（10月18日，広島大学東広島・東千田キャンパス）法科大学院協会主催・LSキャラバン「ロースクールへ行こう!! 2017 ☆ 列島縦断 ☆ ロースクール説明会&懇談会」（11月11日，広島大学東千田キャンパス）
- ・法科大学院説明会（11月29日，下関市立大学）
- ・司法試験合格及び司法修習体験報告会兼入試説明会（12月13日，広島大学東広島キャンパス）

出典：広島大学大学院法務研究科作成

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

1. 業務体制全般

本研究科では、広島大学大学院法務研究科入試委員会内規に基づき、入試委員会を置いている。入学試験に関する事項等の基本案は入試委員会が作成し、教授会の議を経て、その業務を処理している。

また、試験問題の作成から合否判定までは、出題及び採点を全教員が役割分担して行いつつ、教授会で慎重な審議の上、決定する。よって、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。

《別添資料 6－1 平成 30 年度入学試験実施計画書

別添資料 6－2 平成 30 年度入学試験監督要領

別添資料 6－3 平成 30 年度一般入試合否判定の基本方針

別添資料 6－4 広島大学大学院法務研究科入試委員会内規 参照》

基準 6－1－3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況)

【解釈指針 6－1－3－1】

1. 入学者受入方針に基づいた入学者選抜の実施

6－1－1 で述べたとおり、本研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、公平性及び開放性の確保に留意しており、これに照らして入学者選抜を実施している。

2. 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

(1) 本研究科の入学者選抜は、入学資格を有する全ての志願者を公平に取り扱っており、自校出身者に対する特別な優遇措置等は一切講じていない。

入学者に占める自校出身者の割合は、この5年間で4割程度である。

《別添資料（様式 2－1）学生数の状況

別添資料 1－1 平成 30 及び 31 年度学生募集要項（一般入試）

別添資料 1－2 平成 30 年度学生募集要項（AO 入試）

別添資料 4－2 平成 30 年度入学試験問題（法律科目試験）

別添資料 6－5 合格者（うち入学した者）の出身大学一覧（平成 29・30 年度）

別添資料 6－6 平成 30 年度入学試験問題（一般入試）参照》

(2) 入学者に対して本研究科への寄附等の募集は行っていない。

(3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保するために、本学入学センターと連携しながら、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行っている。（別添資料 1－1 平成 30 及び 31 年度学生募集要項（一般入試）参照）

また、特別な配慮を必要とする者からの事前相談を実施し、配慮希望の内容に応じた対応を行っている。平成 29 年度入学者選抜試験では 1 人から事前相談があり、平成 30 年度入学者選抜試験では該当者がなかった。

基準6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6－1－4に係る状況)

【解釈指針6－1－4－1】

1. 入学者選抜にあたっての評価

(1) 平成29年度まで実施していた入試について

一般入試とAO入試によって、入学者選抜を行っていた。法科大学院全国統一適性試験を受験することを出願の要件とし、得点が最低基準点に達しない者は不合格としていた。

一般入試においては、法学既修者コース（2年コース）を対象に法律科目試験を、法学未修者コース（3年コース）を対象に小論文試験及び面接試験を実施し、AO入試においては面接試験を実施していた。

(2) 平成30年度から実施する入試について

平成30年度からは、AO入試を廃止し、一般入試のみで入学者選抜を行う。

法学既修者コース（2年コース）及び法学未修者コース（3年コース）を対象に文部科学省が策定した「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して、共通した「資質確認」を実施する。

その上で、法学既修者コース（2年コース）を対象に法律科目試験を、法学未修者コース（3年コース）を対象に小論文試験を実施する。

《別添資料1－1 平成30及び31年度学生募集要項（一般入試）

別添資料1－2 平成30年度学生募集要項（AO入試） 参照》

【解釈指針6－1－4－2】

2. 法学未修者コース（3年コース）の受験者に対する法律学の知識及び能力の加点について

法学未修者コース（3年コース）の受験者に課す小論文試験は、長文を読解し、それに対する分析能力、思考能力、論述能力等の適格性を見極める論述式試験を実施している（別添資料1－1 平成30及び31年度学生募集要項（一般入試）参照）。

なお、法学未修者コース（3年コース）の受験者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験は課しておらず、法律学の知識及び能力の加点も行っていない。

【解釈指針6－1－4－3】

3. 法学既修者の出題範囲

法学既修者コース（2年コース）の受験者に課す法律科目試験は、憲法、刑法、民事法（民法、商法、民事訴訟法）で、出題範囲は、法学未修者コース（3年コース）1年次教育の科目および範囲と等しい（別添資料1－1 平成30年度及び31年度学生募集要項（一般入試）参照）。

なお、本研究科では、飛び入学は実施していない。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況)

1. 【解釈指針 6－1－5－1】

- (1) 一般入試の際、大学等の在学者の学業成績に加え、懸賞論文等の受賞歴、ボランティア活動等の実績や外国語能力等についても、その内容が相当なものであれば 20 点を限度として加算することとしている。
- (2) 一般入試の際、実務等の経験を有する者の多様な実務経験及び社会経験等についても、その内容が相当なものであれば一定の点数を加算している。例えば、司法書士、医師、看護師等の職歴について加算しているほか、国家公務員試験 1 級、日商簿記 1 級、博士号といった資格試験や顕著な実績についても考慮している。

2. 入学者受入れにおける多様性の確保

平成 29 年度までは、一般入試とは別に、司法書士、公認会計士、一級建築士、医師の資格に基づく顕著な実績を有する者を対象として、AO 入試を実施していた。

しかし、説明会等で AO 入試を積極的に広報したにもかかわらず、一般入試を選択する受験希望者が圧倒的であり、AO 入試は近年受験者を得られていないため、平成 30 年度に実施する入試から AO 入試を廃止した。

なお、多様な人材から法曹を養成する必要性から、法科大学院全国統一適性試験に代わる入試科目として導入する「資質確認」では、社会経験や他分野の学識によって醸成された能力・資質を活かした解答を十分に評価できる。

資質確認は、抽象的なテーマあるいは身近な具体的問題を取り上げ、解答に一定の条件を付する論述試験で、多角的・複層的な分析力、実践的な判断力、創造的な思考力や表現力等を評価対象とする。

経験・学識に基づく思考力の質の高さが論述に反映するため、資質確認も活かし人材の多様性の確保に取り組む。

《別添資料 1－1 平成 30 及び 31 年度学生募集要項（一般入試）

別添資料 1－2 平成 30 年度学生募集要項（AO 入試）参照》

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6－2－1 に係る状況)

【解釈指針 6－2－1－1】

本研究科では、厳正かつ適正な入学試験を実施しており、発足当初より収容定員を上回っていない。

《別添資料（様式 2－1）学生数の状況 参照》

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準 6－2－2 に係る状況)

1. 【解釈指針 6－2－2－1】

本研究科では、入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように、努めている。

入学定員充足率は 50%を上回っているが、入学定員充足率を改善するため、平成 28 年度から入学定員を 20 人に変更し、入学志願者の獲得及び定員充足率の向上に向けて、きめ細かな教育に基づく学習効果の向上のための取組や他大学と合同での入試説明会開催を始めとする様々な広報活動に取り組んでいる。

入学試験については、8月、11月、1月の年3回実施し、東京都や大阪市でも受験ができるように工夫している。

それらの結果、入学志願者は増加した〔平成 28 年度に実施した入試の志願者：36 人（受験者数：36 人）→平成 29 年度に実施した入試の志願者：41 人（受験者数：36 人）〕。

2. 【解釈指針 6－2－2－2】

本研究科における入学定員充足率は、別添資料様式 2－1 のとおりであり、50%を下回ったことはない。

3. 【解釈指針 6－2－2－3】

入学者数が 10 人を下回ったことはない。

《別添資料（様式 2－1）学生数の状況 参照》

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6－2－3 に係る状況)

1. 【解釈指針 6－2－3－1】

同指針に従って算出した各年度の競争倍率は、以下のとおりであり、平成 27 年度を除き競争倍率は 2 倍に達している。

平成 30 年度入試	2.00
平成 29 年度入試	2.00
平成 28 年度入試	2.00
平成 27 年度入試	1.88
平成 26 年度入試	2.04

2. 【解釈指針 6－2－3－2】

本研究科における入学者選抜の競争倍率は、上記のとおりであり、平成 27 年度を除き競争倍率は 2 倍に達している。

3. 入学者選抜の改善への取組み

本研究科では、平成 28 年度から入学定員を 20 人に変更し、入学志願者の獲得等に取り組み、競争倍率は 2 倍程度を維持しているものの、6－2－1 及び 6－2－2 で述べたとおり、近時入学者が入学定員を下回る状況が続いていることから、入学定員の充足がここ数年来の喫緊の課題となっており、受験者数及び入学者数を確保するために様々な取組みを続けている。

第一に、入試の実施回数を増やしてきたことである。本研究科では、平成 25 年度入学者選抜試験以降、一般入試を前期（8月）と後期（11月）に分割して 2 回実施することとし、さらに二次募集を行うなどして対処してきたが、平成 29 年度からは、A 日程（8月頃）、B 日程（10月頃）及び C 日程（1月頃）と年に 3 回試験を実施し、そのうち 1 回は東京及び大阪にも試験場を設けている。

第二に、広島大学及び他大学の学部等において説明会等を開催し、種々の情報提供に努めてきたことである。説明会等においては、本研究科の教員が、入試の日程やカリキュラムについて説明するとともに、在学生や修了生による体験談の発表も行っている。

また、新聞社等が実施する各地における入試説明会等にも積極的に参加している。平成 29 年度における説明会等の実施状況は資料 6－1－B のとおりである。

第三に、神戸大学法科大学院との教育連携の一環として、法科大学院説明会は共同開催形態も取り入れている。従来、本学単独では参加のなかった多様な学生が参加し、参加者数はおおむね倍増しており、神戸大学法科大学院との併願を検討するなどの変化も見られる。他方、香川大学法学部とは、平成 28 年 10 月に部局間での教育連携協定を締結し、香川大学の法曹志望学生層の拡大とその学修力の向上を目指した特別講

座を行っている（平成28年度延べ参加人数30人、平成29年度延べ参加人数30人）。

また、広島大学の法学部において、平成29年度から、本研究科の教員による法科大学院進学希望者に対する授業科目を提供し、平成30年度より、これを改め「特定プログラム：法律専門職養成特定プログラム」として開講している。これにより法曹志望者の掘り起こしを行っている（資料6-2-3-A）。

【資料6-2-3-A:特定プログラム説明書】

平成29年度入学生対象	平成29年度入学生対象						
特定プログラム説明書							
平成29年12月26日現在							
<p>別記様式3</p> <p>開設学部等名〔 法務研究科 ・ 法学部 〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">プログラムの 名称</td> <td>(和文) 法律専門職養成特定プログラム (英文) Legal Professional Training Course</td> </tr> </table>		プログラムの 名称	(和文) 法律専門職養成特定プログラム (英文) Legal Professional Training Course				
プログラムの 名称	(和文) 法律専門職養成特定プログラム (英文) Legal Professional Training Course						
<p>1 概要</p> <p>本プログラムは、法科大学院の既修者試験、司法書士試験その他法律専門職に係る試験を受験することを考える学部生が、高度の法的思考および法的論述の能力を習得し、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる法律専門家となるために必要な素養を身に付けることを目的とする。</p>							
<p>2 到達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な事実を前提とした法的課題の解決のための思考パターンと、当該解決の論述能力を向上させる。 ② 法科大学院の既修者試験に合格するための必要な能力を身に付けさせる。 ③ 司法書士試験その他法律専門職に係る試験に合格するための必要な能力を身に付けさせる。 							
<p>3 登録時期</p> <p>第3セメスター（2年次前期）を履修登録開始時期とする。</p>							
<p>4 登録要件</p> <p>既修得要件は特に定めない。</p>							
<p>5 受入上限数</p> <p>特に定めない。</p>							
<p>6 授業科目及び授業内容</p> <p>授業科目は、別紙の履修表を参照すること。 授業内容は、各年度の法学部シラバスを参照すること。</p>							
<p>7 修了要件</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">必修科目</td> <td style="width: 10%;">8単位</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>選択必修</td> <td>4単位</td> <td>計12単位</td> </tr> </table>		必修科目	8単位		選択必修	4単位	計12単位
必修科目	8単位						
選択必修	4単位	計12単位					
<p>8 責任体制</p> <p>プログラムの運営は、以下の組織が実務を担当し、法務研究科教員及び法学部教員の協力によって行う。</p> <p><法律専門職養成特定プログラム担当教員会></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">秋野成人 (法務研究科長)</td> <td style="width: 33%;">江頭大蔵 (法学部長)</td> </tr> <tr> <td>野田和裕 (法務研究科副研究科長)</td> <td>宮永文雄 (法学部副学部長)</td> </tr> <tr> <td>片木晴彦 (法務研究科教務担当)</td> <td>手塚貴大 (法学部教務担当)</td> </tr> </table>		秋野成人 (法務研究科長)	江頭大蔵 (法学部長)	野田和裕 (法務研究科副研究科長)	宮永文雄 (法学部副学部長)	片木晴彦 (法務研究科教務担当)	手塚貴大 (法学部教務担当)
秋野成人 (法務研究科長)	江頭大蔵 (法学部長)						
野田和裕 (法務研究科副研究科長)	宮永文雄 (法学部副学部長)						
片木晴彦 (法務研究科教務担当)	手塚貴大 (法学部教務担当)						
<p>9 既修得単位等の認定単位数等</p> <p>(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等なし (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等 最大限6単位</p>							

法律専門職養成特定プログラム履修表								
目的	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要習得単位数	科目区分	開設学部	
法的思考に必要な基本要素を学ぶ	民事法基礎	2	3セメ	必修	2	専門教育科目	法学部	
	刑事法・公法基礎	2	4セメ	必修	2			
法的課題の解決を討論を通じて導き出す	民事法特論	2	5セメ	必修	2			
	公法・刑事法特論	2	6セメ	必修	2			
高度・実践的な法的論述能力を養う	法学論文指導1※	2	5セメ	選択必修	2			
	法学論文指導2※	2	5セメ					
事例課題の解決案の作成を通じて法的論文の論述能力を高める	ケーススタディ民事法	1	5セメ	選択必修	2			
	ケーススタディ公法	1	6セメ					
	ケーススタディ刑事法	1	5セメ					
合 計					12			
※交互に隔年開講								
出典：広島大学法学部・大学院法務研究科作成								

《別添資料 (様式2-1) 学生数の状況

(様式2-2) 司法試験の合格状況

(様式3) 教員一覧, 教員分類別内訳

(様式4) 科目別専任教員数一覧 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

本研究科では、入学者受入れにおける多様性を確保するために、平成29年度まで、AO入試をはじめとして、課外活動等の活動実績等に対する加算点制度並びに一定限度の非法学部出身者・社会人優先枠を設けてきた。

平成30年度からは、AO入試を廃止したが、法科大学院全国統一適性試験に代わり法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が最低限修得されていることを評定する入試科目「資質確認」を導入し、それを活用することで、多様な知識や経験を通じて得られる高度な論理的思考力を評価し、多様性の確保に努めている。

また、試験問題の作成から答案採点、さらに合否判定に当たっては、複数の教員による数次にわたる検討の上、教授会での慎重な議論により最終判断がなされている。

平成29年度からは試験問題の適切さを確認するために、試験問題や解答用紙等をチェック用紙に基づき点検し、さらに試験問題が所定の試験時間内に解答できることを確認するため、実際の入試と同時並行で教員が答案を作成するなどしている。

以上より、本研究科は、特に多様性の確保に配慮しつつ、厳正かつ公正な入学者選抜試験を実施している。

改善を要する点

本研究科は、平成27年度入試を除き、競争倍率2倍を確保しているが、受験者数の減少に伴い入学定員を充足できない状況が続いている。この状況では、さまざまなバックグラウンドを持ち、多様多彩な紛争解決の能力と技量を持つ法曹へと育つ有為な人材を選抜するという本研究科のアドミッション・ポリシーが十分に遂行されているとは言い難いところである。

この状況を改善しポリシーを遂行するため、受験者数の増加と入学定員の充足を喫緊の課題とし、解決に向け、本研究科の司法試験合格者数の増加を目的とする教育改革を成功させ広報するとともに、入学者選抜の実施時期や場所、試験内容等の更なる改善工夫に取り組んでいく。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるように、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

【解釈指針7-1-1-1】

1. 履修指導等のガイダンス等

講義の履修方法等について、年度当初に集合ガイダンスを実施しているほか、各学生のチューターとなる教員を指名し、学習面や生活面における悩みを各チューターに相談する制度を整えている。

【解釈指針7-1-1-2】

2. 導入教育の実施

入学予定者に対して、入学前ガイダンスを実施している。ガイダンスでは、法学未修者コース（3年コース）での学修内容や方法を、法学既修者コース（2年コース）が昨年度の法学未修者コース（3年コース）入学者と合流することから、法学未修者コース（3年コース）の1年次の学修内容と到達レベルにつき1年次の授業科目の定期試験問題をもって説明しており、入学までの期間に自学自習すべき点を伝えている。なお、平成30年度入学予定者には、3月に論理（批判）的思考の事前学習課題を法学既修者コース（2年コース）・法学未修者コース（3年コース）に共通として、憲法・民法・刑法の事前学習課題を法学既修者コース（2年コース）に課している。事前学習課題に基づく学修の到達レベルは入学オリエンテーション時に実力確認テストを実施して確認している。

さらに1年次法学未修者を対象に、新年度の開始直前の2日間、プレ・チュートリアルを実施し、法律を学ぶための基礎知識を提供している。

1年次新入生は、導入科目である「法学概論」において法解釈論や判例の理解について学び、続けて「基礎演習」において法律文章の作成の基礎を学ぶことで、法律基本科目の授業にスムーズに入ることができるよう取り組んでいる。

2年次法学既修者である新入生には、法科大学院での教育方法にスムーズに対応できるように、知識の体系化による整理を意識づけるつなぎ科目を民法及び刑法で用意している。

【解釈指針 7-1-1-3】**3. オフィスアワー等**

専任教員は、全員オフィスアワーを設定し（面談の予約は不要），法科大学院教育研究支援システムにおける掲示等を通じて学生に周知している。また、この時間以外であっても、教員にメール等で連絡して適宜質問することができることを学生に周知するなど、学生と教員とのコミュニケーションを十分に図るための措置を講じている。

なお、毎学期（ターム）に1回、学生と教職員との懇談会を開催して、学生の意見を徴するとともに学修等の支援を行っている。

【解釈指針 7-1-1-4】**4. 若手弁護士による支援制度**

平成30年度より、本研究科修了生及び神戸大学法科大学院修了生である若手弁護士を指導担当とする、学修指導ゼミ（自主ゼミ）が、在学生及び修了生を対象に、毎週又は隔週1回開催されている。

法学未修者コース（3年コース）1年次生のゼミは、2人の弁護士（広島大学・神戸大学各1人）が担当し、毎週1回2時間、問題に対する論述解答を添削することを通じて、いかに論理的に考え論理的な文章で表すか等を具体的に考えさせながら指導を行っている。

法学既修者コース（2年コース）2年次生のゼミは、法律基本科目を中心に、弱点補強のための演習を隔週1回又は毎週1回2時間で実施している。数人の弁護士が定期的に指導対象科目を変更し参加希望学生を調整している。

いずれのゼミでもゼミ内容報告を毎回提出してもらい、2、3ヵ月に1度、個々の参加学生の学修レベルや学修上の問題等につき実施報告書を支援室に提出してもらい、学生に対する個別学習指導の参考資料とするとともに、受験技術に偏した指導となっていないかを確認している。

従前は、広島弁護士会の協力を得て、若手弁護士が本研究科を訪れ、学生の学習や進路等に関するサポートを行う制度（サポート弁護士制度）を設け、また、3年次生向けの文書作成指導ゼミ（「出題→答案添削→解説」を内容とする）を用意していたが、サポート弁護士への連絡がうまく取れなかつたために学生相談が急速に減少し、文書作成指導も参加者減少のために事実上機能停止状態に陥っていた。

しかし、法学未修者への学修指導や、法学既修者を含む在学生や修了生の科目別の問題解決及び論述作成による学修レベル向上も必要不可欠であることから、学生の希望に応じた自主ゼミへの若手弁護士派遣に一本化することとした。同時に、他大学法科大学院における院生の学修姿勢や学修到達レベルを学生に伝え、全国レベルでの自らの立ち位置を確認しながら学修を継続することを促すことが学生の全体レベルの底上げにつながることから、教育連携先である神戸大学法科大学院の協力を得て、当該法科大学院修了の弁護士に指導の機会を得た。

【解釈指針7-1-1-4】

【解釈指針7-1-1-5】

5. 授業外学習の指導

主として2年次の学生を対象として、授業の担当教員が授業を補完するため、各授業について1回程度、授業で十分に取り扱うことができなかつた事項や、授業で取り扱ったが更に一步踏み込んだ学習が必要な事項について、課題を示して文章を作成させ、これについて解説・講評することを通じて、授業の理解を一層深めることができるようしている。

また3年次の学生に対しては、本研究科の修了生である法曹資格者が、過去の司法試験その他の課題を利用して、法的思考の展開や事実に則した問題解決のための論述の展開方法等について指導する機会を設けている。

いずれの指導についても、受験技術に偏した指導とならないよう、内容を十分に吟味している。

《研究科パンフレット (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/pamphlet>)

別添資料3-5 平成30年度オフィスアワー一覧

別添資料5-6 学生との懇談会資料

別添資料7-1 新入生ガイダンス等プログラム（平成30年度）

別添資料7-2 チューター名簿（平成30年度）

別添資料7-3 サポート弁護士制度実施状況（平成29年度） 参照》

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

【解釈指針7-2-1-1】

1. 経済的支援

以下(1)～(5)のとおり各種の奨学金・カードローンのほか、授業料免除の制度を整備して学生の経済的支援をしている。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）

- ・平成28年度：第一種26人、第二種4人、
- ・平成29年度：第一種15人、第二種1人

(2) NPO法人ロースクール奨学金広島

広島県内所在の法科大学院在学生及び修了生を支給対象とし、決定者2人につき、年額20万円が給付される。なお、本研究科は、同法人の設立に協力するとともに、法務研究科長が理事の1人として就任している。

- ・平成28年度：2人
- ・平成29年度：2人

(3) 法科大学院教育カードローン

広島市信用組合と提携し、無担保低金利で限度額300万円まで融資が受けられる。

- ・平成28年度：0人
- ・平成29年度：2人

(4) 広島大学大学院法務研究科奨学金

本研究科が設定する基準を満たす学生に対して奨学金を支給する。

ア. 新入生対象奨学金（平成30年度新入生から実施）

本研究科が課す入学前課題に基づき実施する実力確認テストにおいて合計点が所定の基準点を超えたなかで、その成績が上位の新入生から、給付型奨学金額20万円または10万円のいずれかをそれぞれ若干名に支給する。

- ・平成30年度：20万円 9人、10万円 2人

イ. 在学生対象奨学金（平成29年9月から実施）

TKC 全国実力確認テスト又は TKC 司法試験全国統一模試の全国成績が上位40%以上の在学生に対して、各試験で一人当たり3万円を支給する。

- ・平成29年度：6人

(5) 授業料免除

ア. 広島大学授業料等免除及び猶予規則によるもの

- ・平成28年度前期：全額免除4人、半額免除4人
- ・平成28年度後期：全額免除1人、半額免除2人

- ・平成29年度前期：全額免除3人、半額免除3人
 - ・平成29年度後期：全額免除1人、半額免除3人
- イ. 広島大学エクセレント・スクーデント・スカラシップによるもの
前年度の成績（新入生は入試の成績）をもとに1人を決定し、後期授業料を免除する。
- ・平成28年度：3人
 - ・平成29年度：3人

【解釈指針7-2-1-2】

2. 生活支援

以下（1）及び（2）のとおり、学生生活に関する支援体制を整備している。

（1）健康面

東千田地区保健管理室において、内科医による健康診断を週1回、精神科医によるメンタルヘルス相談を週2回（予約制）、臨床心理士によるカウンセリング・学生相談を週2回（予約制）実施している。また、応急処置のため、看護師1人を配置している。

なお、メンタルヘルスについては、入学時のガイダンスで必ず取り上げるほか、学習上の悩みが生じ始める6～7月に、学生、教職員向けに精神科医による講習会をほぼ毎年FD活動の一環として継続して開催している。

（2）ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員として本研究科教員1人が任命されており、本学のハラスメント相談室（東広島キャンパス、霞キャンパス、東千田キャンパスに設置）と連携して問題に対処している。入学時のガイダンスでハラスメント相談室による講習会を毎年継続して開催しているほか、相談希望者がメールまたは電話により直接相談を申し込むことも可能であり、その利用方法の詳細は本学ウェブサイトに掲載している。

《別添資料2-5 学生便覧（広島大学授業料等免除及び猶予規則）

別添資料2-5 学生便覧（広島大学エクセレント・スクーデント・スカラシップ規則）

別添資料2-5 学生便覧（広島大学におけるハラスメントの防止に関する規則）

別添資料2-5 学生便覧（保健管理センター利用案内）

別添資料7-4 チューター面談日程表（平成29年度）

別添資料7-5 運営組織一覧・全学委員会等担当者一覧（平成30年度）

別添資料9-2 教員対象研修実績一覧（平成30年度）

別添資料9-3 職員対象研修実績一覧（平成30年度） 参照》

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めてすること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

本学においては、身体等に障害のある者を受入れ、修学等の支援を積極的に行うという理念に基づき、入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するため、「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」を制定し、全学として組織的な支援体制を整備している。

広島大学アクセシビリティセンター（平成20年設置）は、本学における障害学生支援、アクセシビリティ支援の拠点機能を果たしており、全学のアクセシビリティセンター会議には、本研究科教員1人を含む全部局から委員が参画し、本学のアクセシビリティ支援・推進及び人材育成プログラムの企画・実施を円滑に行うことに全学体制で取り組んできている。

なお、入学者選抜における障害のある者に対する特別措置については、基準6-1-3の2. (3) 参照。

《別添資料2-5 学生便覧（広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則） 参照》

1. 施設及び設備の整備充実

設備としては、各講義棟の入口のスロープ、エレベーター、身障者用トイレを整備しており、バリアフリー構造になっている。また、障害者専用駐車スペースを計8台分（東千田総合校舎駐車場5台、未来創生センター3台）確保整備しているほか、各講義室には障害者専用机を配置している。

屋外では、車いすが通行する排水溝の格子状の蓋を網目の細かいものに交換し、網目への車いす前輪が挟まることを防いでいる。また、車いすが通行しやすいように、通路に駐輪禁止のコーンやロープを設置するなど、整備充実に努めている。

《別添資料2-5 学生便覧（東千田キャンパス構内配置図） 参照》

2. 修学上の支援等

平成16年度に障害者支援対策として、「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」等の制定により全学としての指針が示され、組織的な支援体制が整備されている。現在、本研究科には特別な対応を必要とする障害学生が1人在学し、アクセシビリティセンターと共同で学修の支援を行っている。支援内容は、授業の録音許可と

そのテープ起こしの実施、キャンパス内を車椅子で移動する際の学生による補助を行っている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

実務家教員による情報提供、チューター制度を通じた実務家教員への相談、サポート弁護士への相談等のほか、就職支援のための法務セミナーを開催している。このセミナーは、地元有力企業に学生を派遣する研修で、年間1～2回程度開催している。また、地元有力企業や地方公共団体等の幹部との懇談会を毎年開催するなどして、卒業生の就業等について受入側の理解を深めてもらうよう努めている。そのほか、学生の適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生支援に努めている。

大学の相談窓口としては、グローバルキャリアデザインセンターが置かれている。

東千田キャンパスには就職資料・相談室が置かれ、必要な情報等を提供している。学生からの要望があれば、相談できる体制となっている。

また、本研究科としては、学生インターンシップを受け入れ可能な企業の紹介等を受けている。

《グローバルキャリアデザインセンターウェブサイト

(<https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc>)

別添資料7-6 法務セミナー開催状況

別添資料7-7 企業等との懇談会開催状況 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

チューター制度によって、学生と教員との距離感が縮まっており、きめ細かい指導が可能な体制が整えられているなど、学習環境や学習面での指導体制は整備されている。

また、学生に対する経済的支援をより充実させるために、平成30年度から、新入生に対しては、事前学習課題を課した上でその学習の成果を検証する実力確認試験を4月初旬に実施し、その成績が基準点を超えた者（奨学金原資との関係ではそのうち成績上位者）に対して一定額の奨学金を支給する制度を開始した。一方、在学生に対しては、TKC全国実力確認試験において上位40%以内の成績を上げた者に、奨学金を支給している。

さらに、修了者の進路指導については、就職支援のためのセミナー等を開催し、企業等関係者と修了生が接触する機会を設けることを通じて、修了生の視野を広げるなどしており、修了生の進路の選択に相応の成果を上げている。

改善を要する点

学生への経済的支援は必ずしも十分とは言えない。今後は、学生の経済的負担の軽減のため、企業等に広く浅く寄付をお願いし、また大学施設の学外使用を促進するなどして一定の財源の確保を図り、授業料免除の拡大、奨学金等の拡充に取り組む。

また、学生の進路支援については、幅広く情報収集を行い、東千田地区支援室窓口に情報を集約して、需要に応じて一元的に情報提供できるように取り組む。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科は、1専攻（法務専攻）で構成された独立研究科である。平成28年度に36人から20人へと定員を削減したが、現在、学生定員20人に対し、研究者教員14人、実務家教員3人の合計17人の専任教員を配置している。

基準8－1－2：重点基準

基準8－1－1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8－1－2に係る状況)

【解釈指針8－1－2－1】

研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

なお、刑事訴訟法担当教員に関しては、全学の人事方針に従い教員年齢層のバランスを改善するために若手教員を採用している。その採用基準は、本研究科における法曹養成教育の充実を図るために、法科大学院を修了し司法試験に合格、さらに司法修習を終え、博士号を取得している者を優先的に採用するものとした。この基準を満たす教員は、司法試験合格から司法修習までに必要な資質・能力を養成する教育上の改善工夫を行うことができる。また、司法修習の実務体験から研究テーマを発見し、実務と理論とを架橋する研究を開拓させる可能性が大きいにある。教育・研究の両面におけるこれらの資質・能力は、本研究科における教育・学生指導に有益である。

なお、本教員の科目適合性については博士の学位を有していることから、教育経験年数は問題とされない。また、教員組織においても、その人数は1人で、専任教員である研究者教員の現員数（14人）の2割以内である。

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

基準8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準8－1－3に係る状況)

1. 本研究科の教員の採用は、「広島大学における教員選考についての基本指針」で指針を示している(資料8－1－3－A)。

【資料8－1－3－A：広島大学における教員選考についての基本指針 拠粹】

(略)

第3 教員選考の原則

- (1) 教員の選考は、本学が総合研究大学として世界最高水準の教育研究の推進を目指す大学であることに鑑み、人格及び識見ともに優れた者について、その研究業績、教育業績及び教授能力などを総合的に判断し、本学の理念・目標・将来構想に沿って行うこととする。
- (2) 教員の選考は国際公募を原則とし、国内外を問わず広く適任者が得られるよう努力する。
- (3) 教員の選考は、適正な教員選考基準を作成し、各教育研究分野の実状に基づき行うものとする。
- (4) 教員の選考は、本学教員にふさわしい人格及び識見、教育能力、研究能力、その他の必要な能力を総合的に評価して行うが、教育主担当や研究主担当などを適用する場合はその評価項目間の軽重を考慮する。
- (5) 教員の選考においては、外国人教員、女性教員、若手教員などの多様な人材の確保に努め、また、特定の研究機関等の出身者に偏ることのないよう考慮する。

第4 人事委員会について

本学の教員措置方針、教員の人員措置、選考開始の可否、候補者の選考過程及び選考結果の妥当性等について審議する。

第5 人員措置について

学長は、人事委員会及び役員会の議を経て、教員の人員措置を決定する。

(略)

出典：広島大学における教員選考についての基本指針（拠粹）

「広島大学における教員選考についての基本指針」第3において、教員選考は、原則として、「人格及び識見ともに優れた者について、その研究業績、教育業績及び教授能力などを総合的に判断」あるいは「本学教員にふさわしい人格及び識見、教育能力、研究能力、その他の必要な能力を総合的に評価」して行うものとするとしている。

また、「広島大学における教員選考についての基本指針」第5において、「学長が、人事委員会及び役員会の議を経て、教員の人事措置を決定する」としている。

なお、人事措置決定のプロセスには、部局等の長がそのもとに設置した人事選考委

員会の報告及び教授会の議を経て、全学の人事委員会に候補者の選考過程及び選考結果を報告することとなっており、全学の人事委員会は、その候補者選考過程及び選考結果の妥当性につき審議を行い、その結果を学長に報告する手続が含まれている。

2. 本研究科の教員の採用は、広島大学教員選考基準規則で定めている（資料8-1-3-B）。この規則で、教授・准教授・講師・助教・助手の各資格についての基本的な基準を定めている。

【資料8-1-3-B：広島大学教員選考基準規則 拠粹】

(略)

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経験(外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経験(外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。)のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育研

究上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、部局等の教員の選考基準に関し必要な事項は、各分野の特性や実状に応じて各部局等が定めるものとする。

(略)

出典：広島大学教員選考基準規則（抜粋）

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000184.htm>

3. 広島大学教員選考基準規則第8条で、「この規則に定めるもののほかに必要な事項は当該部局で定めるものとする」としており、本研究科は、教員の教育上の指導能力等をより適切に評価するため、広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規を定めている（資料8-1-3-C）。

【資料8-1-3-C：広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規 抜粋】

(略)

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る顕著な業績を有する者
- (2) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る顕著な業績を有する者
- (3) 教育能力及び研究上の業績が前2号の者に準ずると認められる者
- (4) 実務の経験に照らし、前3号のいずれかに該当する研究者に相当する教育能力及び見識を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 準教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る業績を有する者
 - (2) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る業績を有する者
 - (3) 教育能力及び研究上の業績が前2号の者に準ずると認められる者
 - (4) 実務の経験に照らし、前3号のいずれかに該当する研究者に相当する教育能力及び見識を有すると認められる者
- (講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、第3条又は前条に規定する教授又は准教授に準ずる教育能力及び見識を有すると認められる者とする。

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
 - (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- (略)

出典：広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規（抜粋）

（<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000362.htm>）

4. 教員選考手続に関し必要な事項については広島大学大学院法務研究科教員選考細則を定めて、体制の整備を行っている（資料8-1-3-D）。

【資料8-1-3-D：広島大学大学院法務研究科教員選考細則 抜粋】

(略)

(人事選考委員会)

第3条 研究科長は、教授会の議を経て人事選考委員会(以下「委員会」という。)を発足させる。

- 2 委員会は、次の各号に定める数で構成するものとする。
- (イ) 専門分野及び関連分野の教員 若干人
 - (ロ) 専門分野以外の教員 若干人
 - (ハ) 必要に応じて学外有識者 若干人

なお、上記委員は、「広島大学における教員選考についての基本指針」（平成28年3月22日一部改正）及び「広島大学における教員選考委員会の構成に関する運用」

- (平成28年6月7日役員会承認)に基づくものとする。
- 3 委員は、研究科長が指名し、教授会の承認を得るものとする。
 - 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (略)

出典：広島大学大学院法務研究科教員選考細則（抜粋）

専任教員の採用に当たっては、その都度、法務研究科長が、人事選考委員会を設置する。人事選考委員会には、教育研究力の強化の観点から、学外有識者を1人以上加えている。国際公募の方式によって応募者を公募し、応募のあった者について、担当予定授業科目を担当するのに相応しい業績及び教育上の指導能力を含む実績を審査するとともに、委員会において面接を実施し、候補者を選考している。

みなじ専任教員の採用に当たっては、広島弁護士会との「広島大学大学院法務研究科における広島弁護士会との連携・協力に関する協定書」に基づき、広島弁護士会から適格者の推薦を受けることとしており非公募で候補者を選出している。「選考委員会」を設置し、候補者の選考が適正であるよう努めている。

なお、客員教員（非常勤講師）（兼担・兼任教員）の選任に関しては、採用手続に関する内規等は設けていないが、経歴・業績等の資料の提出を求め、上記の教員選考手続に準じて、適正に採用するよう努めている。

5. 教員の昇任については、広島大学における教員の個人評価の基本方針に基づき組織的に実施している（資料8-1-3-E）。

【資料8-1-3-E：広島大学における教員の個人評価の基本方針 抜粋】

(略)

1) 教員の採用・昇任

教員は、それに相応しい教育研究能力を持つことが必要であり、（広島大学教員選考基準規則 平成16年4月1日 規則82号。以下「教員選考基準規則」という。）、「本学教員にふさわしい人格及び識見、教育能力、研究能力、その他必要な能力を総合的に評価」することが定められている（広島大学における教員選考についての基本指針第2(4)平成16年4月1日学長決裁）。

また、任期制教員の場合には、任期終了時における業績評価及び再任評価の可否の審査を行うことになっており（広島大学の教員の任期に関する規則第3条及び第4条），特任教員（広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成20年3月28日規則第67号））についても、採用の際には、教員選考基準規則に準じて選考を行うことになっている。

さらに、テニュア・トラック教員を採用するときは、テニュア・トラック制を実施する部局等において、テニュア審査の基準及びテニュアを付与した後の処遇を明示した公募を行い、テニュア・トラック期間が満了する日の6月前までにテニュア審査を行うこ

とになっている。

(略)

(3) 教員の採用・昇任、大学院担当の審査

教員の採用・昇任、大学院担当の審査等、各部局等における教員人事に関する審査は、従来個人評価の中核をなしてきた。適切な人材によって教員組織を構成することは、大学にとって中核的な課題であり、そのためには評価の基準・方法が明確であり、透明・公平なものでなければならない。

教員人事を行う各組織は、職階と教員の役割に対応し、教育・研究・外部資金獲得・社会貢献（診療含む）・管理運営などの実績と能力を評価できるよう評価基準と方法を整備することが必要である。

たとえば、教育能力については、教科書執筆・教育に関する論文・論文指導実績などの教員活動状況調査の項目のほかに、部局の判断でピアレビュー（同僚や専門家による評価）などを適宜加えることが望ましい。

これらの評価基準と方法については、特任教員、テニュア・トラック教員、任期制教員の各種についても整備し、あらかじめ公表することが必要である。

(略)

出典：広島大学における教員の個人評価の基本方針（抜粋）

なお、教員の個人評価については、個人評価の結果に対する不服申し立ての手続き等を広島大学大学教員の個人評価に係る不服申立て等に関する規則で定めている（資料8-1-3-F）。

【資料8-1-3-F：広島大学大学教員の個人評価に係る不服申立て等に関する規則

抜粋】

(略)

(相談窓口)

第3条 部局評価の結果に対する相談及び不服申立てに応ずるため、当該部局等の個人評価に係る事務を担当する支援室及びグループに相談窓口を置き、支援室長又はグループリーダーを相談員とする。

2 全体評価の結果に対する相談及び不服申立てに応ずるため、財務・総務室人事部服務グループに相談窓口を置き、グループリーダーを相談員とする。

(略)

(相談の申出及び評価者による説明)

第11条 大学教員は、個人評価の結果について相談がある場合は、原則として、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、第3条に定める相談員に相談の申出を行うことができる。

2 相談員は、前項の相談の申出があったときは、当該個人評価の評価者に相談の内容を報告する。

3 個人評価の評価者は、相談員から前項の報告を受けたときは、速やかに、相談の申出

を行った大学教員に対し、当該大学教員に係る個人評価の結果について説明を行う。

(不服申立て)

第12条 大学教員は、前条第3項の評価者の説明に不服があるときは、部局評価に係る場合にあっては評価を行った部局等の評価審査委員会委員長に対し、全体評価に係る場合にあっては全体評価審査委員会委員長に対し、原則として、当該説明を受けた日の翌日から起算して14日以内に書面により不服申立てを行うことができる。

(略)

出典：広島大学大学教員の個人評価に係る不服申立て等に関する規則（抜粋）

（<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000784.htm>）

8－2 専任教員の配置及び構成

基準8－2－1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8－2－1に係る状況）

【解釈指針8－2－1－1】

本研究科の1学年の学生定員は20人である。それに対し、十分な法曹教育を行うために17人の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を含む。）を配置している。17人の専任教員は、本研究科に専属する教員である。

【解釈指針8－2－1－2】

本研究科に置く必置専任教員の数の半数以上は、教授である。

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳

（様式4）科目別専任教員数一覧 参照》

基準8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8－2－2に係る状況）

法律基本科目については、以下のとおり、13人の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）を配置している。いずれも当該科目を適切に指導することができる教員である。

憲法 門田、新井

行政法 福永

民法 野田、神野、田村、油納

商法 片木、周田

民事訴訟法 田邊

刑法 秋野、日山

刑事訴訟法 堀田

【解釈指針8－2－2－1】

本研究科の入学定員は20人である。

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳

別添資料（様式4）科目別専任教員数一覧

別添資料2－1 平成30年度授業科目シラバス 参照》

基準 8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8－2－3 に係る状況)

【解釈指針 8－2－3－1】

本研究科専任教員の科目別配置のバランスは適正であり、かつ、教育上主要と認める科目には、原則として専任教員を置いている。

教育上主要と認める授業科目（法律基本科目及び法律実務基礎科目）は、全て専任教員が担当している。

また、本研究科の教育の理念及び目標に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に専任教員を置いている。

なお、専任教員の年齢構成は、30 歳代 1 人、40 歳代 8 人、50 歳代 6 人及び 60 歳代 2 人であって、年齢構成に著しい偏りはない。

《別添資料（様式 1）開設授業科目一覧

別添資料（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳

別添資料（様式 4）科目別専任教員数一覧

別添資料 2－1 平成 30 年度授業科目シラバス 参照》

基準8－2－4：重点基準

基準8－2－1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8－2－4に係る状況)

【解釈指針8－2－4－1】

本研究科の専任の実務家教員は3人（うち2人はみなし専任教員）である。この3人の実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者である。実務家教員3人は、実務経験と関連が認められる授業科目を担当している。

必置専任教員の数の2割以上は、専門分野における5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であり基準を満たしている。

【解釈指針8－2－4－2】

本研究科のみなし専任教員2人は、いずれも年間4単位以上の授業科目を担当しており、教授会の構成員である（資料8－2－4－A）。

【資料8-2-4-A：みなし専任教員契約書（参考例）抜粋】

別記様式第1（第114条関係）

契 約 書

広島大学長 ○○○○（以下「A」という。）と○○○○（以下「B」という。）との間に、広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則（平成20年3月28日規則第67号）第3条第1項第4号の契約職員（大学院法務研究科みなし専任教員）としての雇用契約を下記のとおり締結する。

記

- 1 雇用契約期間 平成○○年4月1日から平成○○年3月31日まで
- 2 職名 ○○とする。
- 3 就業場所 大学院法務研究科（広島市中区東千田町一丁目1番89号）
ただし、大学院法務研究科長の許可を得て、上記の就業場所を離れて職務を行うことができるものとする。
- 4 職務内容
 - (1) 授業（1単位当たりの所要時間数は、60分15回（リーガル・クリニックについては、60分30回）とする。なお、所要時間数を下回る場合は、補講を行うものとする。）
講義名：○○、前期、○単位
 - (2) 教授会及び委員会（実務基礎科目教員打合せ会議を含む。）等への出席
 - (3) 学生等への相談対応（修了年次生の進路相談を含む。）
- 5 就業時間 所定労働時間が割り振られた日（6に掲げる休日と重なった日を除く。）及びその就業時間は、原則として次に掲げるとおりとする。
毎週○曜日 10時から18時まで（休憩時間：12時から13時まで）
- 6 休日
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（第1号及び第2号に規定する休日を除く。）
- 7 給与
 - (1) 給与の月額は、○円（法令の定めにより、給与から控除する額を含む。）とする。
 - (2) 雇用期間が月の途中において始まり、又は終わったときは、勤務の日数に応じて日割計算で給与を支給する。
- 8 兼業 業務に支障が生じる場合は、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。
- 9 契約更新 Aは、業務上の必要性がある場合は、Bの同意を得て契約の更新を行うことができるものとする。
- 10 その他 本契約及び就業規則に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、双方において協議して定めるものとする。
上記契約を証するため、契約書2通を作成し、双方で各1通を所持する。

出典：広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則に基づき作成

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8－2－5 に係る状況)

3人の実務家専任教員は弁護士出身であり、全員が法曹としての実務経験を有するから、基準（実務家教員の 3 分の 2）を満たしている。

《別添資料（様式 3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

【解釈指針8-3-1-1】

本研究科の専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤講師を含む。）を通じて、各年度とも概ね20単位以下である。

《別添資料（様式3）教員一覧、教員分類別内訳 参照》

基準8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8－3－2に係る状況)

「広島大学における教員のサバティカル研修に関する規則」に基づいて、当該教員はその申し出に基づき、研究専念期間を確保することができる。

もっとも、法科大学院における必修科目については、原則として専任教員が授業を担当するべきところ、本研究科のような小規模組織においては、その間の代替教員の確保が極めて困難であることから、教員の申し出もなく、これまで実施されていない状況である。

しかし、研究の重要性は言うまでもなく、研究専念期間を付与する計画を立案・実行すべきところではあるが、入学者数の減少や司法試験合格率の低迷等の諸課題の解決に向けた教育のより一層の充実が求められている。

今後、現状の改善を図るために、まず各教員に研究専念期間の希望時期を調査し、研究専念期間付与のプランニングを行うことで調整・実施の可能性を探る。

なお、研究に専心し論文等の執筆を促進するために、9月及び3月において、教授会等の日程を変更するなどし、研究や海外研修等のため、2～3週間のまとまった時間を提供している。

【資料8－3－2－A：広島大学における教員のサバティカル研修に関する規則 拠粹】

(略)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 教授、准教授、講師、助教及び助手並びに教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。
- (2) サバティカル研修 教員の教育研究能力及び資質等の向上を図るとともに、本学における教育研究の発展に資することを目的として、教員の職務の全部又は一部を一定期間免除し、その代替・支援措置を講じた上で、教員が国内外の教育研究機関等において教育研究活動に従事する研修をいう。

(略)

(手続等)

第5条 サバティカル研修に従事しようとする教員は、次に定めるとおり予備申請及び本申請を行うものとする。

- (1) サバティカル研修に従事しようとする期間の始期が属する年度(以下「研修年度」という。)の前々年度の配属又は所属する部局等(以下「配属部局等」という。)が定める日までに、サバティカル研修の従事計画の概要を付して配属部局等の長に予備申請を行う。

- (2) 研修年度の前年度の配属部局等が定める日までに、サバティカル研修の従事計画の詳細を付して配属部局等の長に本申請を行う。
(略)

出典：広島大学における教員のサバティカル研修に関する規則（抜粋）
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000164.htm>)

基準8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8－3－3に係る状況)

附属リーガル・サービス・センターにおいて、実務基礎教育を充実させるため、法律相談事例を活用している。同センターには、法学修士（民事訴訟法）の学位を有する専任の特任助教を1人配置し、受付事務のほか、相談事例の整理、データの蓄積、リーガル・クリニックの講義の事前教育のサポート等を行っている。

特に、近時は、本研究科在学生に模擬クライアントを用いた模擬法律相談を定期的に実施し、問題解決型法的思考とその表現力に馴染ませるとともにその強化を図ることにより、法科大学院教育を補助している。

また、本学法学部をはじめとする中四国地方の大学学部学生向けの特別講座においても模擬法律相談を実施しており、法曹志望の動機づけに有効である。法曹志望の学生層を拡大する教育の一端を担っている。

《別添資料8－1 リーガル・サービス・センター特任助教選考過程報告書 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

実務家教員の採用等については、教員異動後の補充を含め、法律実務上の実績のほか司法修習生の指導実績を要件とするなど、広島弁護士会との協定に基づき、厳格な能力審査と面接を実施することによって、十分な教育上の指導能力を有する適切な人材が確保されている。

研究者教員では、司法試験に合格し博士の学位を有している教員を加えることによって、学生に自らの受験生活上の工夫や受験の心構え等を伝える機会を日常的に提供し、また教員間においても他大学法科大学院での教育内容や工夫を知り技量向上に有効なFDを実施することが可能となる。これにより学生の意識改革や教員組織の強化を図ることを目的として、平成30年4月採用の刑事訴訟法人事を進めたところ、これらの目的に合致し、さらに、司法修習において弁護士から指摘を受けた問題を研究テーマとし、理論と実務との架橋となる研究を大いに期待できる教員を採用した。

改善を要する点

本研究科は、小規模で代替要員の確保が困難であること等から、研究専念期間の実現は容易ではないが、専念期間利用の希望調査を行い、専念期間の時期・長短や授業科目の開講時期等を工夫・調整することによって、平成32年度～平成37年度までの中期的な計画を立てる。

なお、全ての教員は全学的な学術院に所属しており、研究科等に配置されている。よって、学術院が教員配置の要として機能することが期待され、教員を研究組織の枠を超えて配置することも可能となる。本研究科の教員が他部局等に配置された場合にそこで研究専念期間を取らせる等の柔軟な対応を取りうる。このような点も学術院の機能として考慮すべきことを大学本部に求めていく。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

1. 研究科長

本研究科は、部局運営規則第3条に基づき、専任の長として研究科長を置いている。

【解釈指針9-1-1-1】

【解釈指針9-1-1-2】

【解釈指針9-1-1-3】

2. 教授会

本研究科は、法務研究科運営内規第7条に基づき、審議機関として、独立の教授会を設置している。

《広島大学大学院法務研究科運営内規

（<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000359.htm>）

参照》

教授会は、研究科長、副研究科長（教育研究担当）、事務職員の副研究科長（総務担当）及び法務研究科専任教授（みなし専任を含む。）全員を構成員としている。なお、申合せにより、教授以外の専任教員はオブザーバーとして出席することができる（資料9-1-1-A）。

必要な事項は教授会内規で定め、審議し、その結果を尊重して研究科長が決定している。これに従い本研究科を運営している（資料9-1-1-B）。

【資料 9-1-1-A：広島大学大学院法務研究科教授会内規に関する申合せ】

平成 19 年 3 月 19 日
研究科長決裁

広島大学大学院法務研究科教授会内規に関する申合せ

法務研究科の教授以外の専任教員は、教授会にオブザーバーとして出席することができるものとする。

附則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

出典：広島大学大学院法務研究科作成

【資料 9-1-1-B：広島大学大学院法務研究科教授会内規 拠粹】

(審議事項)

第 3 条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画における教育、研究及び社会貢献活動に関する事項
- (2) 教員選考における教育、研究及び社会貢献に係る業績審査に関する事項
- (3) 学生の受入れと身分に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 研究活動に関する事項
- (7) 社会貢献活動に関する事項
- (8) 教育、研究及び社会貢献に係る諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (9) その他研究科長が必要と認めた教育、研究及び社会貢献に関する事項

出典：広島大学大学院法務研究科教授会内規（拠粹）

（<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000360.htm>）

【解釈指針9－1－1】

【解釈指針9－1－2】

【解釈指針9－1－3】

3. 研究科長室の会議

広島大学部局運営規則第6条に基づき研究科長室を置き、研究科における重要事項について企画立案及び審議するため研究科長室の会議を行っている。

研究科長室の会議は、室長である研究科長、副研究科長（教育研究担当）、事務職員の副研究科長（総務担当）、研究科長補佐、講座主任、入試委員長、教務委員長及び学生修了生支援委員長で構成している。

必要な事項は研究科長室会議内規で定め、審議し、その結果を尊重して研究科長が決定している。これに従い本研究科を運営している。

基準9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5－1－1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準9－1－2に係る状況）

1. 事務体制

本研究科の管理運営のための事務体制は、次のとおり東千田地区支援室に整備している。

全ての業務は東千田地区支援室で完結できる体制となっているため、適切な事務体制が整備されており、職員が適切に置かれているといえる。

- ・支援室長（1人）

東千田キャンパスの事務組織の責任者

- ・総務・人事・財務担当（7人）

法務研究科の総務・人事及び財務の事務を担当するとともに、法務研究科長の支援を行う職員

- ・学生支援担当（2人）

法務研究科の教務事務を担当するとともに、学生を支援する職員

《別添資料9－1 東千田地区支援室事務組織図（平成30年4月1日） 参照》

【解釈指針9－1－2－1】

2. 研修

大学本部が実施する研修としては、本学の理念・目標等、本学の全構成員が知つておくべき大学運営の基礎となる事項について理解するとともに、職務に必要な基本的知識を修得することを目的とする新採用教職員研修の年2回開催をはじめ、教職員別の研修体系を整備し、実施している。

本研究科としては、毎月開催の広島弁護士会における法科大学院運営支援委員会会議、年2回開催の法科大学院協会総会に出席するとともに、情報交換を行っている。その成果については、その都度、研究科長室会議及び本研究科教授会で報告し、情報や認識の共有を図っている。さらに、認証評価機関が主催する評価研修会についても、法務研究科長や本研究科評価委員会委員及び東千田地区支援室職員が参加している。

《別添資料9－2 平成30年度研修体系（教員）

別添資料9－3 平成30年度研修体系（職員） 参照》

基準9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9－1－3に係る状況)

【解釈指針9－1－3－1】

本研究科へ配分される予算は、基盤教育費、基盤研究費及び管理的経費等の各項目につき、それぞれの積算基準に基づき算出された額が措置されている。本研究科へ配分される基盤教育費における学生1人当たりの積算基準単価の15万円は、他の研究科（文系）の12万3千円と比較して高い単価設定となっている。このことについては、法科大学院の教育環境等の充実に配慮されたものである。（平成30年度基準単価変更なし）

このほか、法科大学院における教育・研究活動をより充実した内容で実施するために必要な資金については、学内の部局長裁量経費等を有効に活用するとともに、外部資金を獲得するため積極的に補助金等へ応募申請している。

また、追加予算配分以外で、平成21年度末に自習室拡張工事、研究室移転、平成22年度末に研究室増設工事、課外活動施設新設工事が実施された。

本学では、定期的に学長と部局長（研究科長）が一同に会して、本学の運営に係る事項等を直接話し合う意見交換会が開催されている。その機会を活用して、本研究科の財政上の意見や要望を学長へ直接伝えているほか、年に一度開催される学内組織評価に係る学長ヒアリングや学長による教授会訪問等においても、本研究科の現状に基づいた財政上の要望を伝えている。

これらを踏まえ学長裁量経費等により、平成21～26年度は、東京入試・大阪入試の経費が、平成27～28年度は、東千田未来創生センターの竣工、東千田図書館の拡充、平成28～29年度は、「教育連携協定の具体的取り組みの推進及び法科大学院の広報を目的とした講演会等の実施」の経費も措置されている。

《別添資料9－4 平成29年度予算書、決算書

別添資料9－5 学長ヒアリング開催通知 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

独立研究科として、本研究科の教授会における審議結果や意見は、学長をはじめとする大学本部に直接伝えている。その際に適切な指導・助言を受けつつも、審議結果や意見は最大限尊重されている。

実際、法務研究科として法曹養成の教育責任を果たすために必要な人事や予算措置について、学長からはその費用対効果を十分に意識して実効性のある教育等を実践することを求められるが、人事や運営費等に十分な配慮及び支援を受けている。以上のとおり、本研究科は適切に管理・運営されている。

また、教員の教育技量を向上させるため、法科大学院協会が司法研修所と協力して実施する研修（集合修習の授業参観と研修所教官との意見交換会）や日本弁護士連合会等の主催・共催する司法試験分析等のシンポジウムに、継続的に、教員が、特定化しないように派遣メンバーを変えつつ、参加している。

改善を要する点

入学者の減少に伴い、本研究科の予算規模が縮小するとともに、広島大学が支給する奨学金や授業料免除等の枠が減少する事態となっていることから、学生の修学意欲の喚起及び学修継続のための奨学金制度、教員の教育研究費や教育システムを支える財政基盤を維持・確保する必要がある。そのために、学長裁量経費等を一層活用できるように教育成果を上げることにつながる研究科運営を図るとともに、科研費申請はもとより、企業等からの寄付金等、外部資金の獲得にも努める。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

本研究科の運営のための講義室等は次のとおりである。

【解釈指針 10-1-1-1】

1. 講義室、演習室

本研究科では、講義室 22 室、演習室 8 室を有している。各室は実施される講義の人数及び教育方法に応じた適切な広さとなっており、また全ての講義室と演習室に情報コンセント及び高速無線 LAN を設置し、情報化に対応している。

これらの情報環境機器とは別に、プロジェクターや DVD 等の AV 機器も設置している（資料 10-1-1-A）。

【資料 10-1-1-A：講義室等設備一覧】

校舎名：東千田校舎（S棟、A棟、B棟、C棟）

		面積 (m ²)	収容 人数	マイク 機器	LAN 設備	液晶 テレビ	DVD	プロジェ クター	備考
講 義 室 関 係	共用講義室 (S114会議室)	144	80	○	○	○	○	○	
	205講義室	98	90	○	○	○	○	○	
	206講義室	104	90	○	○	○	○	○	
	207講義室	122	120	○	○		○	○	
	208講義室	98	96	○	○	○	○	○	
	302講義室	174	156	○	○		○	○	
	304講義室	70	64		○	○	○		
	402講義室	174	108	○	○		○	○	法廷教室と併用
	403講義室	60	49		○	○			
	404講義室	70	63		○	○	○		
	501講義室	279	247	○	○		○	○	

		面積 (m ²)	収容 人数	マイク 機器	LAN 設備	液晶 テレビ	D V D	プロジェ クター	備考
演習室関係	第1演習室	32	12		○				
	第2演習室	37	12		○				
	第3演習室	70	48		○	○	○		
	第4演習室	66	24		○	○			
	305(第5) 演習室	43	16		○	○	○		
	405(第6) 演習室	44	16		○	○			
	503(第7) 演習室	36	12		○	○	○		
	第9演習室	23	10		○	○			

校舎名：東千田未来創生センター（M棟）

		面積 (m ²)	収容 人数	マイク 機器	LAN 設備	液晶 テレビ	D V D	プロジェ クター	備考
講義室関係	M201 講義室	99	63	○	○		○	○	一体で使用する場合は (+27席=153席)
	M202 講義室	100	63	○	○		○	○	
	M203 講義室	103	82	○	○		○	○	
	M204 講義室	103	82	○	○		○	○	
	グループ ワーク室	285	128	○	○		○	○	
	M301 講義室	108	72	○	○		○	○	
	M302 講義室	90	51	○	○		○	○	
	M303 講義室	201	144	○	○		○	○	
	M304 講義室	217	162	○	○		○	○	
	M401 講義室	201	171	○	○		○	○	一体で使用可 (345席)
	M402 講義室	217	174	○	○		○	○	

出典：広島大学大学院法務研究科作成

2. 模擬法廷設備

本研究科では、裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備を導入している。模擬法廷開廷時には傍聴席 56 席を確保した法廷教室とし、通常は普通講義室として使用している（資料 10-1-1-B）。

【資料10-1-1-B：模擬法廷設備】



出典：広島大学大学院法務研究科

3. 附属リーガル・サービス・センター

本研究科の専任教員又は現職の弁護士が一般市民の身近な法律相談に応じるとともに、相談案件を基に授業用教材の開発を行うための施設として専用室を1室設け、附属リーガル・サービス・センターとしている。

同センターには、「法律相談事例収録システム」を設置しており、一般市民を対象とした法律相談時の様子を録画記録し、それを基にビデオ教材化する等の教育用教材の開発に活用している。

また、同センターでは、模擬クライアント養成のための独自のプログラムを作成し、継続的な研修を行い、様々なケースに対応可能な模擬クライアントを輩出している。

このような質の高い模擬クライアントを利用した「模擬法律相談」は、コミュニケーション能力を養う実践的トレーニングのため臨床科目の中に取り入れるのはもちろんのこと、学修支援としても活用している。

特に「模擬法律相談」を利用した学修においては、定期的に体験（年間25回～30回）することにより、学修意欲の向上や意識改革に繋がることが期待される。

その他にも、名古屋大学を中心とした実務技能教育教材を開発する法実務技能教育教材研究開発（PSIM）コンソーシアムに参加することにより、共同研究校で蓄積した相談事例及び模擬裁判の様子を閲覧することが可能となっている。

このように、ソフト・ハードの両面から幅広い学修の機会を設けている。

今後は、同センターを本研究科の研究の基盤拠点として位置付け、相談案件の解決策の教示のみならず、地域別、内容別等多方面からの調査・分析を実施する等、更に

法的研究を発展させるべく構想中である。

また、同センターでは、法律関係図書等を備えており、利用者が閲覧できる。

【解釈指針 10-1-1-2】

4. 自習室

在学生用自習室として3室、法務研修生用自習室として1室、自主ゼミ用のグループ学習室を3室設けている。その大半が図書館と棟続きの同じ建物内にあり、移動に要する時間的制約は少なく、利便性は確保されている（面積・収容人員等は資料 10-1-1-C）。

【資料 10-1-1-C：自習室一覧】

室名	面積 (m ²)	収容人数	備考
A201	80	37	
A202	174	104 (8)	
A206	70	42 (6)	室内を3室に区切って使用
B201	145	92 (4)	
B204	89	51 (4)	

() 内はPC台数で内数

出典：広島大学大学院法務研究科作成

また、室内には、個人ごとの専用キャレルデスク 274 台、専用ロッカー、書架等を設置している。なお、各自習室には、高速無線 LAN を設置し、個人の PC からも情報ネットワークに接続可能である。これによって、蔵書検索、文献複写・図書借用の申込等のサービス、ウエストロー・ジャパン等の学内限定データベースの利用ができるなど、図書館の図書資料を有効に活用して学習できる環境を確保している。

そのほか、法科大学院教育研究支援システムから、判例等の検索が可能となっている。また、法科大学院教育研究支援システムは学外からもアクセスできる。

なお、自習室の利用時間は、学生の利便性を考慮し、6:00 から 24:00 までとしている。期末試験の前から試験期間中に限り、利用時間は翌日 2:00 まで延長する措置を講じている。

【解釈指針 10-1-1-3】

【解釈指針 10-1-1-4】

5. 図書館

本研究科のある東千田キャンパスには、東千田図書館が設置されている。開館時間は平日 8:30 から 22:00、土・日 13:00 から 19:00 までである（資料 10-1-1-D）。

【資料 10-1-1-D：東千田図書館の図書資料リスト（平成 30 年 3 月 31 日現在）】

1. 藏書

1) 図書

	法務研究科*	図書館	計
和書	12,577	48,368	60,945
洋書	869	1,164	2,033
計	13,446	49,532	62,978

電子書籍（国内）		1,655
電子書籍（国外）		3,472
計		5,127

2) 雑誌

	法務研究科*	図書館	計
和書			758
洋書			214
計			972

	出版社	その他	利用可能数
電子ジャーナル（国内）	7	1,256	1,263
電子ジャーナル（国外）	5,762	14,106	19,868
計	5,769	15,362	21,131

3) 判例集 (雑誌内数)

4) 視聴覚資料 195

2. 年間受入資料

1) 図書

	法務研究科*	図書館	計
和書	206	1,043	1,249
洋書	30	32	62
計	236	1,075	1,311

2) 雑誌

	法務研究科*	図書館	計
和書	87	224	311
洋書	5	22	27
計	92	246	338

3) 新聞

		計
和書		5
洋書		2
計		7

*図書館配架分と法務研究科教員室配架分の合計

出典：広島大学財務・総務室図書館部作成

常勤職員は司書資格を有しており、また法情報調査に関する基礎的素養も備えていて、学生に隨時助言を行うとともに、図書及び資料を適切に管理及び維持している。

本研究科専用ではないが、本研究科の教員が図書館運営戦略会議委員としてその運営に参画しており、教育、研究その他の業務に支障なく利用できるよう取り組んでいる（資料10-1-1-E）。

【資料10-1-1-E：図書館運営戦略会議委員構成一覧】

平成30年度図書館運営戦略会議委員名簿
(任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)

- 議長　・図書館 図書館長
- 委員　・文学研究科 教授（日本・中国文学語学講座）
　　・教育学研究科 教授（日本語教育学講座）
　　・社会科学研究科 講師（比較経済システム講座）
　　・理学研究科 教授（確率統計講座）
　　・医歯薬保健学研究科 教授（薬学講座）
　　・法務研究科 教授（民事法講座）
　　・図書館 図書館部長
　　・図書館 図書学術情報企画グループリーダー
　　・図書館 図書学術情報普及グループリーダー

出典：広島大学財務・総務室図書館部作成

学習や教育・研究に必要な図書については、本研究科の教員が、最新版の教科書や専門性の高い書籍を補充できるよう、予算を確保して、収集を行っている。学生も図書館ウェブサイトから新規購入依頼が可能である。

また、本研究科専用の複写機、指定図書コーナーを設置するなど本研究科学生の利便を図っている。

また、入学時には図書館利用オリエンテーションを開催して、講義・研究に必要な資料の入手方法を教授しているほか、隨時、データベースの検索方法や引用文献管理ソフトの利用方法等の講習会を開催するなどして、学生の文献利用能力の向上に努めている。

さらに、視覚障害者用拡大読書機、DVD 視聴機器を設置しているほか、パソコン利用のための環境を整備し、閲覧席に衝立を設けるなど改善に努めている。

【資料 10-1-1-F：東千田図書館設備機器一覧（平成29年3月31日現在）】

品名	規格等	数量	備考
閲覧机	6人掛	7脚	
	1人掛	4脚	
椅子		81脚	
書架	総延長	3,549m	
	収容可能冊数	98,583冊	
	OPAC専用	1台	
利用者用パソコン	情報検索用	5台	
拡大読書器		1台	視覚障害者用
DVD視聴機器		1台	
複写機		2台	学生利用可能

出典：広島大学財務・総務室図書館部作成

【解釈指針 10-1-1-5】

6. 教員室

教員室は、各常勤専任教員（みなし専任教員を含む。）につき1室を確保している。各教員室には、ネットワークやPC等の研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器を整備している。

また、客員教員（非常勤講師）については、控室1室を設け、高速無線LANを設置している。

【解釈指針 10-1-1-6】

7. 教員が学生と面談できるスペース

教員と学生が面談するスペースは、面談の目的や人数に応じて、演習室等、適切な部屋を利用している。

【解釈指針 10-1-1-7】

8. 施設の専用性に関する状況

東千田キャンパスの各施設は、法務研究科長が管理者となっている。

そのため、本研究科の教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況である。

【解釈指針 10-1-1-8】

9. 施設の維持管理に関する状況

施設の維持管理にあたっては、通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境を整備している。

東千田キャンパスには、警備員が常駐している。

なお、院生自習室や計算機室等の入退出管理はカードキー（職員証や学生証等）で行っている。

《別添資料2－5 学生便覧（「院生自習室の利用について」ほか）
学生便覧（東千田キャンパス構内配置図） 参照》

2 特長及び課題等

優れた点

1. 施設、設備等

広島大学本部は東広島市に移転しているが、本研究科は、平和記念都市である広島市の中心部に位置する東千田キャンパスに設置されている。

広島市内にある、広島高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所、広島高等検察庁・地方検察庁、広島弁護士会等が行う各種講演会等や、施設見学・裁判傍聴等に参加できる機会も多く、生きた法律を間近に学び、日頃の勉学のモチベーションを高める上で最適な環境である。

本研究科は、既存の施設を有効活用し、数回にわたる改修整備等の工夫を凝らしながら、教育・研究活動を開催している。

また、平成28年度完成の新施設である東千田未来創生センター（講義室10室、ミーティングルーム（演習室）9室）を、授業の特性や受講者数、少人数教育の実効性の向上等にも配慮しながら、積極的に活用している。

本研究科は、自習室及び必要な設備を十分に整備しているが、とりわけ、学生の自習環境に配慮しており、在学生はもとより、法務研修生に対しても各自の専用キャビンデスクと専用ロッカーを設置している。

また、自習室と講義室には高速無線LANを設置し、快適なネットワーク環境を提供し、各種データベース等の学習支援ツールから必要な文献資料等を自習室で印刷することができる。

2. 図書館等

図書については、全教員が当該専門科目について隨時新刊図書を補充するよう法務研究科の図書委員を通じて新刊図書を購入しているほか、年に1回程度、教員が東千田図書館の配架図書を確認し不足図書及び複数冊購入すべき図書を網羅的に調査し、補充している。

また、学生が図書館ウェブサイトから資料の購入を依頼できる。

これらに加えて、全学委員会である図書館運営戦略会議・図書館資料選定会議に法務研究科教員が東千田図書館を所掌する委員として参画しており、全学図書予算から毎年約100万円の法律学関連図書を購入している。

これらの取組みを通じて、法科大学院において必要とされる各分野の基本的な文献が網羅されることにより、東千田図書館の利便性は向上している。

改善を要する点

専任教員のための教員研究室は充足しているが、既存の施設を改修して整備してきたため、やや狭隘であって、別途、教材・資料等の保管スペースを確保する必要がある。

また、予算の制約もあり、東千田図書館で購入する図書や雑誌の量、本研究科が契約している法律関係のデータベースの維持について今後問題が生じ得る。そのため、必要な予算を確保し、文献資料やデータベースの現在の水準を質・量ともに維持していくよう努める。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適切な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

1. 自己点検及び評価の体制及び実施

【解釈指針11-1-1-1】

（1）基本体制

本研究科では、広島大学自己点検・評価規則第4条に基づき、自己点検及び評価を実施している。体制については同7条に基づき、本研究科に法務研究科評価委員会を独立した組織として置いている（資料11-1-1-A）。

【資料11-1-1-A：広島大学自己点検・評価規則抜粋】

（略）

（目的）

第2条 自己点検・評価は、本学の教育研究等の活動に対して行い、これにより見出された課題への対策及び改善を実施し、本学における教育研究等の一層の向上を図ることを目的とする。

（略）

（評価の単位）

第4条 自己点検・評価は、本学全体（理科室等及び部局等をいう。以下同じ。）、部局等又は教員（附属学校教員を除く。以下同じ。）を単位として行う。

（略）

第7条 部局等の長の下に、当該部局等の自己点検・評価を行うため部局等評価組織を置くものとする。

2 部局等評価組織は、当該部局等を単位として行った自己点検・評価の結果を当該部局等の長及び評価委員会に報告するものとする。

3 部局等評価組織は、評価委員会が行う自己点検・評価の実施に協力するものとする。

4 部局等評価組織の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局等の長が定める。

(略)

出典：広島大学自己点検・評価規則（抜粋）

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000724.htm>)

本研究科の評価委員会の構成員は、広島大学大学院法務研究科評価委員会内規第3条に基づき、副研究科長(教育・研究担当)、副研究科長(総務担当)、講座主任ほか、研究科長が必要と認める者としている（資料11-1-1-B）。

【資料11-1-1-B：広島大学大学院法務研究科評価委員会内規抜粋】

(略)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副研究科長(教育・研究担当)
- (2) 副研究科長(総務担当)
- (3) 講座主任

2 前項に掲げる者のほか、研究科長が必要と認める者を委員に加えることができる。

3 第2項の委員の任期は、当該研究科長の任期を超えないものとする。

(略)

出典：広島大学大学院法務研究科評価委員会内規（抜粋）

自己点検評価は、広島大学自己点検・評価規則第4条に基づき、各部局を単位として行うよう定めており、全学の評価委員会には、法務研究科等で行った自己点検・評価の状況を同第7条に基づき報告している。

自己点検・評価は、本研究科の責任で実施しており、その結果を教育活動等の改善に活用することについては、研究科長に任せられ、本研究科の教育活動等の改善に活用している。

【解釈指針 11-1-1-2】

本研究科での自己点検・評価の評価項目は、資料 11-1-1-C のとおりである。

【資料 11-1-1-C：広島大学大学院法務研究科自己点検・評価の評価項目】

基準1：教育実施体制

1-1 教育組織と活動

教育活動を展開する上で必要な体制が整備され機能しているか。

1-2 学生の受入と支援

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められ、それに沿った学生の受入が実施されており、学生への支援が適切に実施されているか。

基準2：教育内容と方法

2-1 教育課程と内容

教育課程の内容と水準が学位名において適切か。

2-2 修了認定と学位

修了認定と学位に係る審査体制は適切か。

基準3：学習成果

3-1 教育の効果

教育の目的と人材像に照らして、修了時において学生が身に付けるべき技能や知識、思考方法などについて、教育の効果が上がっているか。

3-2 研究活動

大学院生の研究活動において効果が上がっているか。

3-3 進路

修了時の学生による評価や意見、進路状況等から判断して、学習成果が上がっているか。

基準4：施設・設備及び研究支援

教育研究活動を展開する上で必要な研究施設・設備及び支援体制は整備されているか。

基準5：内部質保証システム

教員の教育研究活動に関する自己点検・評価が継続的に実施され、機能しているか。

基準6：教育情報等の公表

教育研究活動に関する情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされているか。

出典：広島大学大学院法務研究科作成

以上、①教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること、②教育内容及び方法に関すること、③成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること、④入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること、⑤収容定員及び学生の在籍状況に関すること、⑥学生の学習、生活及び就職の支援に関すること、⑦教員組織及び教育能力に関する事項を内容として含む評価項目に従って、自己評価を行っている。

【解釈指針 11-1-1-3】

自己点検・評価の結果については、教務委員会、入試委員会等の関係委員会と情報を共有し、関係委員会においてこれを踏まえて改善に取り組んでいる。

(2) 学生・修了生及び客員教員等からの意見聴取

こうした基本体制に加えて、本研究科は、学生からの意見や要望に対して真摯に耳を傾ける体制を整備している。すなわち、①前期・後期それぞれ学期途中に実施する「授業改善要望」の匿名での募集、②昼休憩にランチを食べながら和やかな雰囲気の中で実施する「教員と学生との意見交換会」の開催、③前期・後期（平成30年度からは各ターム）それぞれ学期末に匿名で行う「授業評価アンケート」の実施等に取り組んでいる。

「授業評価アンケート」及び「教員による授業参観」は、全開講科目を対象として実施している。「授業評価アンケートの集計結果（自由記述欄の意見・感想の集約も含む）」及び「教員による授業参観メモ」については、客員教員も交えた全教員参加の拡大FD会議において、データ分析と自由記載の内容の検討を行っている。拡大FD会議を毎年2回開催し、受講生の学習姿勢や到達レベル等に関する客員教員からの客観的かつ率直な意見も踏まえて、多角的観点からの現状分析を行うと共に、改善に向け必要な措置を講じている。

平成29年度には、神戸大学法科大学院との教育連携の一環として、「修了生アンケート」を実施している。本研究科の授業カリキュラムや学修サポート体制に関する率直な意見を自由な立場から聴取することを目的として、在学中のみならず、修了後に他大学法科大学院出身者から見聞きした事柄も含めて幅広く率直かつ建設的な提案を募り、今後の本研究科の運営方針を考える上での貴重な資料としている。

神戸大学法科大学院の教員が、本研究科の学生と直接面談し聞き取り調査をする機会を設け、その内容の分析を行い、その検証結果と助言を本研究科の教育活動等の改善に活用している。

その他、平成29年10月から平成30年3月に前高等裁判所長官を顧問教授に迎え、とりわけ民事系科目に関する教育活動の改善提案を受け、授業運営の方法に関する改善に役立てた。具体的には、3年次の民事法総合演習について、事前の授業打合せ会議に出席した上で授業を参観し、授業の目的・ねらいを最大限に学生に伝授し理解させるための工夫について、学生の反応と司法修習所教官時代の自身の経験も踏まえて、助言と改善に向けた提案を受けた。

【解釈指針 11-1-1-4】

(3) 外部者による検証

広島大学の経営協議会学外委員、学外評価委員及び学内他部局の評価委員のメンバーによる「部局組織評価」が毎年全部局を対象に実施される。

広島大学大学院法務研究科外部評価委員会を毎年開催し、本研究科が委嘱する外部評価委員4人に対して、公表資料「自己点検・評価報告書」に基づいて、本研究科の現状と課題を説明したうえで、外部評価委員から、本研究科の諸活動につき評価を受けるとともに、改善に向けた取組の方向性あるいは具体的施策の提言・示唆

を得ている。この外部評価委員会を委員構成等においてより一層充実させることで、学長等へ意見を申述できるアドバイザリー・ボードへと発展させる。

《別添資料11-1 広島大学大学院法務研究科評価委員会内規 参照》

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

【解釈指針 11-2-1-1】

本研究科に関する教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他の情報は、適切な体制を整えた上で、広島大学大学院法務研究科ウェブサイト（資料 11-2-1-A）を通じて公表している。

【資料11-2-1-A：法務研究科ウェブサイト】

The screenshot shows the homepage of the Hiroshima University Law School website. At the top right, there are language links: 日本語, English, 中文, العربية, and español. Below the language links are buttons for サイトマップ (Site Map), 交通アクセス (Access), お問い合わせ (Contact), and a search bar with a placeholder for カスタム検索 (Custom Search) and a magnifying glass icon.

The main header features the university's logo and the text "大学院法務研究科". To the right, there is a banner with the text "広島大学法科大学院は 広島市内中心部の東千田キャンパス". Below the header, there are two small images: one of a map and one of the university building.

The navigation menu on the left includes the following items:

- 法科大学院紹介
- 入学案内
- 教育内容
- 教員紹介** (highlighted with a blue oval)
- 司法試験受験状況
- パンフレット
- 法科大学院紀要
- 法学部
- 過去問題の公開について
- 在学生の皆様へ
- 修了生の皆様へ
- 公表情報** (highlighted with a blue oval)
- 公開講座
- リンク集
- アクセス・交通案内
- 気象警報の発令等による全学一斉休講情報

The main content area displays a list of news items under the heading "お知らせ" (Announcements). The items are:

- 2018/05/22 第31回研究科長コラムを更新しました
- 2018/05/10 【6月】無料法律相談会を開催します
- 2018/04/27 第30回研究科長コラムを更新しました
- 2018/04/25 【5月】無料法律相談会を開催します
- 2018/04/12 第29回研究科長コラムを更新しました
- 2018/04/10 広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、このたび新入生をお迎えしました。（4/3）
- 2018/04/03 3/15（木）～17（土）第12回日仏公法セミナーが行われました
- 2018/04/02 第27回研究科長コラムを更新しました
- 2018/03/27 第26回研究科長コラムを更新しました
- 2018/03/22 3/20（火）平野敏彦教授の最終講義が行われました
- 2018/02/05 第7回研究科長コラムを更新しました

At the bottom of the page, there is a footer navigation bar with links: Home > 大学院法務研究科 > 公表情報 > 評価に関する情報.

This screenshot shows the 'Evaluation Information' section of the website. The left sidebar has the same navigation menu as the homepage, with '公表情報' highlighted in green. The main content area is titled '評価に関する情報' (Evaluation Information).

The section is organized by year:

- 2016 (平成28) 年度**
 - 自己点検・評価報告書.pdf (773.26KB) [\[Download\]](#)
- 2015 (平成27) 年度**
 - 自己点検・評価報告書 (565.76KB) [\[Download\]](#)
 - 外部評議委員会の開催状況 (283.02KB) [\[Download\]](#)
 - > 広島大学法科大学院の主な歩みと諸情勢
 - 広島大学法科大学院の現況 (155.5KB) [\[Download\]](#)
- 2014 (平成26) 年度**
 - 自己点検・評価報告書 (583.02KB) [\[Download\]](#)

At the bottom of the page, the source is cited: 出典：広島大学大学院法務研究科ウェブサイト (<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool>)

このウェブサイト内の公表情報で欄で資料 11-2-1-B のとおり、設置者や教育上の理念及び目標等の項目の内容を公表している。

【資料 11-2-1-B：公表している項目】

1. 設置者（本解釈指針(1)）
2. 教育上の理念及び目標（本解釈指針(2)）
3. 教育上の基本組織（本解釈指針(3)）
4. 教員組織、教員の数（本解釈指針(4)。下記に補足あり）
5. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること（本解釈指針(5)）
6. 収容定員（本解釈指針(6)。下記に補足あり）
7. 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（本解釈指針(7)。下記に補足あり）
8. 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること（本解釈指針(8)）
9. 校地（所在地）（本解釈指針(9)）。下記に補足あり）
10. 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関するこ（本解釈指針(12)）

出典：広島大学大学院法務研究科作成

なお、授業料、入学料に関することや、学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについては、学生情報システム「もみじ」で公表している（資料 11-2-1-C）。

【資料 11-2-1-C：学生情報システム「もみじ」】

出典：広島大学ウェブサイト
(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>)

【解釈指針 11-2-1-2】

特に公表している情報はない。

【解釈指針 11-2-1-3】

「各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること」については、本研究科ウェブサイトの「教員紹介」のページ及びリンク先の「広島大学研究者総覧」で公開している（資料 11-2-1-D）。

【資料 11-2-1-D：教員紹介及び研究者総覧のページ】

①研究者教員（野田和裕）

広島大学法科大学院へようこそ

Home > 大学院法務研究科 > 教員紹介 > 野田 和裕 (NODA Kazuhiro)

法科大学院紹介
入学案内
教育内容
教員紹介
司法試験受験状況
パンフレット
法科大学院紀要
法学部
過去問題の公開について

在学生の皆様へ
修了生の皆様へ
公表情報
公開講座
リンク集
アクセス・交通案内
気象警報の発令等による全学一斉休講情報

高め合う場がここにある

広島大学法科大学院は、オフィス・アワー、チューター制度をはじめとして、教員と学生とのコミュニケーションの機会が数多く設けられており、他の法科大学院と比べて教員と学生との距離感が非常に近いというのが特色の一つといえます。これから未來の法曹界を担っていく皆さん達の新しい感性をさまざまな角度から引き出しながら、ダイナミックな現代の法論議を熱く戦わせ、ともに語り合う・・・そんな一コマを楽しみにしています。

研究テーマ

民法、特に金融担保法、消費者法に関する研究に取り組む一方、国際物品売買条約などの国際ルールと民法の比較研究にも取り組む。平成28年4月から大学院法務研究科副研究科長。

研究業績などはごちら [\[link\]](#)

平成25年度 法科大学院 認定評議会

広島大学 研究者総覧

フリーワードで探す [検索] 詳細検索はこちら

基本情報

主な職歴
学位
研究キーワード
所属学会

教育活動

授業担当
研究活動

研究論文
著書等出版物
招待講演、口頭・ポスター発表等

社会活動

委員会等委員歴

野田 和裕 Kazuhiro Noda Last Updated :2018/05/15

所属・職名 大学院法務研究科 民事法講座 教授
メールアドレス knoda@hiroshima-u.ac.jp

研究map

基本情報

主な職歴
1994年04月01日、神戸大学、日本学術振興会特別研究員 (DC1)
1997年04月01日、広島大学法学部、助手
1997年10月01日、広島大学法字節、助教授
2002年11月01日、ドイツ・ミュンスター大学、客員研究員
2007年04月01日、広島大学大学院法務研究科、准教授
2008年04月01日、広島大学大学院法務研究科、教授

学校

修士（法学）（神戸大学）

②実務家教員（小濱意三）

小濱 意三 (KOHAMA Shinzo)



論理的に考えよう

法律家は論理を尊びます。論理を組み立てるには、その出発点を正しく捉えていることが必要です。出発点を不明瞭にしたままいくら思考を積み上げても砂上のものにしかならないからです。他方、論理を展開する中では、複数の考え方があり得るので、結論は考え方によって異なることがあります。結論を覚えるのではなく、論理を意識した思考力を身に付けてもらおう、微力を尽くしたいと思います。

■ 研究テーマ

平成15年まで弁護士として、一般民事を中心に、行政事件、公的サービスの支援など幅広い分野に携わった。
最高裁での逆転勝訴判決3件。平成20年に弁護士再登録。

研究業績などはこちら [\[link\]](#)

基本情報

主な職歴
学位
教育活動
授業担当
研究活動
著書等出版物
社会活動
委員会等委員歴

小濱 意三 Shinzou Kohama

Last Updated : 2018/05/07

所属・職名 大学院法務研究科 民事法講座 教授

メールアドレス kohama@hiroshima-u.ac.jp

研究map

基本情報

主な職歴

1989年04月01日、1991年04月01日、最高裁判所司法研修所司法修習生、高等教育機関以外
1991年04月02日、2003年03月31日、弁護士、高等教育機関以外
2003年04月01日、広島大学法学部、広島大学教授

学位

法学士（広島大学）

教育活動

授業担当

1. 2018年、学部専門、1ターム、民事法特論
2. 2018年、博士課程・博士課程後期、2ターム、民事法総合演習

③実務家教員（みなし専任教員）（藤川和俊）

藤川 和俊 (FUJIKAWA Kazutoshi)



弁護士の使命

「基本的人権の擁護と社会正義の実現」これは弁護士法という法律が我々弁護士に託した使命です。弁護士は、時に国家権力と対峙し、また違法不当な暴力とも闘わなければなりません。そのときの武器は法律です。したがって、弁護士は、相手方よりも法律に精通していないわけにはなりません。それは、実務における生きた法です。私は、実務家教員として、みなさんに実務の実際についても深く学んでいただきたいと思っています。

■ 研究テーマ

平成9年に弁護士登録し、広島弁護士会副会長、中国地方弁護士会連合会常務理事を歴任。現在、日弁連民事裁判手続委員会副委員長。

[研究業績などはこちら](#)

基本情報

主な履歴

学歴

教育活動

授業担当

社会活動

委員会等委員歴

藤川 和俊 KAZUTOSHI FUJIKAWA

Last Updated : 2018/05/07

所属・職名 大学院法務研究科 民事法講座 みなし専任教員

[researchmap](#)

メールアドレス kazufuj@hiroshima-u.ac.jp

基本情報

主な履歴

2014年04月01日、2015年03月31日、広島弁護士会、副会長
2015年04月01日、2016年03月31日、中国地方弁護士会連合会、常務理事

学歴

広島大学、法学部法学科

教育活動

授業担当

1. 2018年、博士課程・博士課程後期、セメスター（前期）、法曹倫理 I
2. 2018年、博士課程・博士課程後期、2ターム、民事法総合演習

出典：広島大学大学院法務研究科ウェブサイト
<https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/prof>
<http://seeds.office.hiroshima-u.ac.jp/search/index.html>

基準 11－2－2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11－2－2 に係る状況)

【解釈指針 11－2－2－1】

本研究科の評価の基礎となる情報については、本研究科評価委員会において、調査及び収集を行い、広島大学法人文書管理規則及び広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則に基づき、適切な方法で保管している（資料 11－2－2－A）。

《広島大学法人文書管理規則

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000020.htm>

広島大学法人文書の分類、保存、重要度、移管及び廃棄等に関する細則

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000021.htm>

参照》

【資料 11－2－2－A：文書館】



出典：広島大学文書館作成

【解釈指針 11－2－2－2】

これらの資料は、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されている。

2 特長及び課題等

優れた点

外部評価委員会による評価において指摘を受けた改善事項から、地元企業と連携した組織的な就業支援につなげる目的で、授業科目を新たに開講するとともに、その一層の充実を図るためのセミナーの開催に至っている。このプロジェクトは法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても優れた取組として評価されている。

また、司法試験合格率の向上を目指した自己点検・評価がなお十分になされていないことから、神戸大学法科大学院との教育連携協定を結び、神戸大学法科大学院における教育改革・改善のための自己点検のあり様をモデルとして取り入れ、それを実践してカリキュラム再編等の成果に結びつけるなど、自己点検・評価そのものについてもより優れた取組から学んでより一層の改善を目指している。

改善を要する点

情報の公開については、自己点検・評価の結果を広く公表することはもちろん、それは同時に、本研究科における教育等の改善工夫を広報することでもあることから、本研究科の教育改革が具体的に法科大学院進学希望者やステークホルダーに伝わるよう、教育理念や目標を達成するためにどのような教育プログラムやシステムが用いられているのか、その教育成果としていかなる知識や能力を得られるのか、その獲得のための学修方法等を提示していく。

